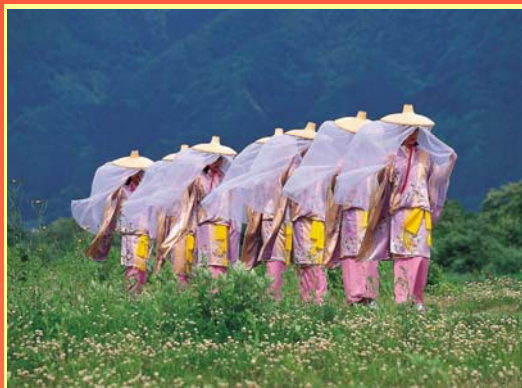


観光関連施策活用ガイドブック

観光地域づくり とうほく2009

～地域をいかす 人がつどう～



とうほく観光推進会議

国土交通省 東北運輸局

国土交通省 東北地方整備局

農林水産省 東北農政局

経済産業省 東北経済産業局

環境省 東北地方環境事務所

総務省 東北総合通信局

はじめに

平成19年1月、観光立国推進基本法が施行され、同年6月に観光立国推進基本計画が閣議決定されました。そして、平成20年10月1日、観光立国の実現に向け、「観光庁」が発足しました。観光立国の実現のためには、「国際競争力の高い魅力ある観光地づくり」等、官民あげた観光地域づくりが重要です。そのため、観光庁発足とあわせて、国の関係機関が連携し、東北地方における観光振興を強力に推進するため、『観光立国推進東北地方連絡会議（通称：とうほく観光推進会議）』が設置されました。

本冊子は、国の関係機関が推進している観光施策の所管事業を1冊に纏めたものです。地方自治体、観光事業者等の皆さんが、総合的に、効率的かつ効果的に、観光地域づくりを行う際のガイドブックとして、幅広くご活用いただければ幸いです。

とうほく観光推進会議

〔 東北運輸局、東北地方整備局、東北農政局
東北経済産業局、東北地方環境事務所、
東北総合通信局 〕

本書の構成

■とうほく観光推進会議・観光なんでも相談のイメージ	1
■目次・各機関別	2
■(1)東北運輸局	6
■(2)東北地方整備局	26
■(3)東北農政局	59
■(4)東北経済産業局	68
■(5)東北地方環境事務所	83
■(6)東北総合通信局	91
■お問い合わせ・相談窓口一覧	98

観光なんでも相談のイメージ

情報を求めている方
相談したい方

相談相手がわからない

相談相手がわかる

とうほく観光推進会議
総合相談窓口

(総合事務局) 東北運輸局 TEL022-380-1001

他の機関

担当者への紹介

直接相談

東北運輸局
相談窓口
(観光地域づくり
相談窓口)

企画観光部
観光地域振興課
TEL022-380-1001

東北地方整備局
相談窓口

企画部
企画課
TEL022-225-2171

東北農政局
相談窓口

(農山漁村活性化
支援窓口)
農村計画部
農村振興課
TEL022-261-6734

東北経済産業局
相談窓口

産業部
商業・流通
サービス産業課
TEL022-221-4914

東北地方環境事務所
相談窓口

国立公園・保全整備課
TEL022-722-2874

東北総合通信局
相談窓口

総務部
総務課 企画広報室
TEL022-221-0605

複数局による総合相談が必要な場合

単独局により対応可能な場合

問題解決のきっかけ作り!

合同相談(面談)

関係局が参加して必要な施策説明や
アドバイス等を実施

個別相談(電話・面談)

必要な施策説明やアドバイス等を実施

目 次

(1) 東北運輸局

	頁
① 観光圏整備事業	7
② 観光まちづくりコンサルティング事業	11
③ ニューツーリズム創出・流通促進事業	13
④ 観光産業のイノベーション促進事業	14
⑤ 観光地域プロデューサー事業	16
⑥ 観光カリスマ塾(人材育成事業)	18
⑦ ビジット・ジャパン・キャンペーン 地方連携事業	20
⑧ 訪日外国人に対応した観光関係従事者の人材育成事業	22
⑨ 地域公共交通活性化・再生総合事業	24

(2) 東北地方整備局

	頁
① 観光地域づくり実践プラン	27
② 建設業と地域の元気回復助成事業	29
③ 地域自立・活性化交付金	31
④ 地域活力基盤創造交付金	33
⑤ まちづくり交付金	35
⑥ 景観形成総合支援事業	37
⑦ 歴史的環境形成総合支援事業	39
⑧ 街なみ環境整備事業	41
⑨ 身近なまちづくり支援街路事業	43
⑩ 住民参加型まちづくりファンド支援業務	45
⑪ 「道の駅」の整備	47
⑫ 日本風景街道	49
⑬ みなと振興交付金	51
⑭ みなとオアシス	53
⑮ 港整備交付金	55
⑯ かわまちづくり支援制度(総合水系環境整備事業)	57
⑰ 港湾環境整備事業	58

(3) 東北農政局

頁

①農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	60
②農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
③広域連携共生・対流等対策交付金	64
④地方の元気再生事業	66

(4) 東北経済産業局

頁

①近代化産業遺産群	69
②広域・総合観光集客サービス支援事業	71
③戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	73
④中小商業活力向上事業	75
⑤中小企業地域資源活用プログラム	77
⑥農商工等連携の促進に関する支援	79
⑦地域資源∞全国展開プロジェクト	81

(5) 東北地方環境事務所

頁

①エコツーリズム総合推進事業	84
②自然環境整備交付金	86
③長距離自然歩道	90

(6) 東北総合通信局

頁

①地域ICT利活用モデル構築事業	92
②ユビキタスタウン構想推進事業(地域ICT利活用推進交付金)	95

ニーズ	事業・施策	頁
訪問客を増やし交流を広げたい	観光圏整備事業	7
	観光まちづくりコンサルティング事業	11
	ニューツーリズム創出・流通促進事業	13
	デジタル・ジャパン・キャンペーン・地方連携事業	20
	観光地域づくり実践プラン	27
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	60
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
	広域連携共生・対流等対策交付金	64
	地方の元気再生事業	66
	広域・総合観光集客サービス支援事業	71
ユビキタスタウン構想推進事業（地域ICT利活用推進交付金）	95	
地域の情報を伝えたい	観光圏整備事業	7
	「道の駅」の整備	47
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
	地域ICT利活用モデル構築事業	92
	ユビキタスタウン構想推進事業（地域ICT利活用推進交付金）	95
	観光圏整備事業	7
人材を育成したい	観光地域プロデューサー事業	16
	観光カリスマ塾（人材育成事業）	18
	訪日外国人に対応した観光関係従事者の人材育成事業	22
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
	エコツーリズム総合推進事業	84
	ユビキタスタウン構想推進事業（地域ICT利活用推進交付金）	95
	観光圏整備事業	7
観光客のニーズを把握したい	観光まちづくりコンサルティング事業	11
	ニューツーリズム創出・流通促進事業	13
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
	地方の元気再生事業	66
交通手段を充実したい	観光圏整備事業	7
	地域公共交通活性化・再生総合事業	24
新たなビジネス・商品開発をしたい	観光圏整備事業	7
	観光産業のイノベーション促進事業	14
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	60
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
	広域連携共生・対流等対策交付金	64
	地方の元気再生事業	66
	広域・総合観光集客サービス支援事業	71
	中小企業地域資源活用プログラム	77
	農商工等連携の促進に関する支援	79
	地域資源∞全国展開プロジェクト	81
	観光圏整備事業	7
農・林・漁業を元気にして観光に利用したい	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	60
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
	広域連携共生・対流等対策交付金	64
	地方の元気再生事業	66
	広域・総合観光集客サービス支援事業	71
	中小企業地域資源活用プログラム	77
	農商工等連携の促進に関する支援	79
	地域資源∞全国展開プロジェクト	81
とにかく地域を元気にしたい	観光圏整備事業	7
	観光地域づくり実践プラン	27
	建設業と地域の元気回復助成事業	29
	まちづくり交付金	35
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
	地方の元気再生事業	66
	近代化産業遺産群	69
	広域・総合観光集客サービス支援事業	71
	中小企業地域資源活用プログラム	77
	農商工等連携の促進に関する支援	79
	地域資源∞全国展開プロジェクト	81
	地域ICT利活用モデル構築事業	92
ユビキタスタウン構想推進事業（地域ICT利活用推進交付金）	95	
中心市街地・商店街を元気にしたい	観光圏整備事業	7
	まちづくり交付金	35
	住民参加型まちづくりファンド支援業務	45
	地方の元気再生事業	66
	広域・総合観光集客サービス支援事業	71
	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	73
	中小商業活力向上事業	75
	地域資源∞全国展開プロジェクト	81
	地域ICT利活用モデル構築事業	92
	ユビキタスタウン構想推進事業（地域ICT利活用推進交付金）	95
景観・街なみ・環境を整備しまちづくりを進めたい	観光圏整備事業	7
	地域活力基盤創造交付金	33
	まちづくり交付金	35
	景観形成総合支援事業	37
	歴史的環境形成総合支援事業	39
	街なみ環境整備事業	41
	身近なまちづくり支援街路事業	43
	住民参加型まちづくりファンド支援業務	45
	日本風景街道	49
	かわまちづくり支援制度（総合水圏環境整備事業）	57
地方の元気再生事業	66	
広域的に地域を整備したい	観光圏整備事業	7
	観光地域づくり実践プラン	27
	地域自立・活性化交付金	31
	地域活力基盤創造交付金	33
	日本風景街道	49
	地域ICT利活用モデル構築事業	92
	ユビキタスタウン構想推進事業（地域ICT利活用推進交付金）	95
”みなど”を利用して地域を元気にしたい	観光圏整備事業	7
	住民参加型まちづくりファンド支援業務	45
	みたと振興交付金	51
	みたとオアシス	53
	港整備交付金	55
自然とのふれあいを通じ地域を元気にしたい。	港湾環境整備事業	58
	日本風景街道	49
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	62
	エコツーリズム総合推進事業	84
	自然環境整備交付金	86
	長距離自然歩道	90

(注1)本インデックスは、「観光立国推進基本法の基本的施策」(1.国際競争力の高い魅力ある観光地づくり 2.観光産業の国際競争力の強化・観光の振興に寄与する人材の育成 3.国際観光の振興)を基本としてまとめたものです。
 (注2)掲載のニーズは、一部の施策事例を参考に掲載しており、必ずしも全てのニーズを網羅しているわけではありません。
 (注3)各ニーズに対応する支援メニュー(事業・施策)は、ニーズに合わせた主要な事業・施策を掲載しており、他の事業・施策が必ずしも該当しないということではありません。
 (注4)支援メニュー(事業・施策)の対象区分については、要件が限定される場合も含まれておりますので、対象の可否については、「担当窓口」にお問い合わせください。
 (注5)支援メニュー(事業・施策)うち、「住民参加型まちづくりファンド支援業務」及び「日本風景街道」の対象については、「担当窓口」にお問い合わせください。

(1) 東北運輸局

- ①観光圏整備事業
- ②観光まちづくりコンサルティング事業
- ③ニューツーリズム創出・流通促進事業
- ④観光産業のイノベーション促進事業
- ⑤観光地域プロデューサー事業
- ⑥観光カリスマ塾(人材育成事業)
- ⑦ビジット・ジャパン・キャンペーン 地方連携事業
- ⑧訪日外国人に対応した観光関係従事者の人材育成事業
- ⑨地域公共交通活性化・再生総合事業



観光カリスマ塾(秘湯の温泉カリスマ)

① 観光圏整備事業

法律の趣旨

観光立国の実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を活かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定める。

概要



国による総合的支援

地域が連携して行う取組への国の主な支援メニュー

○予算(観光圏整備事業費補助)、財投
 宿泊、観光資源、交通移動、案内・情報提供などのレベルアップを図る地域の取組を支援
 ⇒2泊3日以上快適に充実して過ごせる観光圏づくりに向けた地域の取組を活発化し、観光旅客の満足度を向上

○農山漁村活性化法の特例
 観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能
 ⇒農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在メニューの充実

○ハード面での連携
 社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮
 ⇒ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

○旅行業法の特例
 ホテル・旅館による旅行者代理業の特例
 ⇒宿による宿泊客への着地型旅行商品の販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

観光圏整備事業(補助スキームの概要)

1. 協議会の設置

補助対象事業者、農林漁業団体、NPO等からなる観光圏整備法に基づく協議会を設置

2. 観光圏整備計画

協議会の協議結果に基づき都道府県又は市町村が観光整備計画を作成

3. 観光圏整備実施計画

観光圏整備計画に基づき観光圏整備事業者が共同で観光圏整備実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受ける

4. 観光圏整備事業費補助制度

認定を受けた観光圏整備実施計画に基づき実施する民間事業で、第三者委員会の推薦を受けて観光庁で補助採択した事業の実施に要する以下の経費を補助

(観光圏整備事業の主な内容)

(1) 宿泊魅力向上事業費

観光圏整備に係る滞在促進区域内等のサービス改善及び向上を図るための宿泊(共用)施設外観整備費、共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費、従業員研修経費 等

(2) 観光圏イベント開発事業費

観光圏整備に係る新規イベント開発に係る専門家派遣等の制度設計費、パンフレット作成費 等

(3) 観光圏商品企画開発・販売促進事業費

観光圏整備に係る事業化に向けた事業可能性調査費、統一化されたロゴ等デザイン作成経費、専門家派遣等の制度設計費、地域資源を活用した土産品及び地産地消メニューの開発・販売事業及び起業化支援経費、商品販売のための空き店舗活用経費、パンフレット作成経費 等

(4) 観光圏体験・交流・学習促進事業費

観光圏整備に係る体験・交流・学習施設の整備・改良経費、体験・交流・学習プログラム商品の企画開発立上げ経費、制度設計費、パンフレット作成経費 等

(5) 観光圏人材育成事業費

観光圏整備に係る観光従事者及びガイド等の育成経費(講師等の派遣費、教材作成費) 等

(6) 観光圏交通整備事業費

観光圏整備に係る二次交通需要(実証実験)調査費、共通乗車船券の企画開発費、レンタカー活用支援費(多言語カーナビ等)、レンタサイクル活用支援費 等

(7) 観光圏情報提供事業費

認定観光圏案内所の開設・運営初期経費、ITを活用した情報提供・案内システムの開発・運営初期経費、案内板の設置費、観光案内標識の整備費 等

観光圏内外へアクセスするための公共交通施設整備の経費(鉄道施設・乗合バス施設・港湾施設・空港施設・その他ターミナルに係る外国語表記整備、外国語対応券売機整備) 等

(8) 観光圏モニタリング調査事業費

観光圏内の入り込み客数調査・観光客満足度調査・観光消費額調査費 等

(9) 上記以外の個別事業で、観光圏整備実施計画として国土交通大臣が認定した事業

◆補助率等

40%(個別事業毎に上限40%)

◆補助期間

原則2カ年(最大5カ年)

◆予算規模

H21 5.27億円非公共

○お問い合わせ先

東北運輸局 企画観光部 観光地域振興課

TEL 022-380-1001

東北地方整備局 企画部 企画課

TEL 022-225-2171(代)

観光圏整備のための支援措置について

観光圏整備事業費補助金

- ・観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による事業を財政的に支援するため、新たな予算制度を創設。
 - ・国費による補助率:40%
 - ・平成21年度予算案額:約5億82百万円(調査費含む)
- <具体的事業イメージ>
- ・宿泊施設の従業員研修、体験プログラムの開発、観光圏内の観光情報提供システムの立ち上げ、地産地消メニューの開発

財政投融資

- ・観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による宿泊業者の設備投資に関し、日本政策金融公庫による特利③(貸付後5年間で融資。
<基準金利年利2.95%に対し、特利③は年利2.05%(貸付期間20年場合)、金利は平成20年12月10日現在。>

地方税(不動産取得税)特例

- ・観光圏整備法に基づき市町村又は都道府県により組織される協議会の構成員たる公益法人が取得する文化財について、不動産取得税の課税標準を1/2控除する特例を創設。
- ・減税見込み額:約800万円(平年度)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

- ・観光圏整備計画に、「地域間交流の拠点となる施設の整備等」に関する事項が記載された場合において、当該観光圏整備計画を主務大臣(国土交通大臣・農林水産大臣)に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(農山漁村活性化法)の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、交付金の交付が可能となる。
 - ・交付率:1/2以内を基本とする。
 - ・平成21年度予算案額:349億15百万円の内数
- <具体的事業イメージ>
- ・収穫体験用ビニールハウスの整備、郷土料理体験用厨房施設の整備
- ※交付金の交付対象地域は、市街地以外で、農林漁業が重要な産業である地域。

観光圏整備事業(認定地域)

観光圏整備実施計画認定対象地域(東北・5地域)

全国30地域(21年度認定14地域、20年度認定16地域)

21年度認定圏域名(2地域)

「サブタイトル」
(対象市町村名)

20年度認定圏域名(3地域)

「サブタイトル」
(対象市町村名)

③会津・米沢地域観光圏

「変わらぬめぐり、変わる楽しみ～会津・米沢 千の旅回廊～」
(福島県会津若松市、喜多方市、下郷町、南会津町、山形県米沢市)+圏域拡大(福島県猪苗代町、磐梯町、北塩原村、西会津町)

⑤日本海きらきら羽越観光圏

「日本海、山の神々、舟運、食を通じたおもてなし」
(秋田県にかほ市、山形県鶴岡市、酒田市、戸沢村、三川町、庄内町、遊佐町、新潟県村上市、関川村、粟島浦村)

④新たな青森の旅・十和田湖広域観光圏

「地域の自然と生活を体感させる環境と共生した広域観光圏」
(青森県青森市、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町)

①伊達な広域観光圏

「ゆつくり滞在、伊達な時間(とき)を過ごす旅」
(宮城県仙台市、気仙沼市、登米市、松島町、利府町、南三陸町、大崎市、岩手県平泉町、一関市、奥州市)

②ふくしま観光圏

「やさしさと自然の温もり」
(福島市、相馬市、二本松市、伊達市)

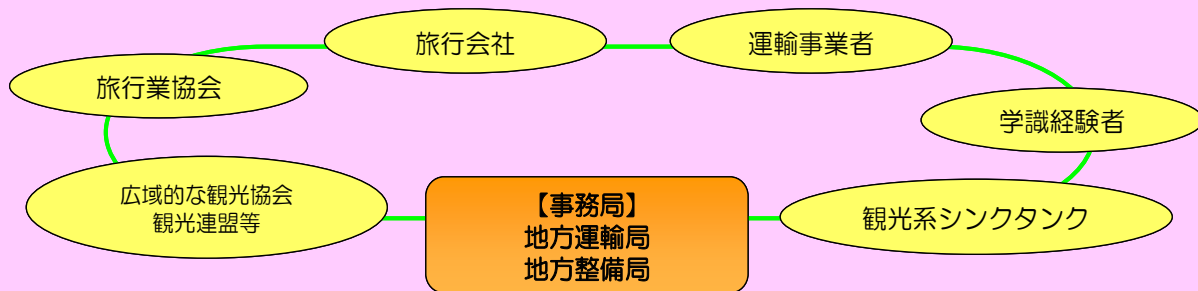
圏域名	協議会名	計画概要(キープコンセプト)
①伊達な広域観光圏	伊達な広域観光圏推進協議会(H20.4～)	旧仙台藩の「伊達」文化をキーワードに、東北のゲートウェイ仙台と、平泉等の歴史・文化資源を中心に、個性豊かな観光資源を一体のものとして、農林漁業等を活用した体験プログラム等を充実し、滞在促進の圏域を目指す。
【宮城県:仙台市、気仙沼市、大崎市、登米市、松島町、南三陸町、利府町/岩手県:一関市、奥州市、平泉町】		
②やさしさと自然の温もり ふくしま観光圏	福島市・相馬市・二本松市・伊達市観光圏協議会(H20.4～)	2泊3日はもとより、首都圏からの「1泊2日」を何度も再訪される環境を整備するとともに、障害者や高齢者にも配慮したバリアフリー観光の先進地域であることを活かして、「人の優しさが伝わるソフト事業」をキーワードに観光圏を整備する。
【福島県:福島市、相馬市、二本松市、伊達市】		
③会津・米沢地域観光圏	会津・米沢地域観光圏整備推進協議会(H20.7～)	「自然」「温泉」「食」「歴史」の地域資源を活かしながら、連泊プラン、朝夕の体験メニュー、滞在促進地区においては景観整備や泊食分離により「食」のPRにより、1泊2日や日帰り中心の「通過型観光」から「滞在型観光」への転換を図る。
【福島県:会津若松市、喜多方市、下郷町、南会津町 / 山形県:米沢市】+【圏域拡大 福島県:猪苗代町、磐梯町、北塩原村、西会津町】		
④新たな青森の旅・十和田湖広域観光圏	新たな青森の旅・十和田湖広域観光協議会(H21.2～)	「環境と共生した広域観光圏づくり」を共通コンセプトに、十和田湖と八甲田山等の自然と生活を未来にも継承させつつ観光客に堪能してもらうため、本地域ならではの自然と共生した生活文化の体験という観光スタイルとルールを確立することをテーマとした観光圏。 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により、農林水産物直売・食材提供供給施設を整備する。
【青森県:青森市、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町】		
⑤日本海きらきら羽越観光圏	日本海きらきら羽越観光圏推進協議会(H21.2～)	「日本海、山の神々、舟運、食を通じたおもてなし」をテーマに、かつて松尾芭蕉が「奥の細道」で旅をした地域について、北部は「鳥海山トレッキングと飛鳥わくわく体験」、中部は「食の都庄内と出羽三山精神文化」、南部は「日本海の神秘的な夕日と粟島体験」をテーマにした周遊型観光圏を目指す。
【秋田県:にかほ市 / 山形県:鶴岡市、酒田市、戸沢村、三川町、庄内町、遊佐町 / 新潟県:村上市、関川村、粟島浦村】		

② 観光まちづくりコンサルティング事業

趣旨

地域観光マーケティングの促進に向けた地域と旅行者等の連携・協働による観光まちづくりのために、「観光まちづくりアドバイザー会議」を設置し、アドバイスやコンサルティングを実施し、地域の魅力を活かした創意工夫豊かな企画旅行商品を造成・販売できる環境を整備する。

「観光まちづくりアドバイザー会議」



アドバイザー会議の審査を経て選定された、 1～3地域に対する個別支援の実施

- アドバイザー会議による個別コンサルティング事業
(=観光まちづくりコンサルティング事業)
- 旅行会社による商品化



アドバイザー会議

地域に対する支援の実施

- 地域の要請等に応じて、適宜、アドバイザー会議によるアドバイスを実施
- 旅行会社との商談会の開催
- ニューツーリズム実証事業等、国の支援策との連携

- ◆事業主体:自治体・観光関係団体・NPO等
- ◆補助率等:専門家の派遣によるアドバイス及び旅行商品化に向けた検討
(謝金及び委員等旅費…規定額の範囲内)
- ◆事業開始年度:平成18年度
- ◆支援スケジュール
 - ・募集(実施希望地域による「地域観光マーケティング戦略シート」作成・応募):
21年12月～22年1月
 - ・実施地域決定(観光まちづくりアドバイザー会議):22年2月～3月

○お問い合わせ先

- 東北運輸局
企画観光部 観光地域振興課
Tel 022-380-1001
- 東北地方整備局
企画部 企画課
Tel 022-225-2171(代)

地域観光マーケティングスキーム

地域観光マーケティングスキーム

地域のまちづくり推進母体による「**地域観光マーケティング戦略シート**」作成・提出

アドバイザー会議

「**地域観光マーケティング戦略シート**」をもとにシートの評価、重点支援地域を選定

地域に対する各種事業の実施

- 地域の要請等に応じてアドバイザー会議委員によるアドバイス
- 各地域と旅行会社との商談会の開催

集中的なコンサルティングの実施

重点支援地域に対し、「**観光人材育成**」「**魅力の発掘・増進**」「**旅行商品化に向けた具体的提案**」等アドバイスを実施

主な選定基準

- ①継続的な事業可能な、熱意ある地域の一体となった受入体制が整備されている。
- ②旅行者のニーズに合致したオンリーワンの観光資源（またはその見込みのある観光資源）が地域に存在する
- ③自地域の基礎的な分析ができています

各地域における取り組み

企画旅行商品としての流通

◆地域マーケティング促進セミナーの開催◆

〔第1回〕

平成21年1月29日 秋田市会場 40名参加

〔第2回〕

平成21年2月 6日 仙台市会場 29名参加



マーケティング促進セミナー

選定地域(平成18・19年度)

秋田県湯沢市・横手市、岩手県花巻市

東北観光アドバイザー会議 モニターツアーの実施について

【企画コンセプト】

◎湯沢・横手

湯沢・横手地域の特有の文化である川連漆器や増田の内蔵をコースに組入れ文化体験ができる内容とする。また、全国的に知名度のある「稲庭うどん」や「日本酒」、「横手やきそば」を楽しめるコースとする。ニューツーリズムの区分として、文化観光及びその他(街道観光)とし、菅江真澄と関連させ、羽後街道(R108)や羽州街道(R13)の宿場として栄えてきた「まち」の歴史と文化に触れてもらう内容を特徴とする。

◎花巻

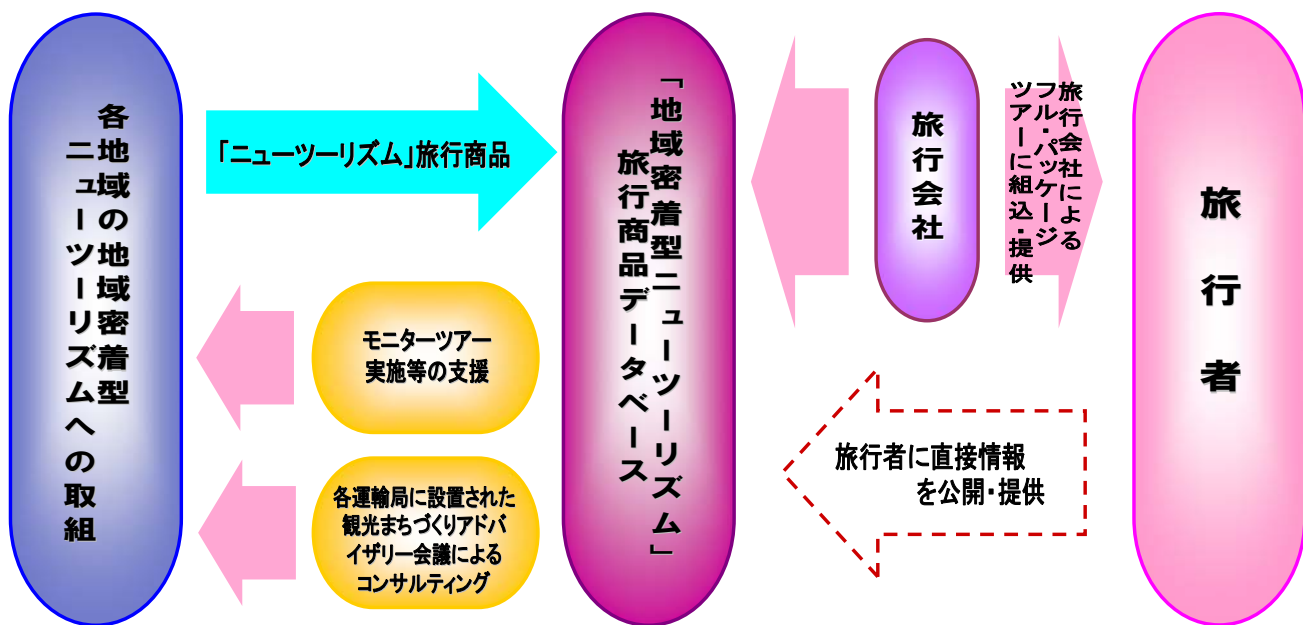
花巻ゆかりの宮沢賢治や新渡戸稲造をキーとした観光地づくりを推進するため、両者にゆかりの「まちあるき」のコースとし、この中に地元ガイドが活躍する場面、食を楽しむ内容を盛り込む。ニューツーリズムの区分として、文化観光とし、ガイドの説明による「まちあるき」と2日目のコース選択方式を特徴とする。

旅行商品化に向けて課題の抽出、観光資源の掘り起こしが図られる

③ ニューツーリズム創出・流通促進事業

地域密着型ニューツーリズムの促進について

- 「ヘルスツーリズム」、「産業観光」等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を進めている(平成19年度予算 8,000万円、平成20年度予算(案) 5,600万円)。
- 本事業においては、旅行商品化を進めるための留意点等をまとめたマニュアルやガイドラインの策定を目指すとともに、各地域の地域密着型のニューツーリズムに係る取組みを支援するため、各運輸局ごとに旅行会社や有識者等によるコンサルティングを行うとともにモニターツアーの実施の支援等を行う。
- また、これらの地域密着型のニューツーリズム旅行商品の流通を促進するため、データベースを構築し、大都市部の旅行会社によるパッケージツアーの造成や旅行者への情報提供を進めるとともに、シンポジウムの開催等の普及活動を行う。



平成21年度応募概要

(平成21年度については、近日中に発表予定)

◆事業主体：地域の観光関係者(旅行業者を含むものとする。)

◆国が負担する経費：概ね30万円程度

・リーフレットの作成・セミナーの開催等の広報経費、
ガイドマップの作成

※モニターの現地までの往復の交通費や旅行商品の直接原価となる宿泊、
飲食、体験などの経費は、地域又はモニター旅行者の負担とする。

◆募集期間：21年6月16日～30日

<モニターツアー催行期間>

平成21年7月～22年1月末

◆採択：応募のあった多数の実証事業計画から最大30事業を採択

【東北】3地域を採択

岩手県野田村、山形県尾花沢、長井市

〇お問い合わせ先

東北運輸局

企画観光部 観光地域振興課

TEL 022-380-1001

◆施策の詳細は次のURL参照 http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/new_tourism.html

④ 観光産業のイノベーション促進事業

宿泊産業、観光産業の新たなビジネスモデルの構築を支援するとともに、そのノウハウの普及・啓発を行う(平成21年度予算 1.7千万円)。

- 新たなビジネスモデルの例
(客室稼働率の向上、業務の共同化・効率化等)

・バーチャル旅館による共同販売、共同キッチン化



同地域の複数旅館がネット上に仮想旅館を構築し共同販売。空室状況を一元管理することにより、空室のある旅館に割り振り、相互に稼働率向上。また、共同キッチン化し、食材の仕入れ・加工を効率化。

・旅館アウトレットモールの構築



複数の旅館でインターネット上の仮想空間(旅館アウトレットモール)を構築し、旅行会社返室在庫の売れ残りの大幅削減等による客室稼働率の向上を図る。

・連携・共同によるブランド戦略の取り組み



複数旅館で、「エコ」、「バリアフリー」、「のんびり滞在」、「地産地消」等をブランド化し、共同で情報発信や顧客管理をすることで、リピーター確保等による客室稼働率の向上を図る。

- お問い合わせ先

観光庁観光産業課

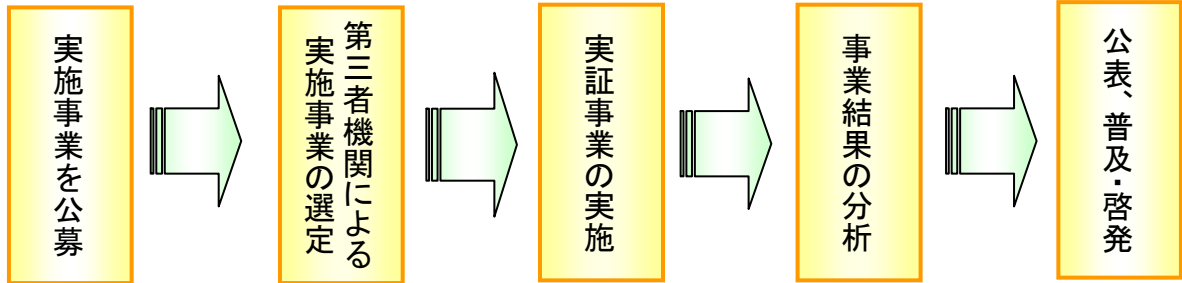
東北運輸局

企画観光部 観光地域振興課

TEL 022-380-1001

観光産業のイノベーション促進事業(実証事業)

事業実施の流れ



平成20年度 実証事業の実施概要

○平成20年度観光産業のイノベーション促進事業」の実証事業

- ◆目的 今後の国内の旅行市場において、観光産業を活性化していくためには、顧客サービスの向上と収益性の向上を目指した事業体質の改善を両立させた先進的なビジネスモデルの創出を促進する必要があります。
- ◆募集期間
平成20年8月28日～9月17日
- ◆応募及び採択
応募のあった17件の実証事業計画から6件を採択

【東北運輸局管内での採択事業】

事業名	申請者(代表団体名)	申請者(代表団体名)
はちのへ『朝めし』 『朝ぶろ』による朝 の新規需要創出 事業	(社)八戸観光コンベン ション協会	八戸の主要マーケットであるビジネス 客を、地域資源である「朝市」「銭湯」に 誘導を図るため、「朝の泊食分離商品」 として開発し、新規需要創出事業として 販売実験を行う

⑤ 観光地域プロデューサー事業

観光振興を通じた地域の活性化を図るためには、各地域の多様な観光資源を磨き、又は発見・創造して適切に情報発信するとともに、旅行者ニーズを踏まえ、関係者が見せ方・楽しませ方を工夫・改善していく必要があります、そのためには地域が一体となった観光地づくりを行うことが不可欠となっております。

こうした課題に対して、自身の知識と経験、何より熱意を持って地域のために活動する「プロデューサー」的人材が地域を牽引していくことが求められています。

そのため、地域の観光振興の牽引役となる人材を欲している地域と、観光地域プロデューサー希望者とのマッチングを促進する「観光地域プロデューサー」モデル事業を実施しています。

地域の悩み

- ・地域一体となった観光振興の取り組みについて、牽引役となる人材(プロデューサー)がいない。

人材側の不安

- ・退職後、自分の知識と経験を活かしたい。
- ・地域の情報が不足しており、I・Uターンに踏み切れない

観光地域プロデューサー制度の活用

制度の概要

- 観光地域プロデューサーに求められる能力要件を整理
- 標準的な人材育成プログラムを取りまとめ
- 経験に加え、必要な研修を実施

- 観光地域プロデューサーの登録
- 求められる地域と求められる人材のマッチング

人材供給源

- 観光業界における団塊世代の退職を受け、そのノウハウを活用
- Uターン等で地域に貢献したい人を活用

観光地域プロデューサーを育成 (「経験」+「知識」)

- ・マーケティング、地域ブランド管理の視点
- ・観光業・旅行業の視点
- ・景観デザイン、都市計画・開発の視点
- ・地域の文化・歴史に関する視点
- ・国・自治体の関係施策の理解
- ・地域とのコミュニケーション・調整能力

地域に活躍の場

- 観光地域づくり戦略策定
- 着地型旅行商品の開発、流通への発信
- 地域の景観形成

地域の経済・雇用の活性化

国際競争力のある観光地づくり

観光地域プロデューサー事業の実施例

平成20年度モデル事業の概要

- 20年4月23日 モデル事業対象地域(モデル地域)の募集(～5月16日)
- 20年7月3日 モデル事業対象地域の選定
以下の2地域を選定
①茨城県石岡市 ②新潟県佐渡市
- 20年7月4日 「観光地域プロデューサー」希望者の募集(～7月18日)
- 20年8月20日～22日 「観光地域プロデューサー」研修の実施(千葉県柏市の国土交通大学校柏研修センター)
- 20年9月24日 「観光地域プロデューサー」の決定
- 20年10月1日 「観光地域プロデューサー」が各モデル地域において業務開始



(平成20年度「観光地域プロデューサー」研修の様子)



(平成20年度「観光地域プロデューサー」に選定された方々
(写真前列左から2, 3人目)

◆事業主体(対象)

- ・観光地域づくりプロデューサー
公募者の中から「観光地域プロデューサー」モデル事業検討会にて選定
- ・モデル地域
応募地域の中から「観光地域プロデューサー」モデル事業検討会にて選定

◆補助率等

- ・「観光地域プロデューサー」が行う業務に関し国が負担できる費用は、旅費、会議費、広告広報費、資料作成費等で、人件費は対象となりません。

○お問い合わせ先

東北運輸局
企画観光部 観光地域振興課
Tel 022-380-1001

⑥ 観光カリスマ塾(人材育成事業)

目的

観光カリスマ塾は、地域のリーダーとして観光地づくりに成功した観光カリスマから、その取り組みのプロセスを観光カリスマの現地で直接講義を受け、意見交換をすることにより、次代の観光まちづくりのリーダーを育成することを目的とする。

概要

観光カリスマを講師として、観光カリスマの現地において、20名程度の受講生を対象に、講師となる観光カリスマ自身が策定するカリキュラムを基に、講義・現地視察等を一泊二日(または二泊三日)のセミナー形式で開催します。

受講資格

自治体関係者、観光関連業界の方、学生の方など、地域の特色を活かした観光振興や地域の活性化、魅力のあるまちづくりに熱意のある方ならどなたでも受講できます

カリキュラムの内容

- ・観光カリスマの取組活動などの講義
- ・観光カリスマによる現地視察・現場体験
- ・受講生によるグループミーティング
- ・地元の関係者との意見交換会など、観光カリスマと地域が取り組んできたことを「体験」できる構成になっています

平成20年度 開催実績

開催地	「観光カリスマ」	開催時期
鹿児島県指宿市	有村 桂子	平成20年10月
長野県小布施町	唐沢 彦三	
群馬県みなかみ町	河合 進	
広島県三次市	平田 克明	平成20年11月
北海道弟子屈町	山田 桂一郎	
兵庫県神戸市	金井 啓修	
高知県馬路村	東谷 望史	
秋田県仙北市	佐藤 和志	平成21年 2月

○お問い合わせ先
東北運輸局 企画観光部 観光地域振興課
TEL 022-380-1001

「観光カリスマ」一覧

東北運輸局管内

氏名	所属・カリスマ名・功績
① 工藤 順一 (第1回選定) H14.12.26	観光カリスマ工藤事務所 代表 (山形県寒河江市) 『観光農業のカリスマ』 農業を「無限の観光資源」としてとらえ、「雪中いちご狩り」など、観光と農業を結びつけたユニークな商品づくりを展開し、地域づくりに取り組んでいる。これまで寒河江を通過していた多くの観光客を「着地」させることに成功した。
② 唐橋 宏 (第2回選定) H15.2.21	会津そばとびあ会議理事 (福島県会津若松市) 『そばによる地域おこしのカリスマ』 日本初の「全国そばサミット」を企画するなどそばを起爆剤とした地域活性化に市町村の枠を越えたネットワークで取り組むとともに、自らも「会津そば塾」を運営するなど、そばファンの開拓とそばを通じた全国各地の村おこしに貢献した。
③ 佐藤 和志 (第2回選定) H15.2.21 平成20年度 カリスマ塾開催	乳頭温泉 鶴の湯温泉代表取締役 (秋田県仙北市) 『秘湯の温泉カリスマ』 秘湯ロマンにこだわり、豪雪にも関わらず冬季営業をはじめ、湯治場風景や自然景観を守るため周辺土地の取得やひなびた姿を残しつつ、乳頭温泉郷の環境保全とイメージアップに指導力を発揮し、全国的な人気温泉地を作り上げた。
④ 田口 久義 (第2回選定) H15.2.21	田沢湖ふるさとふれあい協議会会長 (秋田県仙北市) 『農村滞在型修学旅行ビジネス創出のカリスマ』 修学旅行・体験学習向け農業体験の総合的窓口として、学校ごとに異なるニーズと農家ごとの受入可能性、スケジュール等相互調整を旅行代理店も含め一手に引き受け、町全体として対応することによって万全の受入体制を築き高い評価を受けるなど、都市農村交流の活性化に貢献した。
⑤ 佐藤 雄二 (第3回選定) H15.5.28 平成16年度 カリスマ塾開催	小野川温泉 河鹿荘代表取締役社長 (山形県米沢市) 『観光知のカリスマ』 小さな温泉街「小野川温泉」を魅力あるものにするため、若手リーダーとして地域をまとめ、「夢ぐりプラン」「そぞろ歩きお休み処」「どこでも出前」をはじめ数々の新たな試みを行い、短期間で小野川温泉を「そぞろ歩きができる温泉街」として全国から注目される温泉街に成長させた。
⑥ 斎藤 一彦 (第3回選定) H15.5.28	常磐興産㈱代表取締役社長 (福島県いわき市) 『観光による地域再生のカリスマ』 独創的なアイデアと行動力で温泉施設を全国区の温泉テーマパーク「スバリゾートハイアンス」に育て上げ、地元雇用を創出するなど地域経済の活性化を実現し、斜陽の石炭城下町を、観光を基幹産業とする地域に転換・再生させることに貢献した。

氏名	所属・カリスマ名・功績
⑦ 角田 周 (第4回選定) H15.8.21 平成18年度 カリスマ塾開催	企画集団「ラブリー金木」代表 (青森県五所川原市) 『「もっけ」と「じょっぱり」の津軽のカリスマ』 冬季の観光資源に乏しい青森県において厄介者である風雪と寒さを逆手にとった、「地吹雪体験ツアー」などの人気を定着させ、雪とほとんど縁のない地域からの観光客を中心に数多いファンを生み出した。また、夏の津軽の火祭りなどの新しいイベントを次々と手がけ、さらに広域観光ネットワークづくりにも取り組んでいる。
⑧ 渋谷 文枝 (第4回選定) H15.8.21	農家レストラン経営 (宮城県加美町) 『伝統食によるアメニティ創出のカリスマ』 農村食文化の女性企業家として、自ら経営する農家レストランにおいて、あいがも農法による有機米や自家野菜を使用した地域の伝統食を提供するなどスローフードを実践するとともに、農村発の食アメニティを県内外へ積極的に情報発信し、農村女性企業家のモデルとして都市農村交流を通じた地域活性化に貢献している。
⑨ 綾野 輝也 (第5回選定) H15.12.15	株式会社黒船 代表取締役会長 (岩手県奥州市) 『蔵を守り活かしたまちづくりのカリスマ』 江刺のまちに数多く眠っていた「蔵」に着目し、長浜の黒壁によるまちづくりの先進事例をうまく取り入れながら「蔵」を守り活かすことによって、寂れていた江刺の中心市街地を活性化させることに貢献した。
⑩ 小椋 唯一 (第7回選定) H16.10.19	東北観光推進機構 教育旅行アドバイザー (福島県猪苗代町) 『修学旅行、校外学習等の教育旅行誘致のカリスマ』 修学旅行、体験型校外学習等の教育旅行を、地元猪苗代町のみにとどまらず、福島県、東北地方へ誘致するべく豊富な知識とノウハウを駆使し新しい企画を打ち出しながら活動を行い、誘客を推進しており、観光産業をはじめとする地域の振興に貢献している。
⑪ 渋谷 恵男 (第7回選定) H16.10.19 平成19年度 カリスマ塾開催	会津若松商工会議所 副会頭 (福島県会津若松市) 『街並み整備によるまちなか観光のカリスマ』 空洞化が進む中心市街地の会津若松市七日町通りに、かつての賑わいを呼び戻すため、蔵や木造商家、洋館などの既存建物を活かした街並み整備を推進するための組織化を図り、建物の修景と併せた業種転換・空き店舗の活用や、骨董市、ジャズライブ、女性による着物ウォークなどのイベントも開催。ハード・ソフト両面での誘客増加策を展開し「まちなか観光」の推進に寄与している。

◆観光庁ホームページ◆

観光カリスマ一覧 http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/jinzai/charisma_list.html

⑦ ビジット・ジャパン・キャンペーン 地方連携事業

2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの目標に向け、重点12市場を対象に、我が国の観光魅力を発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を支援するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進。

◆対象事業

- ・海外旅行会社の東北への招請、商談会の実施
- ・海外メディアの東北への招請、取材支援
- ・海外のテレビ等による広告宣伝
- ・海外の旅行博覧会等へのブース出展
- ・訪日教育旅行の誘致

◆対象市場

韓国、台湾、香港、中国、オーストラリア、タイ、シンガポール、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ

◆対象者

自治体、観光関係団体、民間企業等
(国と連携し広域的に事業実施できることが必要。)

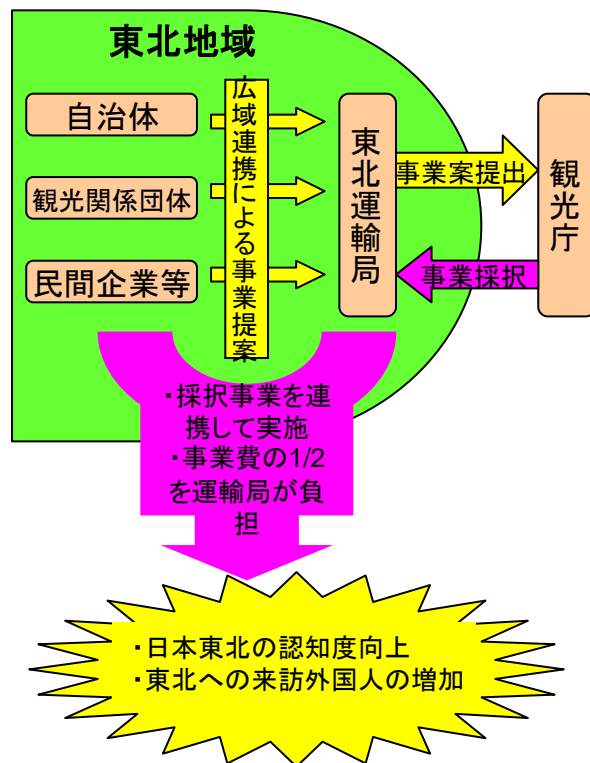
◆負担率等

総事業費の1/2の範囲内において東北運輸局が負担(あくまでも国との共同事業であり補助金ではありません。)

◆スケジュール等

翌年度の事業計画について、10月頃から事業提案を公募。運輸局、観光庁のヒアリングを経て事業採択。(募集時期等はホームページ等で公表予定)

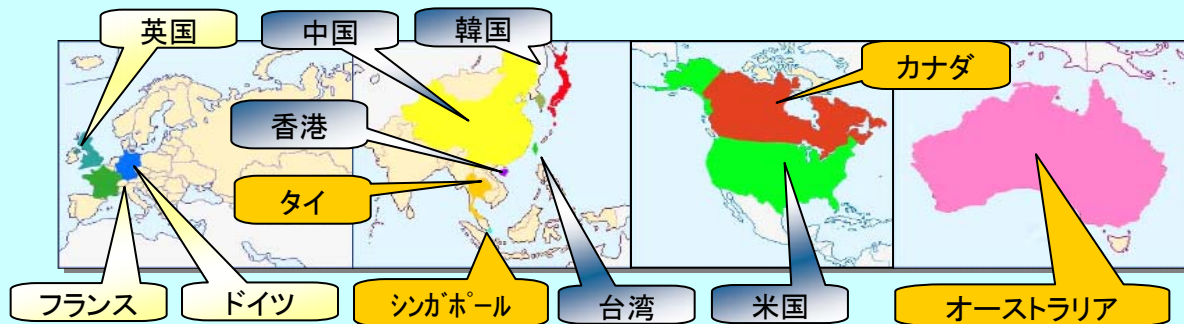
VJC地方連携事業のイメージ



重点市場

訪日旅行者数の多い12の国・地域

※このほか、有望新興市場(インド、ロシア、マレーシア)において調査を実施



○お問い合わせ先
東北運輸局 企画観光部 国際観光課
Tel. 022-791-7510

「YOKOSO! JAPAN 東北・2009」事業

目的

東北6県・新潟県の官民が一体となって、海外の重点市場から旅行会社のキーパーソンを招請。「東北視察ツアー」「交流商談会」等を実施し、美しい風景や旬の食、温泉など、東北の観光魅力を重点市場に対し強力に情報発信し旅行商品造成促進を図る

日程

2009年9月初旬予定

参加者数

海外からの招請者 50名予定

主催

東北運輸局・東北観光推進機構

東北視察ツアー

東北の冬をテーマに「雪体験・遊び」「祭り」「温泉」をPRし、入り込み客数が減少する冬の期間の訪日外国人客の底上げを図る。



交流商談会

事業実施期間中、東北の観光関係者等と海外旅行エージェントによる具体的な商談を実施



交流商談会

「東北広域観光テレビ宣伝」事業

目的

香港からテレビクルーを招請し撮影及び放映してもらうことにより、東北の知名度向上と更なる誘客を図る。

日程

2009年4月9日～5月4日

撮影内容

東北6県・新潟県の観光地及び観光資源

主催

東北運輸局・東北観光推進機構

番組製作取材支援

東北地方への旅行者の増加が著しい香港向けに、東北の春・桜をメインテーマに各県の観光地・観光資源を撮影し、香港においてテレビ番組として放映。
2010年3月までに、30分番組を5本放映予定



山形置賜桜回廊での撮影風景

スキー・雪体験ツアー誘客促進事業

目的 東北の中でも、特に長期滞在型の豪州スキー旅行客のニーズにあったスキーリゾートを取材してもらい、豪州の一般消費者にあらたなデスティネーションとして知名度向上を図る。

日程

2010年2月実施予定

参加者

豪州のメディア5名招請予定

主催

東北運輸局・東北観光推進機構



⑧ 訪日外国人に対応した観光関係従事者の人材育成事業

2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするという目標に向け、国内の受入態勢の整備が重要である。

しかし、外国人にアピールする旅行関連情報の提供が充分でなく、観光案内所で提供される情報も統一的でないため、外国人が一人歩きしにくい旅行環境となっている。

このような状況の改善を目的として、「訪日外国人観光案内基本マニュアル」の作成や、観光関係従事者を対象に全国の地方運輸局管轄地域において「訪日外国人旅行者接遇研修会」を開催している。

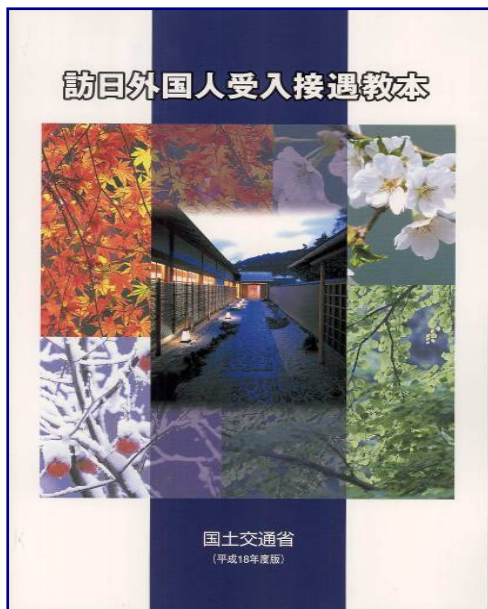
「訪日外国人旅行者接遇研修会」の開催状況

〔研修内容例〕

- ・訪日外国人旅行者動向と受入対策事業実施状況
- ・台湾人旅行者受入のメリットと接遇上の注意事項
- ・韓国人旅行者の特徴とニーズ 等

〔主な受講者〕

ホテル・旅館従業員、交通機関職員、観光案内所職員



訪日外国人観光案内 基本マニュアル

○お問い合わせ先
東北運輸局 企画観光部 国際観光課
Tel. 022-791-7510

「訪日外国人旅行者接遇研修会(研修実績)」

「訪日外国人旅行者接遇研修会」の開催状況

(平成16年度～20年度研修実績)

年度	開催回数	参加総数
16	20回	1,876名
17	20回	1,947名
18	13回	1,338名
19	13回	1,628名
20	10回	818名



(平成20年度研修開催)

開催時期	開催地
平成21年2月～3月	北海道音更町、山形県山形市、群馬県渋川市、石川県七尾市、静岡県静岡市、和歌山県白浜町、岡山県岡山市、香川県高松市、長崎県五島市、沖縄県恩納村

＜東北運輸局管内における開催数＞

- 平成16年度 2回 (盛岡市、福島市) 249名参加
- 平成17年度 2回 (秋田市、山形市) 213名参加
- 平成18年度 2回 (弘前市、仙台市) 245名参加
- 平成19年度 2回 (盛岡市、福島市) 400名参加
- 平成20年度 1回 (山形市) 105名参加

＜講師＞

- 外国人旅行者の実情に詳しい旅行業者等

＜講演内容例＞

- 地域で取り組む外国人観光客誘致
- アジアインバウンドの現状と受入準備
- 心のこもった本当のサービスとは 等

＜主な受講者＞

- ホテル・旅館、交通機関、観光案内所等の職員及び従事者

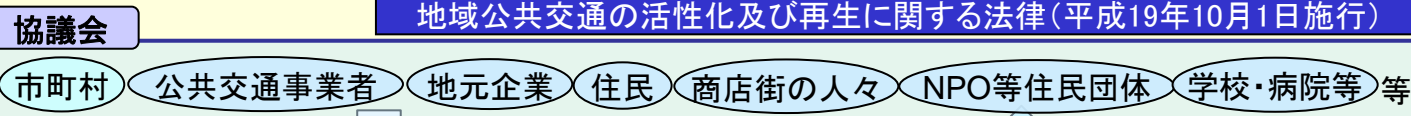
⑨ 地域公共交通活性化・再生総合事業

◆目的

地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す。

◆事業内容

地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。



地域公共交通総合連携計画
地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

うち協議会が実施する事業

地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例)
- ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船等の実証運行(運航)
 - ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化の実証運行
 - ・空港アクセス改善(空港アクセスバスの実証運行等)
 - ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航等
 - ◇ 車両関連施設整備等
 - ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合環境整備、デマンドシステムの導入 等
 - ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
 - ◇ 乗継円滑化等
 - ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進 等
 - ◇ 公共交通の利用促進活動
 - ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
 - ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
 - ◇ その他地域の創意工夫による事業



- 【地域公共交通特定事業】**
- ・LRTの整備
 - ・BRTの整備
 - ・オムニバスタウンの推進
 - ・海上運送サービスの改善
 - ・乗継の改善
 - ・地方鉄道の再生

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- ・関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

策定支援

- ・協議会の参加要請応諾義務
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

取組支援

新支援制度による支援
(地域公共交通活性化・再生事業費補助金)

- <補助率等>**
- 「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費 定額
 - 総合事業計画に定める事業に要する経費
 - ・実証運行(運航) 1/2
 - ・実証運行(運航)以外の事業 1/2 (※)
- (※)政令市・特別区が設置する協議会の取り組む事業 1/3

- <制度の特徴>**
- 【計画的取組の実現】
 - ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
 - 【協議会の裁量確保】
 - ・事業をパッケージで一括支援
 - ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施
 - 【地域の実情に応じた支援の実現】
 - ・地域の実情に応じた協調負担の実現
 - 【事業評価の徹底】
 - ・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

- ◆事業主体
 - ・地域公共交通活性化・再生に関する法律第6条に規定する協議会(法定協議会)
- ◆事業実施期間(補助期間は最大3か年度)
- ◆21年度予算額(全国) 4,400百万円

○お問い合わせ先
東北運輸局 企画観光部 交通企画課
TEL 022-791-7507

仙台まるごとパスを活用した仙台市地域公共交通総合連携計画

現状の課題

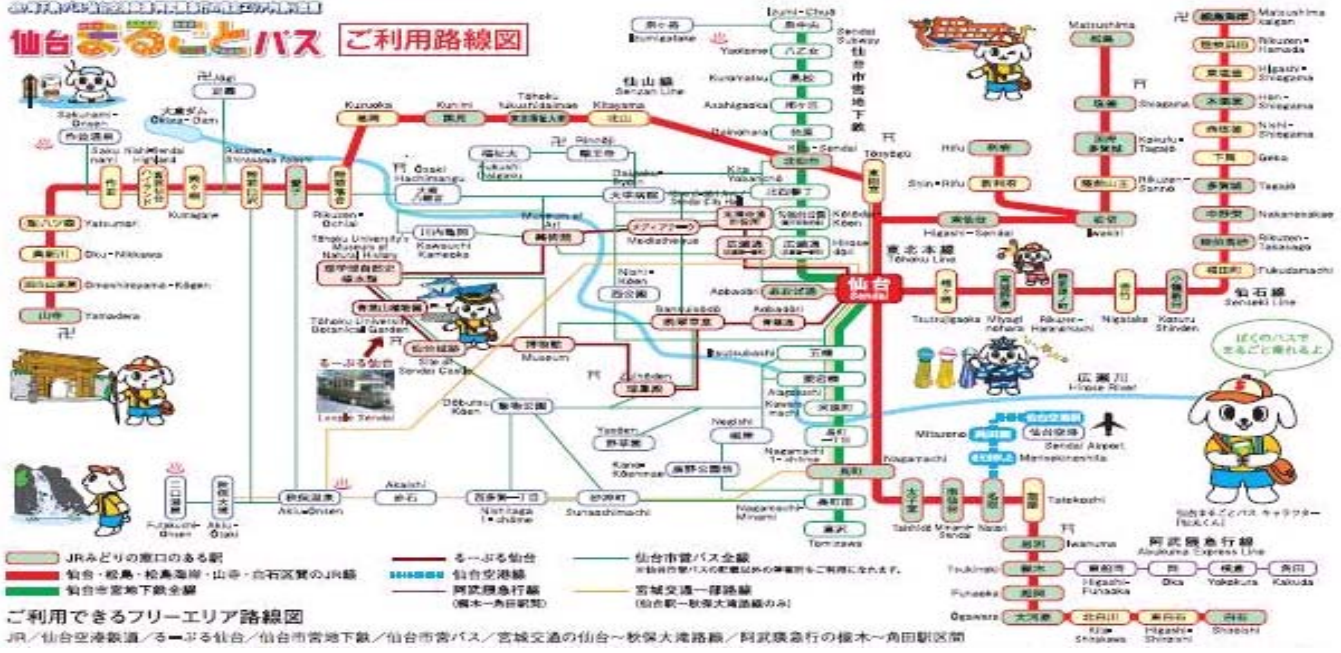
- ・仙台まるごとパスの販売数が当初の目標数に達していない。
- ・複数の交通機関を利用できる利便性などのイメージを持って実感できるような広報活動が不足。
- ・外国人へのPRが不十分であり、公共交通機関を十分に利用していない。

事業の目的

・国内、外国人観光客を対象とした知名度向上及び外国人の受入環境の整備

目標

- ・パスの利便性や魅力の向上
- ・年間販売目標枚数25,000枚。



実施主体 仙台まるごとパス運営協議会

事業内容

- ・国内向け広告宣伝
 - パンフレットやポスターを活用した情報発信
 - テレビ番組を活用した情報発信
 - 旅行雑誌を活用した情報発信
- ・海外向け広告宣伝
 - 外国語版リーフレットの充実
 - ・パスの利便性と魅力向上
 - 特典・割引クーポンの日本語版・外国語版作成

(2) 東北地方整備局

- ①観光地域づくり実践プラン
- ②建設業と地域の元気回復助成事業
- ③地域自立・活性化交付金
- ④地域活力基盤創造交付金
- ⑤まちづくり交付金
- ⑥景観形成総合支援事業
- ⑦歴史的環境形成総合支援事業
- ⑧街なみ環境整備事業
- ⑨身近なまちづくり支援街路事業
- ⑩住民参加型まちづくりファンド支援業務
- ⑪「道の駅」の整備
- ⑫日本風景街道
- ⑬みなと振興交付金
- ⑭みなとオアシス
- ⑮港整備交付金
- ⑯かわまちづくり支援制度(総合水系環境整備事業)
- ⑰港湾環境整備事業



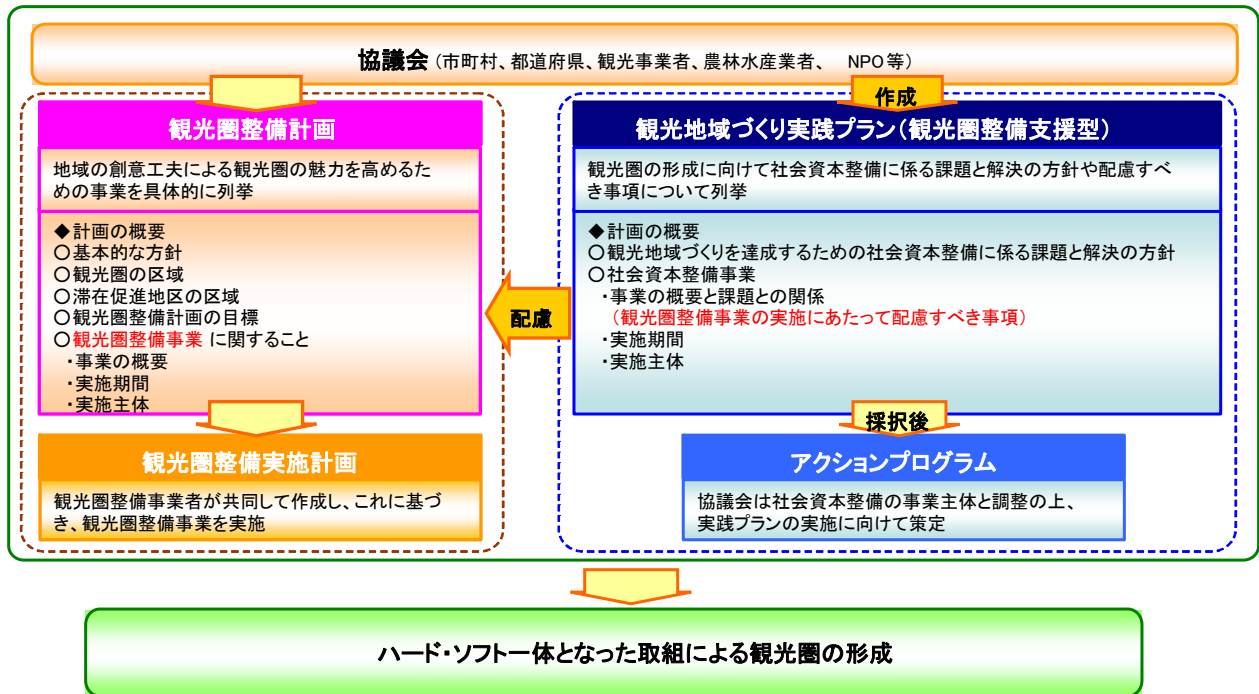
身近なまちづくり支援街路事業
(仙北市 角館)

① 観光地域づくり実践プラン

観光圏の形成を図ろうとする単独又は複数の市町村若しくは都道府県の地域を対象に、国土交通省の重点的な支援を受け、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な観光地域づくりを行うものです。

事業内容は次のとおりです。

- ・ 協議会は、「実践プラン」の実施のため、関係する事業・施策を計画的かつ一体的に進めるとともに、関係者間で認識、情報を共有することを目的として、実施スケジュールを記載した「アクションプログラム」をとりまとめます。
- ・ 国土交通省は、「実践プラン」の実施に資するため、所管事業の重点的な実施等に配慮するとともに、海外宣伝をはじめとするキャンペーンの展開、地域団体が行う観光に関する活動等への支援を行います。
- ・ 協議会は、毎年度、アクションプログラムのフォローアップ調査を実施します。



- ◆ **事業主体**
自治体、観光団体等が加わった協議会組織
- ◆ **補助率等**
国土交通省が所管の事業や施策により総合的、重点的に支援する。
- ◆ **事業開始年度**
平成17年度～
- ◆ **支援スケジュール(参考 H20のスケジュール)**
観光圏整備計画が公表されている観光圏整備支援型の場合は随時受付
未公表の準備型は、募集:H21.1.20～3.6 決定:4月

○お問い合わせ先

- 東北地方整備局
企画部 企画課
TEL 022-225-2171(代)
- 東北運輸局
企画観光部 観光地域振興
TEL 022-380-1001

〈東北〉選定地域

○秋田岩手広域地域連携観光交流推進協議会《H15選定》

○雄物川観光交流地域活性化協議会《H16選定》

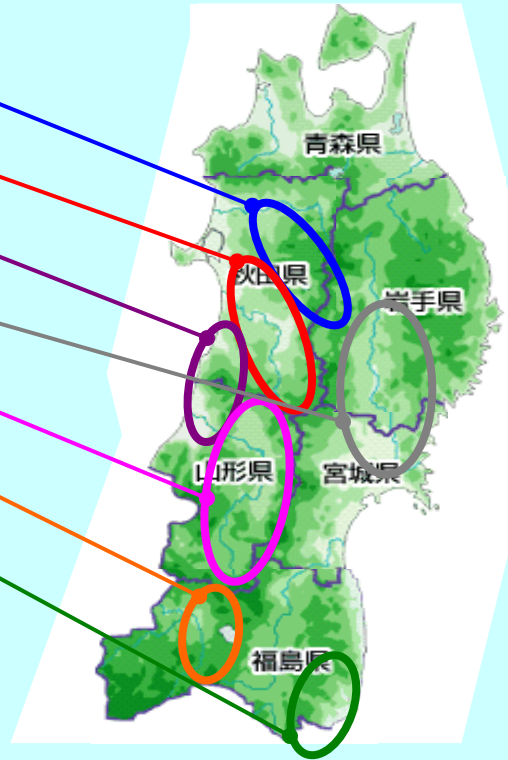
○環鳥海地域観光交流推進協議会《H17選定》

○北上川流域観光地域づくり協議会《H19選定》

○最上川流域観光交流推進協議会《H16選定》

○あいづ広域連携観光交流推進協議会《H15選定》

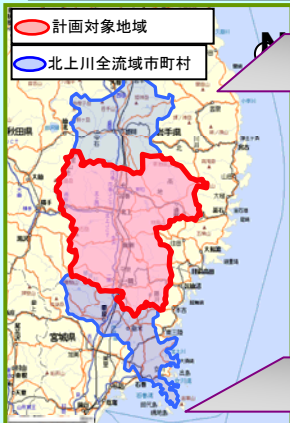
○いわき・北茨城・高萩広域観光推進協議会《H16選定》



〈東北〉取組事例

○北上川流域観光地域づくり協議会(対象地域:5市4町)《H19選定》

〈テーマ〉『もっとゆったり、感じるままに』 ～出会いとふれあいの北上川～



《出会い》
みちのくの大地と人々の出会い

- ・北上川舟運を観光軸に
- ・リピータ、滞在型観光
- ・心と心を繋ぐ観光を

《ふれあい》
自然・歴史文化・風土 人々の暮らしにふれあう

《計画概要》

○北上川舟運を軸とした新たな魅力創出のほか、農山村の暮らしを体験するグリーンツーリズムや郷土芸能などの体験型観光と平泉文化遺産などの集客力の高い観光資源と連携し、人々の“こころ”と“心”を繋ぐ観光を目指す。



郷土食の伝承と提供、地場産品を活用した新郷土食の提供を実施。



里山の自然や暮らし・人との交流に着目した観光資源発掘や、体験型観光を実施。



北上川全域をフィールドとした、北上川舟運の復活に向けた調査を実施。



世界遺産登録が期待される平泉の文化遺産を活用した国際観光への各種取組みを実施。



② 建設業と地域の元気回復助成事業

地域の建設業は、地域経済や雇用のそれぞれ約1割を担う基幹産業であるものの、建設投資の減少、価格競争の激化、景気の悪化など、地域の建設業を取り巻く経営環境はかつてない厳しい状況となっているとともに、地域経済も厳しい状況となっています。

こうした状況の中、建設業の保有する人材、機材、ノウハウ等を活用し農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種との連携により、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や地域の活性化を図ることが求められています。

このため、地域における問題意識を共有した上で、建設業団体や地方公共団体などの地域関係者が協議会を構成し、地域の合意形成等を促進しながら、異業種との連携等による地域活性化に資する事業の立ち上げを支援します。

◆事業実施主体

建設業団体、地方公共団体等からなる協議会

◆支援内容

事業実施主体である協議会が行う検討、計画策定、人材育成、広報、連携事業の試行的実施等の活動全般

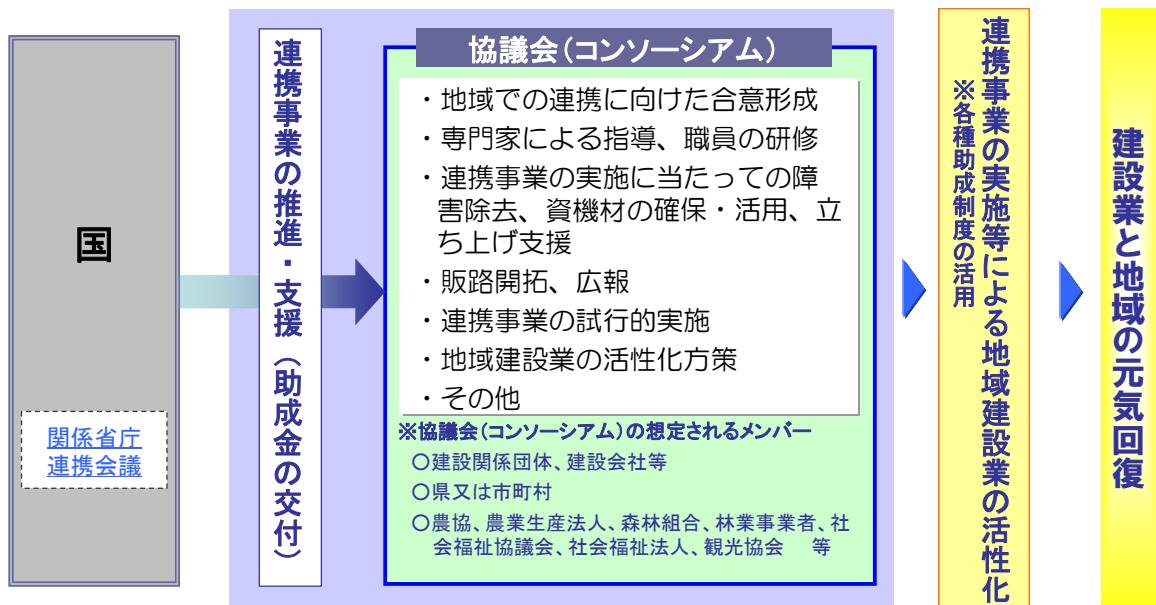
◆助成額

定額(上限は2,000万円)

◆事業公募期間

平成21年9月1日(火)～9月30日(水)(※当日必着)

(今回は第二次募集として、**概ね50件程度を選定する予定**です。)



○お問い合わせ先

東北地方整備局

建設部 計画・建設産業課 TEL 022-225-2171(代)

地域における建設業と観光分野との連携について

「元気回復事業」による協議会の活動(例)

- ・地域の合意形成
 - ・地域における潜在的な新しい観光資源の発掘
 - ・必要な機材等の有効活用方法の検討や人材の育成(研修等)
 - ・公的部門が管理する観光施設の活性化方策の検討(指定管理者制度等)
 - ・連携事業の試行的実施
 - ・建設業の活性化方策の検討
- 等

観光協会等と建設企業との連携事業の実施

期待される効果(例)

観光業

- ・観光客の増加
- ・関連産業の発展

建設業

- ・所有の機材や遊休土地、施設を有効活用した建設事業の増大
- ・ノウハウを活用した、指定管理者制度による運営受託
- ・リニューアルやバリアフリー化等の施設整備、駐車場・歩道・自転車道等の公共施設整備への参画

地元自治体

- ・観光の振興
- ・雇用の維持、地域経済の活性化
- ・魅力ある地域づくり

○富山県の建設企業の取組

地域交流の一環として、観光農園・体験型農場事業を展開

道路沿いにある自社の資材置き場を活用し、地域交流や農林業振興など地域振興の拠点に生まれ変わらせる。将来は「道の駅」の誘致も計画。



○東京都の建設企業の取組

地元資源を活かした名物サービス業の営業展開

工船用船舶の運航経験という自社の経営資源を活かして、屋形船でもんじゃ焼きを提供するサービスに進出。



③ 地域自立・活性化交付金

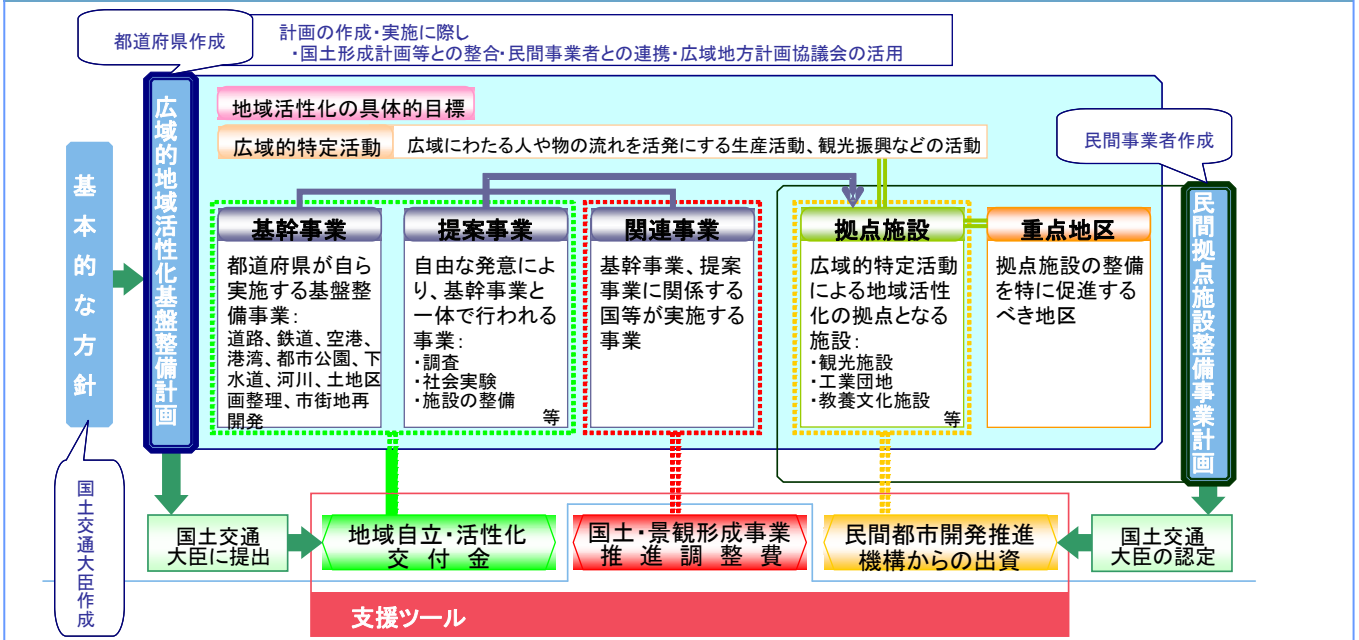
地域自立・活性化交付金は、広域にわたる人や物の流れを活発にすることを通じて地域の活性化を支援します。また、地域の活性化に必要な基盤整備とソフト事業を、民間活動に併せてタイミング良く効率的に実施します。

特徴としては、都道府県が作成する「広域的地域活性化基盤整備計画（広域活性化計画）」の基幹事業及び提案事業に対し、国土交通大臣が交付金を一括して交付します。

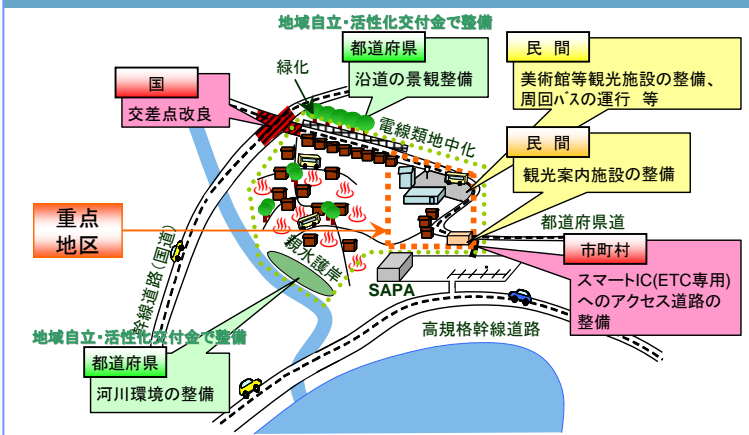
支援の内容は次のとおりです。

- ・ 計画期間 概ね3～5年、交付率 約45%
- ・ 基幹事業 都道府県が実施する国土交通省所管の基盤整備事業
- ・ 提案事業 都道府県の自由な発想によるソフト事業等も対象

地域自立・活性化総合支援制度の仕組み



観光活性化のイメージ



◆申請スケジュール

- 7月 広域活性化計画案の募集受付
 - 11月 広域活性化計画の提出
 - 3月 " 確認・計画了解
 - 4月 交付金の交付申請 / 交付決定通知
- ※1 年度途中の計画提出・相談等も随時受け付けています。
※2 詳細については下記までお問い合わせ願います。

○お問い合わせ先

- 国土交通省 国土計画局調整課
TEL 03-5253-8111(代)
- 東北地方整備局
東北圏広域地方計画推進室
TEL 022-225-2171(代)

◆施策の詳細は次のURL参照 http://www.machinakasaisei.jp/project/supporting_system/supporting22.html

地域自立・活性化交付金の対象事業

- ◆ 広域的地域活性化基盤整備計画には、基幹事業・提案事業・関連事業が記載可能。
(基幹事業の記載は必須、提案事業・関連事業の記載は自由。)
- ◆ 基幹事業及び提案事業が、地域自立・活性化交付金の交付限度額の算定対象。

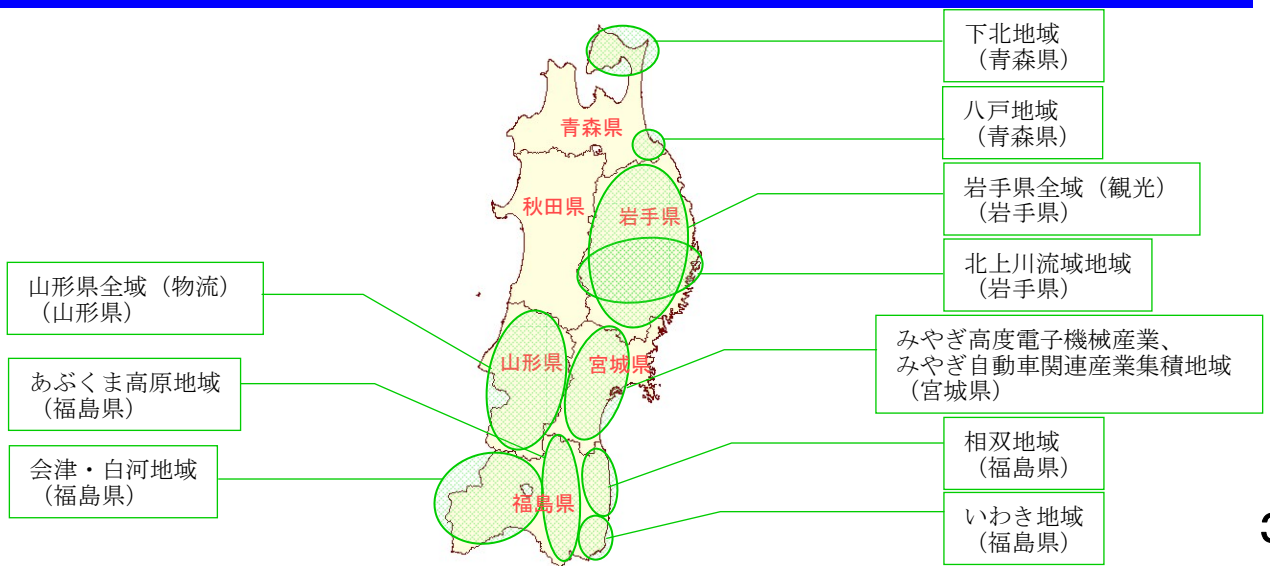
基 幹 事 業	都市・住宅	都道府県が実施する次の事業 ①土地区画整理事業 ②市街地再開発事業 ③住宅市街地総合整備事業 ④優良建築物等整備事業 ⑤住宅市街地基盤整備事業 ⑥公営住宅整備事業等
	公園	都道府県が実施する都市公園事業
	下水道	都道府県が実施する下水道事業
	河川	都道府県が実施する河川事業
	道路	①補助国道、都道府県道の新設、改築または修繕 ②都道府県が実施する街路事業
	鉄道	都道府県が実施する都市鉄道・幹線鉄道整備事業
	港湾	港湾管理者（都道府県）が実施する次の事業 ①港湾改修事業 ②港湾公害防止対策事業 ③港湾環境整備事業 ④廃棄物処理施設整備事業
	空港	都道府県が実施する空港整備事業

- ・ 既存の施策・事業と連携するなど、目標を効率的・効果的に達成するために行われる事業が対象。
- ・ 3～5年の間に成果の上がりにくい大規模な事業は対象として不適切。
- ・ 都道府県が出資している第三セクター実施事業、都道府県から市町村や公益法人への間接補助事業等は対象外。

提 案 事 業	事業活用調査	広域的地域活性化基盤整備計画の対象となる地区における交付対象事業の活用等に関する調査等
	地域自立・活性化活動推進事業	情報収集・提供活動、社会実験等の地域活性化の促進に関する事業の推進等
	地域自立・活性化基盤整備支援事業	広域的地域活性化基盤整備計画の目標を達成するために必要な事業等

- ・ 都道府県以外の者が実施する事業を対象とすることも可能。
- ・ 二重補助を排除する観点から、国庫補助事業として実施されている施設整備事業は対象として不適切。

平成21年度 地域自立・活性化交付金 配分地域 [東北地方整備局管内]



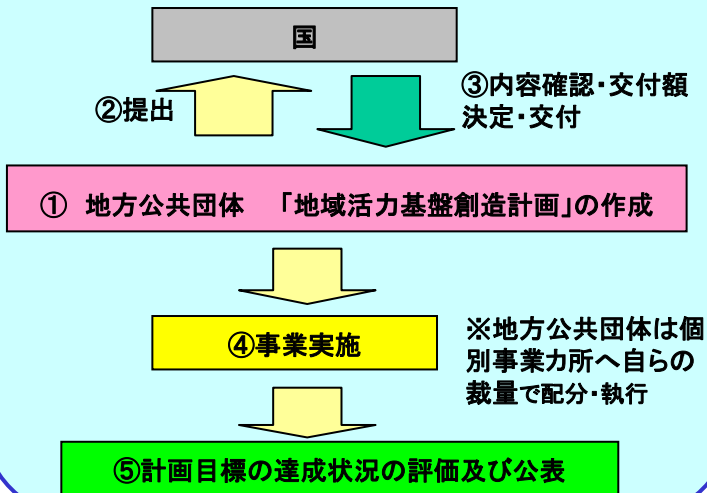
④ 地域活力基盤創造交付金

地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他取組を支援することにより、地域の活力の基盤を創造することを目的としています。

国は、都道府県・市町村が地域の課題を踏まえて作成した「地域活力基盤創造計画」に基づき交付金を交付します。

交付期間は概ね3～5年です。

地域活力基盤創造交付金の交付の流れ



◆事業主体

地方公共団体

◆交付限度額

① 地方道路整備事業

- ・原則**5.5/10**(財政力に応じて最大**7/10**)
- ・除雪に係る事業又は降灰の除去事業については、個別の法令に規定する補助率

② 関連事業

(1) 関連社会資本整備事業

- ・国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担率又は補助率
- ・**5/10** 個別の法令がない場合

(2) 効果促進事業

- ・国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担率又は補助率
- ・**5.5/10**(財政力に応じて最大**7/10**) 個別の法令がない場合

◆対象事業

① 地方道路整備事業

- ・地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方公共団体(土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の施行者を含む)が実施する道路の改築又は修繕に関する事業
- ・地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方公共団体が実施する積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法第11条に規定する降灰の除去事業
- ・地域活力基盤創造計画には1以上の地方道路整備事業を含むものとする

※・対象事業の全体事業費に占める地方道路整備事業に係る事業費の合計額の割合は自由に設定できるものとする。

・「地域活力基盤創造計画」は、「一つの都道府県」、「都道府県+市町村」、「複数の市町村」、「一つの市町村」のいずれによっても作成可能です。

② 関連事業

(1) 関連社会資本整備事業

- ・地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業(維持に関する事業を除く。)

※社会資本整備重点計画法第2条第2項第2号から第13号までに掲げる事業

(2) 効果促進事業

- ・地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務

・効果促進事業に係る事業費の合計額は、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。ただし、次に掲げるものを除く

- ・地方公共団体及び団体等の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等

- ・交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等

なお、建築物の整備に係るものにあつては、道路の交通の安全と円滑化又は道路整備に伴い実施する沿道の環境の改善を目的とする公共施設等の整備に限り、行事、催事等に係るものにあつては、社会実験として行うものに限る。

※・関連事業について、地方道路整備事業と近接して実施しなければならない等の条件を設けているものではありません。

地域活力基盤創造交付金＜活用例＞

■地域活力基盤創造計画

- 地方公共団体が各地域の課題に応じて設定する政策目標
例えば・・・、高齢者や子供が安全に安心して暮らせるまちづくり
- 政策目標を達成するために必要な事業等
例えば・・・、

地方道路整備事業

- ・狭い道路の1.5車線の道路整備



- ・事故の多い交差点の改良



- ・通学路の歩道設置



関連社会資本整備事業

- ・集落の孤立を防ぐ砂防事業



- ・信号機や標識の設置



効果促進事業

- ・コミュニティバスの購入、バス停の上屋の整備



- ・防犯灯・防犯カメラの整備



■効果促進事業の事例

- ・無電柱化(軒下配線・裏配線等)



- ・アーケード・モールの設置・撤去



- ・観光案内情報板の整備



- ・道の駅(道路情報提供センター)の整備



- ・コミュニティバス、LRT、モノレール車両の購入



- ・離島航路の船舶の建造・改良(省エネ化、バリアフリー化)



- ・バス停や電停の上屋、待合所の整備



- ・沿道の公共施設等の修景



- ・バスベイ、タクシープールの整備
- ・バスロケーションシステムの整備
- ・屋外広告物の撤去・改善
- ・観光マップの作成
- ・社会実験
レンタサイクル
自転車乗り捨てシステム
道路上でのオープンカフェ
パーク&ライド
- ・計画検討
地域道路網整備計画
公共交通網整備計画
観光振興計画
商店街活性化計画
景観形成計画
無電柱化計画

※本活用例は一例であり、このほかにも様々な事業の組み合わせが可能

○お問い合わせ先

東北地方整備局 企画部 広域計画課(計画関係) 道路部 地域道路課(事業関係)

TEL 022-225-2171(代)

⑤ まちづくり交付金

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

国は、市町村が作成した都市再生整備計画にもとづき、年度ごとに交付金を交付します。交付期間は概ね3～5年です。

◆対象事業例

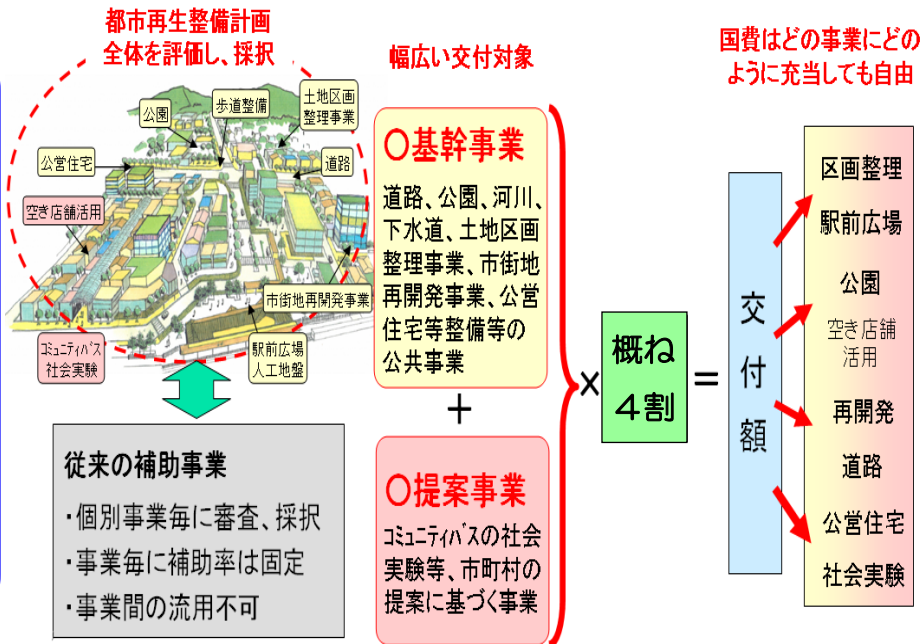
基幹事業

- 道路、公園、河川、下水道
- 駐車場有効利用システム
- 公開空地(屋内空間を含む)
- 情報板
- 地域防災施設
- 緑化施設等
- 電線類地下埋設施設
- 歩行支援施設・障害者誘導施設等
- 地域交流センター
- 高度情報センター
- 複合交通センター
- 観光交流センター
- 人工地盤等

など

提案事業

- まちづくり活動推進事業
- 地域創造支援事業



〈まちづくりのイメージ〉



◆事業主体

地方公共団体

◆交付限度額

交付対象事業費の概ね4割

○お問い合わせ先

東北地方整備局

建設部 都市・住宅整備課

TEL 022-225-2171(代)

まちづくり交付金＜活用自治体と事例紹介＞

平成21年度 東北地方での活用は
75市町村 105地区

歴史文化資源の保全・活用によるまちづくり

★家屋・倉庫の復元活用

藩政時代に建てられた町家や蔵を復元することで、伝統ある貴重な建物を保存するとともに、衰退が進むまちなかに来訪者を呼び込む観光資源として活用する。



↑ 遠野昔話村の一部として再活用される町家



↑ 酒蔵を体験工房として活用

岩手県遠野市
(遠野まちなか再生地区)



↑ 左: 昔話村各施設を巡る際の快適性を高める屋根付き通路。

右下: 観光情報の発信や観光客と住民の交流の場となる観光交流センター

地区の課題と目標・事業

- ・商業施設の郊外への移転、まちなかに存在する観光施設の不足、商業・観光等の連携不足などにより、中心市街地の衰退が指摘されている。
- ・観光交流・まちおこしセンターの整備、伝統的建物の復元、天候に左右されない観光の回遊やイベント広場を利用するための屋根の整備などを行い、まちなかににぎわいを創出する。

まち並み景観によるまちづくり

★温泉地の魅力向上

地域内の観光資源を結ぶ情緒ある歩行路網の構築、駅前広場や公衆浴場の整備、もてなしの空間を創る各種助成など、古くから続く温泉地としての魅力を向上させる。



↑ 道路の拡幅・美装化、街灯や電柱の美装化等による安全で情緒ある歩行路網の構築



↑ 市民による建築デザイン協定の作成、建築物修景、まちづくり活動などへの支援

福島県福島市
(飯坂地区)

地区の課題と目標・事業

- ・地域内の歩行路が狭隘のため安心して温泉地のまち歩きを楽しめる環境になく、街並みの乱雑さも指摘されている。観光客数が落ち込み、廃業する旅館等も増えている。
- ・安全で情緒ある歩行路網や観光資源の整備、民間施設も含めた修景の推進などにより、活力ある地域を形成する。

⑥ 景観形成総合支援事業

良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図ることを目的に、景観重要建造物・樹木の保全活用を中心とした取組を支援します。

事業の対象地域は、次①かつ②～④のいずれかを満たす地域です。

- ① 景観重要建造物又は樹木の存する地域（現在、指定されていないが、**今後指定されると認められるもの**を含む（指定は本事業の終了時点（原則）でも可能）。）
- ② 国土交通大臣が同意した、外客誘致法に基づく外客来訪促進地域
- ③ 認定歴史的風致維持向上計画の重点地域
- ④ 認定観光圏整備実施計画の区域

景観形成・活用事業計画の作成

国土交通大臣の承認

事業計画に位置付けられた景観形成・活用事業の実施 必須事業 選択事業



○景観重要建造物の修理、買取又は移設

又は



○景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

＋
必要に応じ
選択
事業も
実施

(必須事業と併せて行う必要のある事業)

- 景観重要建造物の外観修景
- 建築物、工作物等に係る景観の阻害要因の解消

建築物及び工作物の外観修景又は除却



屋外広告物の外観修景、除却又は集約化

○公共公益施設の高質化



○良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備

道路舗装の美装化

○良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

景観まちづくりセミナーの実施等
地区住民の啓発・研修活動



案内板の設置



体験・学習施設の整備

景観計画の策定、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定

景観法の活用を通じた良好な景観形成による
交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化

景観形成総合支援事業

景観重要構造物・樹木

景観法に基づき、景観行政団体が景観区域内の良好な景観の形成に重要な建造物や樹木の適正な保全を行うために指定するもの。

景観重要
建造物の修理

屋外広告物の
除却

建築物の
外観修景

道路舗装の
美装化



○ 必須事業
● 選択事業

事業後イメージ

◆事業主体

補助事業の実施主体は、次のいずれかに該当するもの

- ①市町村
- ②県(景観形成・活用事業のうち、県の管理施設を対象とする場合)

◆補助率等

事業費の3分の1以内
間接補助の場合は、事業費の3分の1以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の2分の1以内

◆補助期間

採択年度から3ヶ年度(原則)

○お問い合わせ先

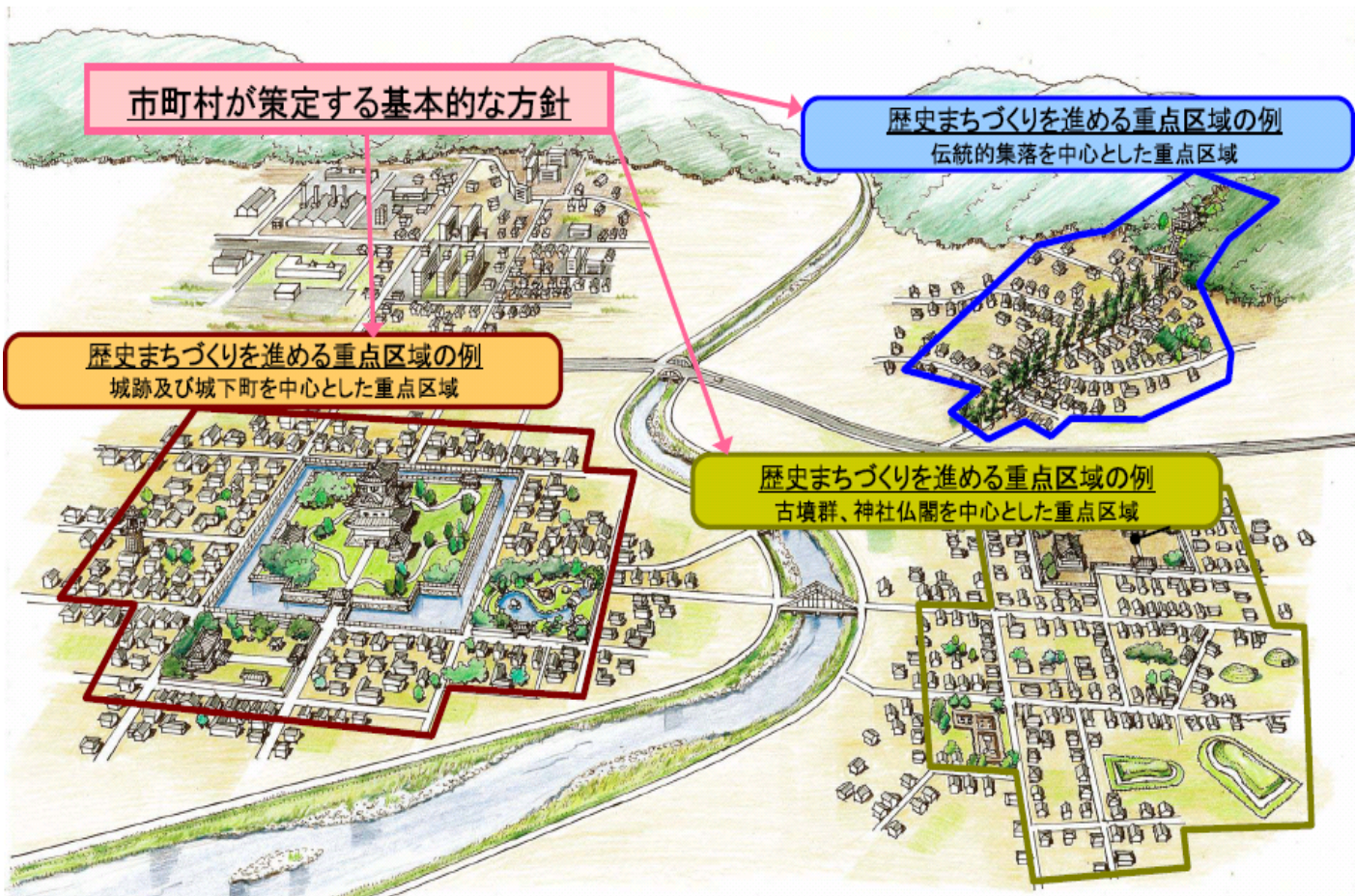
東北地方整備局
建政部 都市・住宅整備課
Tel 022-225-2171(代)

⑦ 歴史的環境形成総合支援事業

失われつつある貴重な歴史的資産の保存活用を通じ、地域の誇りを育み、地域活性化にも結び付く魅力的な風致をもつまちづくりの推進を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下「歴史まちづくり法」)」に基づく歴史的風致形成建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援します。

事業の対象地域は、「歴史まちづくり法」に基づき認定された「歴史的風致維持向上計画」の重点区域です。

歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)のイメージ



○お問い合わせ先

東北地方整備局

建政部 都市・住宅整備課

TEL 022-225-2171(代)

歴史的環境形成総合支援事業



◆事業主体

- ・市町村(※民間団体、個人へは市町村を通じた間接補助を実施)
- ・都道府県(自らの管理施設を対象とする場合に限る)
- ・市町村を構成員に含む法定協議会

◆補助率等

- ・コア事業 事業費の1/2以内
- ・附帯事業 事業費の1/3以内

※間接補助は事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内

◆対象事業

- ・コア事業(必須事業)
 - 1) 歴史的風致形成建造物の修理、買取、移設又は復原(土地購入を含む)
- ・附帯事業
 - 1) 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善
(建築物及び工作物の外観修景又は除却、屋外広告物の外観修景、除却又は集約化、堆積物件の外観修景又は除却、電線類の無電柱化、公共公益施設の高質化)
 - 2) コア事業等の対象施設の活用を促進するための施設の整備
(案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、駐車場の整備、防災施設の整備等)
 - 3) コア事業等の対象施設の保存活用に係るソフト事業
(コア事業等の対象施設の保存活用に向けた体制・仕組みの検討、催事の実施等)

⑧ 街なみ環境整備事業

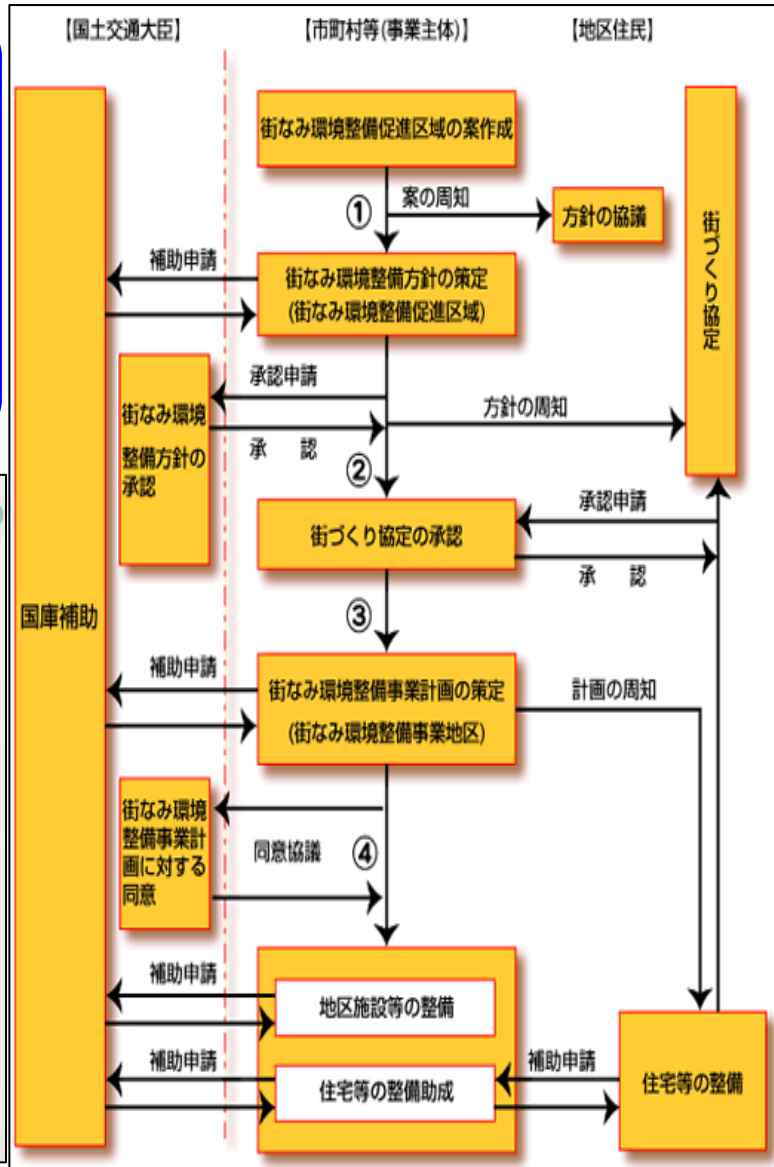
生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していない等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することを目的としています。

◆事業内容

- ・ 地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成
- ・ 街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備
- ・ 地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景に対する助成



整備イメージ



事業フローの一例

◆事業主体

地方公共団体、市町村を含む法定協議会

◆補助率等

- ①協議会活動助成(1/2)、②整備方針策定(1/2)
- ③街なみ整備事業(1/2)、④街なみ整備助成事業(1/3)

○お問い合わせ先

東北地方整備局
建政部 都市・住宅整備課
TEL 022-225-2171(代)

街なみ環境整備事業<実施地域と事例紹介>

<東北>主な実施地域



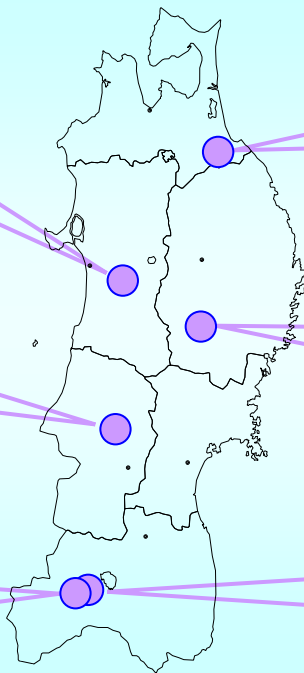
六郷中央(民間住宅修景助成)



沢畑(民間住宅修景助成)



瀬戸町西(公園整備)



五日市(集会所整備)



大畑(道路整備)



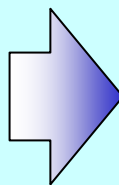
瀬戸町(水路整備)

金山町金山地区 事例

位置図



地区施設整備(公園広場)整備前



地区施設整備(公園広場)整備後

金山町では自然(風景)と「金山型住宅」が調和した“美しいまちづくり”を主要な政策のひとつとして掲げ、「街並み(景観)づくり百年運動」を推進してきたが、「利用のない土蔵の再利用」、「金山らしい家並みと調和した生活道路の整備」、「公園広場の整備」などが課題となっていた。
そこで、当該事業を活用し、課題の解消を図るとともに、金山の顔となる観光拠点の整備に取り組んでいる。

空き家となった土蔵を街角交流施設として活用



生活環境施設(街角交流施設)整備予定箇所

“金山町の美しい街なみを形成する金山型住宅の保存”

【課題】

空き家、土蔵の除却により、美しい街なみ景観が喪失



【対策】

地区に必要な交流施設として再利用し、さらに美しい街なみ景観を形成

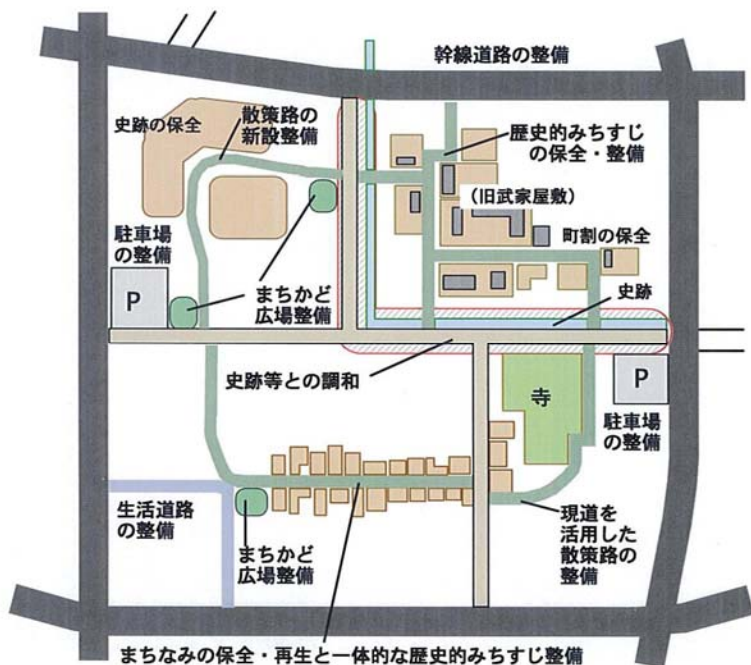
⑨ 身近なまちづくり支援街路事業

歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するために地区レベルでの街路等の再整備(グレードアップ等)が可能であり、当該地区に対する観光振興の支援をします。

事業の対象地区は、伝統的建造物群保存地区、国指定文化財等を含む歴史的環境が卓越し、その保全修景が必要とされる地区で次のとおりです。

- ・ 統一したまちづくりテーマの設定が可能な地区(歴史的環境整備地区)
- ・ 地元関係者の参画のもとに総合的な地区整備計画策定が立てられている地区
- ・ 街路整備に併せて、景観条例等による景観・街なみ保全、セットバックなどの総合的な地区整備の取り組みがなされている地区

◆歴史的環境整備地区のイメージ◇



◆支援可能な事業

- 歴史的地区への誘導路整備
 - 歴史のみちすじの整備
 - 地区周辺部の交通広場
 - 電線類の地中化
- など

◆事業主体

地方公共団体

◆補助率等

事業実施 1/2、5.5/10
計画策定 1/3

○お問い合わせ先

東北地方整備局
建設部 都市・住宅整備課
TEL 022-225-2171(代)

身近なまちづくり支援街路事業＜事例紹介＞

◆これまでの東北管内の整備事例

◆毛越寺地区(岩手県平泉町)



当該地区周辺には、平安時代末期の奥州藤原文化の象徴である中尊寺、毛越寺をはじめとする貴重な文化遺産が数多く残されており、毎年多くの観光客で賑わっている。

当該路線は、古都平泉の基軸となったと想定されている「東西大路」の一部をなしていることから、舗装色や道路付属物など古都のイメージに配慮した景観整備を行った。

◆内町地区(秋田県仙北市)



当該地区周辺(旧角館町)は、城下町の名残である武家屋敷など貴重な文化財が数多く残されていることから「伝統的建造物群保存地区」に指定され、毎年多くの観光客で賑わっている。

当該路線は、現況地盤高を切り下げるとともに石作りの水路整備を行うなどして江戸時代の風情を漂わせる整備を行った。

◆小荒井塚原地区(福島県喜多方市)



当該地区周辺は、江戸時代に商業の中心地として栄えた名残の蔵や寺社など貴重な歴史的建造物が数多く残されており、毎年多くの観光客で賑わっている。

当該路線は、沿道の歴史的建造物との調和を図るため舗装色や道路付属物などに工夫をこらすとともに、市内の回遊ルートとしての利用を意識した良好な街並み形成を目指し整備を行った。

◆現在の東北管内の取り組み地区

内町地区(秋田県仙北市)、小荒井塚原地区(福島県喜多方市)、郭内・南湖地区(福島県白河市)

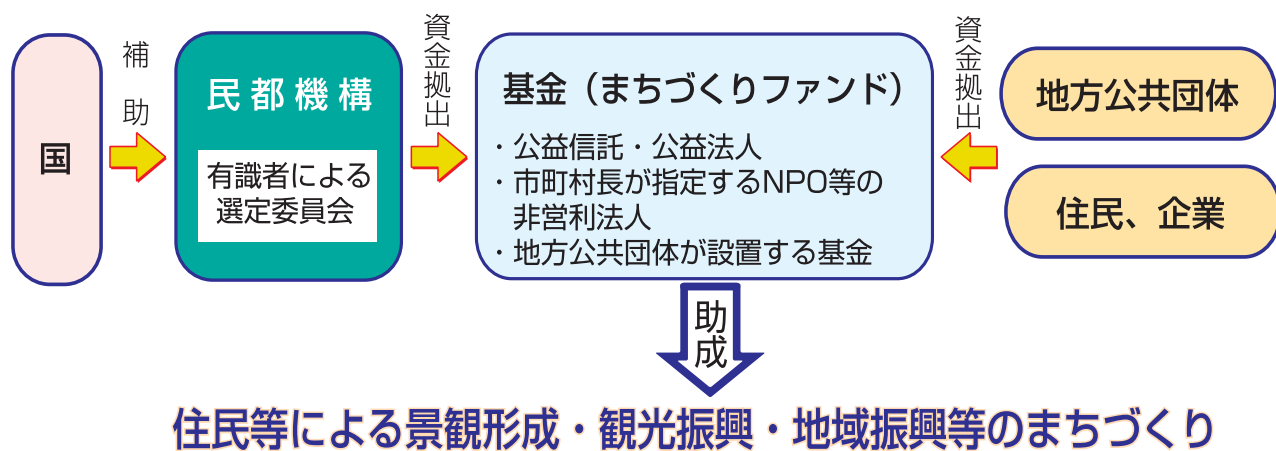
⑩ 住民参加型まちづくりファンド支援業務

(まちづくりファンドに資金拠出)

地域のまちづくりのため、資金を地縁により調達し、まちづくり活動へ助成等の支援を行う公益信託、公益法人(財団法人、社団法人)、市町村長が指定するNPO等の非営利団体が設置する基金に対し、(財)民間都市開発推進機構(MINTO機構)が資金拠出による支援を行い、個性と創造に満ちたまちづくりの推進を図ることを目的としています。

事業内容は次のとおりです。

- ・ 地方公共団体の拠出金を上限として総資産額の1/3以内でMINTO機構から原則2000万円(最大5000万円)までの資金拠出が可能。(基金(まちづくりファンド)の新設・既設は問わない)
- ・ MINTO機構の拠出金は、NPOや住民等によるまちづくりに資するハード事業への助成に広く活用。
- ・ まちづくりに資するハード事業であれば、そのジャンルは問わない。
- ・ ハード事業への助成限度額、助成率等について特段の制限はなし。
- ・ MINTO機構の拠出金は、返済の必要はなし。



次のようなことができます

- 街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽やフラワーポットの設置等の緑化事業、その他景観形成に資すると認められる事業
- シンボル施設の整備、モニュメントの設置、ライトアップ設備の整備、その他魅力の向上に資すると認められる事業
- 伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅、波止場等)の保全・改修、その他伝統文化の継承・歴史的施設の保全に資すると認められる事業
- 観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置、その他観光振興に資すると認められる事業

住民参加型まちづくりファンド支援業務

■住民参加型まちづくりファンド支援業務支援事例

『公益信託 広島市まちづくり活動支援基金』（広島市）

○可部夢街道コミュニティサロン整備事業

NPO法人が、古い民家を改修して、障害者の就労を目的とした喫茶軽食の場、地域住民と共につづる憩いの場や地元特産品の販売、住民からの作品の展示、ミニコンサート等を開催できるコミュニケーションスペースを整備した。



○人・地域・心をつなぐ、ほっとアートスペースの建設

NPO法人が、障害者アートの展示ができるギャラリー、授産事業としての花やアート製品の販売ができるショップ、アートの体験ができる工房、多数の方が集うことができるカフェの4つの機能を持った建物を建設し、地域住民と障害者等の交流拠点として利用されている。

■住民参加型まちづくりファンド支援業務支援イメージ（みなとづくりの活用）

○みなとのライトアップ、歴史的建造物の保全・活用



みなとの魅力アップ(ライトアップ設備の整備)



歴史的建築物の保全・活用(既存倉庫の改修)

◆支援対象

次の(1)～(3)の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 地域住民、地元企業等によるまちづくり事業への助成等を行う公益信託、公益法人(財団法人又は社団法人)、市町村長が指定するNPO等の非営利法人又は地方公共団体が設置する基金。
- (2) 地方公共団体から資金拠出が行われていること。
- (3) 募集等によって、当該まちづくりファンドに住民・企業等からの資金拠出が既に、行われ又は、今後行われることが見込まれるもの。

○お問い合わせ先

- 東北地方整備局
建政部 都市・住宅整備課
TEL 022-225-2171(代)
- 東北地方整備局
港湾空港部 港湾計画課
TEL 022-716-0005
- (財)民間都市開発推進機構
企画調査部
TEL 03-5546-0797
港湾部
TEL 03-5546-0786

⑪ 「道の駅」の整備

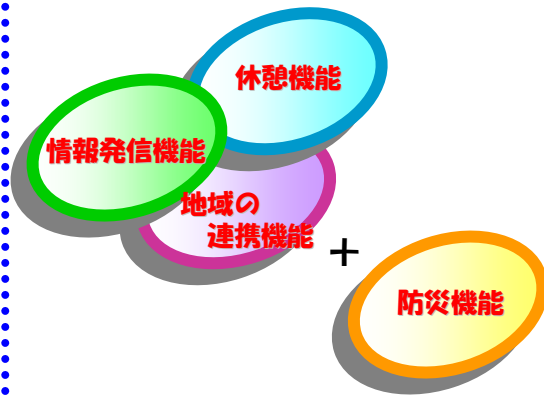
一定の水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内し、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域振興に寄与することを目的としています。

「道の駅」は国土交通省道路局の登録制度であり、各地域の創意工夫により道路利用者の快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、休憩施設、地域振興施設、情報提供施設が一体となって整備されます。道の駅を中心とした地域活性化、道の駅からの情報発信による周辺地域観光振興への期待が大きく、さらに道の駅を防災拠点化し地域防災活動に役立てることも可能です。

<平成21年4月1日現在 全国900駅、東北129駅 が登録>

「道の駅」の機能

◆ 「道の駅」の共通コンセプト
「地域とともにつくる
個性豊かな賑わいの場」



「道の駅」整備のイメージ



【整備手法】

- 単独型
「道の駅」を構成する施設をすべて設置者（市町村等）が整備を行うもの
- 一体型
駐車場・トイレ・情報提供施設等の一部を道路管理者が整備、その他を設置者が整備するもの

【施設位置】

- 休憩施設としての利用のしやすさ・適切な位置

【提供サービス】

- 駐車場、トイレ、電話は24時間利用可能
- 原則、案内人がいて、親切に情報を提供

【施設構成】

- 無料で利用できる十分な容量の駐車場
- 清潔なトイレ
- 道路や地域の情報を提供する施設
- 様々なサービス施設
- 主要な歩行経路はバリアフリー化

【地域側施設の設置者】

- 市町村または市町村に代わり得る公的な団体

【配慮事項】

- 様々な人の使いやすさに配慮
- 景観に十分配慮

◆事業主体

地方自治体、道路管理者、公益法人等

◆補助等

例：国(国交省)→まちづくり交付金
国(農水省)→各種補助事業

◆事業開始年度

平成5年度

○お問い合わせ先

■ 国土交通省道路局国道防災課
TEL 03-5253-8111(代)

■ 東北地方整備局
道路部 交通対策課
TEL 022-225-2171(代)

「道の駅」の連携活性化事例

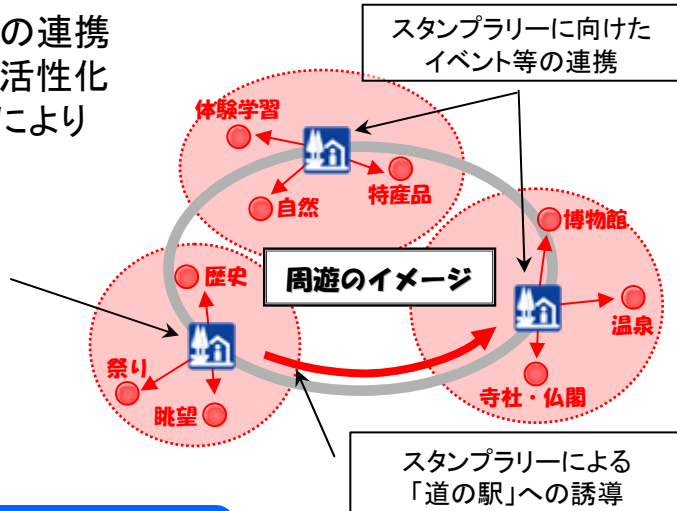
～「道の駅」を介した周遊観光への誘導～

「道の駅」では、道の駅の利用促進、駅と駅の連携交流や道の駅の知名度アップなどによる地域活性化の基盤づくりを目的に、東北全129駅の参加によりスタンプラリーを開催しています。

「道の駅」では、【休憩】に訪れた利用者に対して

- 地域の特産品
 - 文化・歴史
 - 近隣の観光地
- 等地域の魅力を【情報発信】

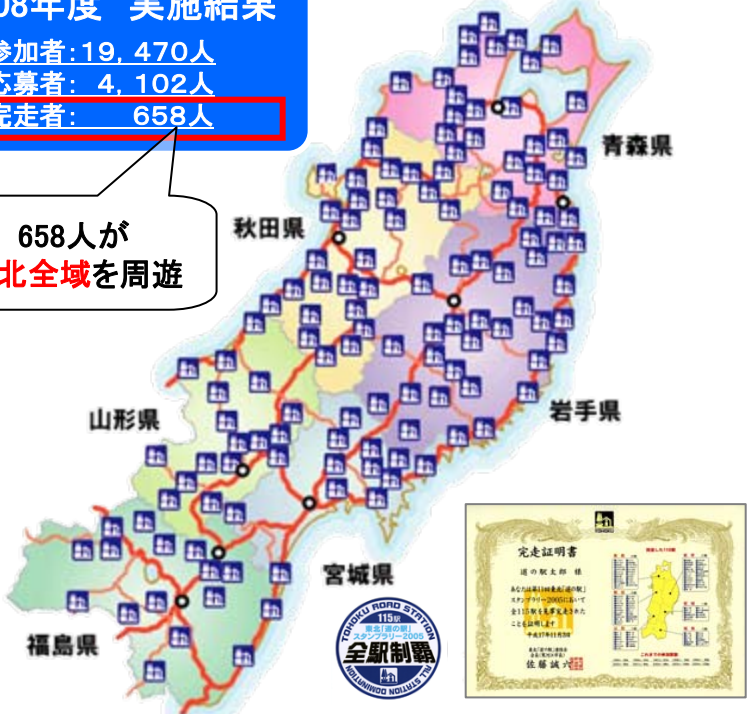
情報によるドライブルートの変更、地域の魅力発見による観光・地域経済への貢献【地域連携】



2008年度 実施結果

- ◆ 参加者: 19,470人
- ◆ 応募者: 4,102人
- ◆ **完走者: 658人**

658人が東北全域を周遊



青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	計
27	30	11	27	17	17	129

スタンプラリー告知ポスター2009

【参加者の声】

- 家族全員で楽しいドライブが出来た。
- 地方の名物・特産品を知ることができ楽しかった。
- 完走した達成感がたまらない。
- それぞれの地域の食べ物、温泉等十分堪能する事が出来た。
- 色々な道の駅を見ることができたのとトイレがきれいよかった。
- 東北の色々なところを見ることができ楽しかった。
- 道の駅でもっと地域情報がわかれば良いと思う。

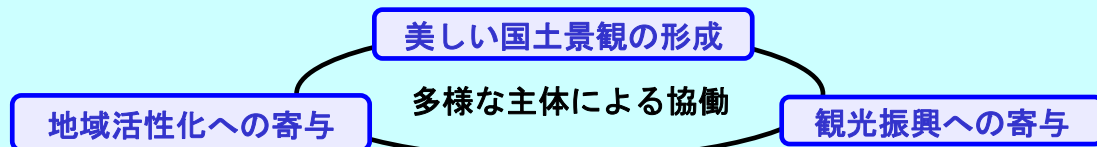
地域の魅力に接触する機会を創出



スタンプ押印状況

日本風景街道とは？

郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創出する運動を促し、もって、地域活性化、観光振興に寄与することを目的としています。

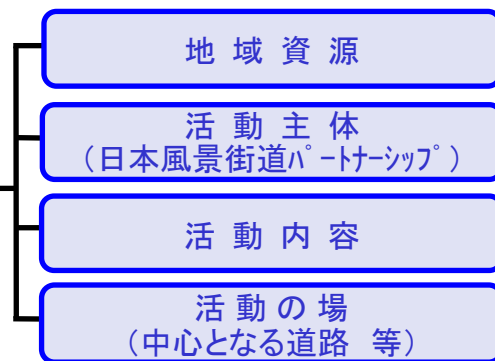


日本風景街道の仕組み

構成する要素

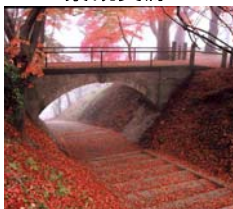
日本風景街道を構成する要素としては、地域資源、活動主体、活動内容、活動の場があり、それらを総称して「風景街道」といいます。

風景街道

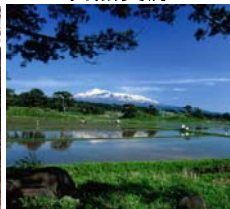


日本風景街道を構成する要素(地域資源)

景観資源



自然資源



文化資源



歴史資源



体験・交流資源



施設・情報資源



◆ 申請主体

道路ならびにその沿線や周辺地域を舞台とし、地域の資源を活かした多様で質の高い風景の形成等に係わる活動を実施する全ての団体が参加可能。
ただし、日本風景街道に登録をするためには、「風景街道パートナーシップ」が申請主体となる必要がある。

◆ 登録条件

風景街道に登録するためには以下に示す条件を満たす必要がある。

① 風景街道パートナーシップが組織されていること

(注) 暴力団その他の反社会的活動を行う団体は除外すること

② 日本風景街道の地域資源のうちいずれか一つ以上の資源を申請している「風景街道」に有していること

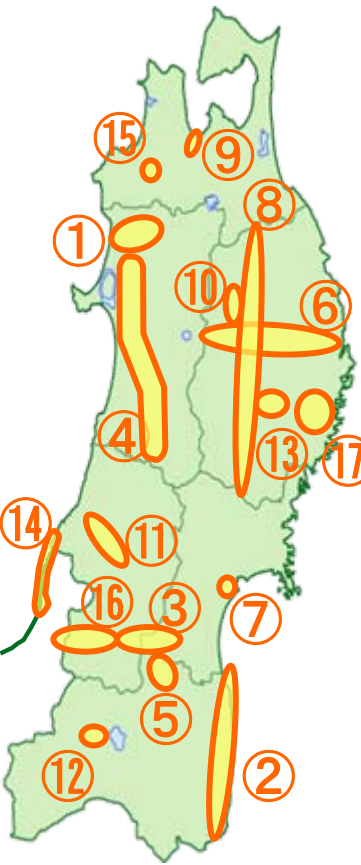
③ 風景街道パートナーシップが日本風景街道の理念に賛同し、それらに合致した活動を継続的に実施していること (注) 特定の政治的及び宗教的信条にもとづく活動を行わないこと

④ 申請している「風景街道」に「中心となる道路」が存在していること

日本風景街道〈登録地域と事例紹介〉

東北地域において登録されている風景街道～17ルート～

※平成21年6月現在



	風景街道名称	パートナーシップ名称	中心となる道路 (主な路線)	県名	延長
①	のしろ ^{しろかみ} 白神の道	のしろ白神ネットワーク	国道7号	秋田	100km
②	ふくしま ^{はまかいどう} 浜街道ハッピーロード	ハッピーロードネット	国道6号、常磐自動車道	福島	145km
③	みちのくおとぎ街道	国道113号観光推進協議会	国道113号	宮城・山形	80km
④	すがえますみ ^す 菅江真澄と巡るあきたの道	秋田のみち・文化再発見の会	国道13号、国道7号、国道101号	秋田	195km
⑤	こおりじゆく ^こ 桑折宿まちなか街道	奥州・羽州街道「桑折宿」パートナーシップ	県道国見・福島線 他	福島	9.5km
⑥	忘れられた道造りの歴史と絶景を「江戸の旅日記から感じる道」	秋田岩手風景街道づくり協議会	国道46号、国道106号	岩手	120km
⑦	しおがまかいどう ^し 鹽竈海道	鹽竈海道まちづくり研究会	(主)塩釜吉岡線	宮城	1.0km
⑧	おうしゆうかいどう ^お 奥州街道 温故知新の道	奥州街道ネットワーク	国道4号	岩手	185km
⑨	青森エントランスロード	青森エントランスロード景観づくり推進会議	(主)青森浪岡線 他	青森	15km
⑩	すご ^す 巢子の松街道	巢子の松街道パートナーシップ	国道4号	岩手	6.0km
⑪	出羽の古道 六十里越 ^{ろくじゅうりごえ} 街道	出羽の古道 六十里越街道会議	国道112号	山形	30km
⑫	城下町あいづ道草街道	城下町あいづ道草街道推進協議会	国道252号、県道湯川大町線 他	福島	9.5km
⑬	りよくだう ^り 広瀬川せせらぎ緑道	広瀬川まちづくり倶楽部	(主)北上東和線 他	岩手	0.5km
⑭	※ 日本海パークライン	みちづくりパートナーシップ「日本海パークライン」	国道7号、国道345号、瀬波1号線	山形・新潟	61km
⑮	弘前まちなか散策街道	弘前市中心市街地活性化協議会	(主)弘前・岳・繻ヶ沢線、(市)駅前広場・土手町線 他	青森	5.4km
⑯	※ えちごよねざわ ^え 越後米沢街道・十三峠	越後米沢街道・十三峠交流会	国道113号	山形・新潟	71km
⑰	釜石「鉄の道」	釜石鉄のみちネットワーク	国道283号、国道45号、(主)遠野釜石線	岩手	57km

※北陸風景街道協議会と跨り登録されているルート

○お問い合わせ先

東北風景街道協議会 事務局

東北地方整備局

道路部 道路計画第二課

TEL 022-225-2171 (代)

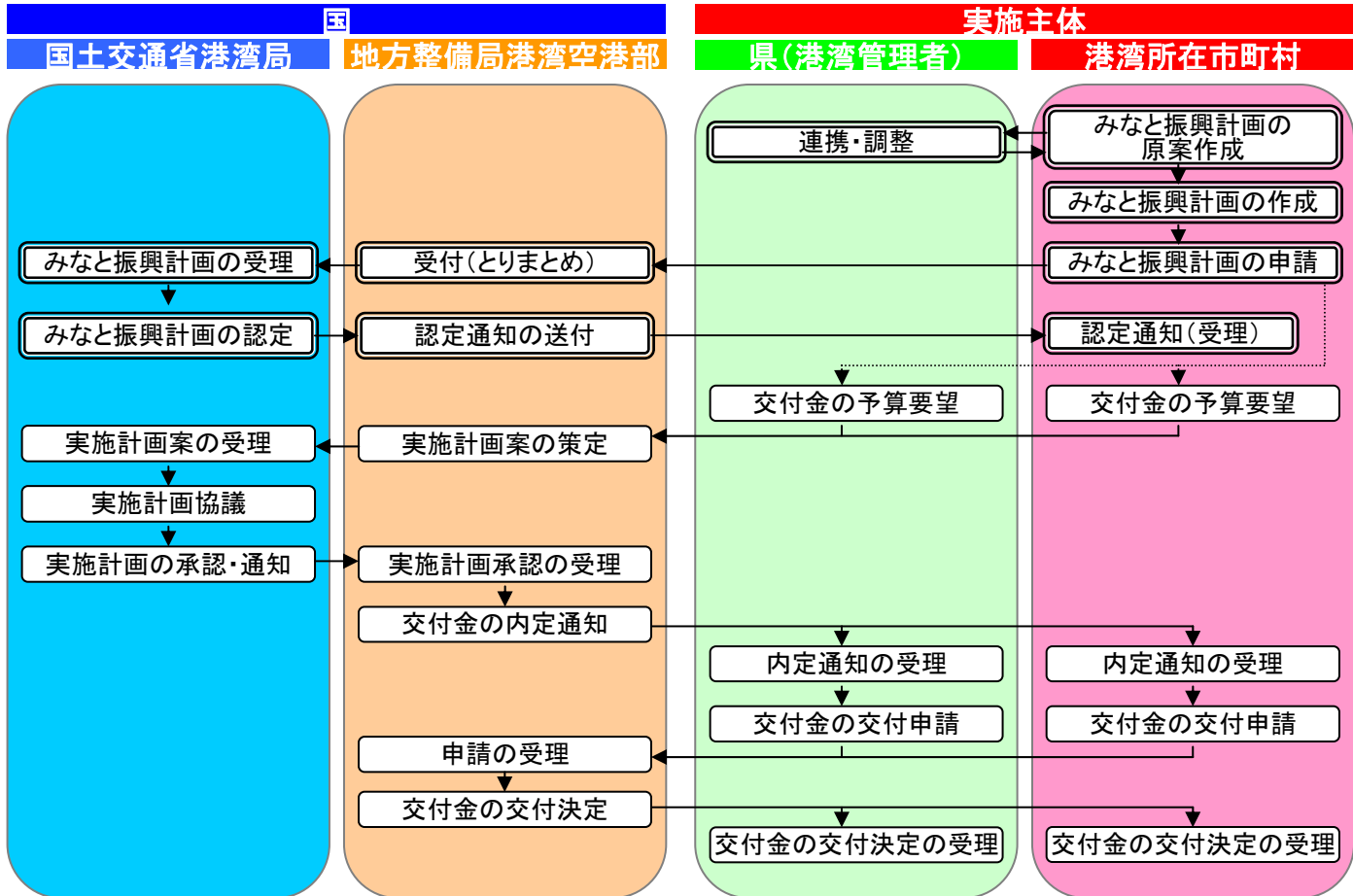
◆施策の詳細は次のURL参照 http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/touhoku_fuukeikaidou/index.html

⑬ みなと振興交付金

知恵と工夫をこらし“みなと”の振興を通じて地域の活性化を図る港湾所在市町村等の取り組みを支援します。

交付対象事業等は次のとおりです。

- ・ 基幹事業：係留施設、緑地、臨港道路等の港湾施設の整備（港湾管理者）
- ・ 提案事業：地域の提案事業であって、基幹事業の整備と相まって、「みなと振興計画」の目標を達成するのに必要不可欠な事業（全体事業費の2割以内）



- 注1) はみなと振興計画の手続きを、 は予算の手続きを示す。
 注2) 港湾所在市町村が単独でみなと振興交付計画を作成・申請する場合にも、港湾計画との整合性を確認する必要があります。
 注3) 港湾所在市町村と港湾管理者が連携してみなと振興計画を作成・申請する場合には、連名による申請となります。

◆事業主体（交付先）
 港湾所在市町村（港湾管理者との連携も可）

◆交付限度額等
 基幹事業の事業費と事業毎の既存制度の補助率に基づき算出し、これを基幹事業及び提案事業に充当

◆採択基準
 地域の知恵と工夫をこらした計画であり、全体事業費1億円以上の計画であること。

○お問い合わせ先

東北地方整備局
 港湾空港部 港湾計画課
 TEL 022-716-0005

みなと振興交付金＜選定地域と事例紹介＞

＜東北＞選定地域

「青森港 文化観光交流拠点のみなとオアシスづくり支援事業」

基幹事業：青森県
提案事業：青森市
【平成19～23年度】

「八戸港 みなとの賑わい・交流づくり支援事業」

基幹事業：青森県
提案事業：八戸市
【平成21～25年度】

「酒田港 歴史と文化のみなとオアシスづくり支援事業」

基幹事業：山形県
提案事業：山形県、酒田市
【平成19～23年度】

「大船渡港 みなとの賑わいづくり支援事業」

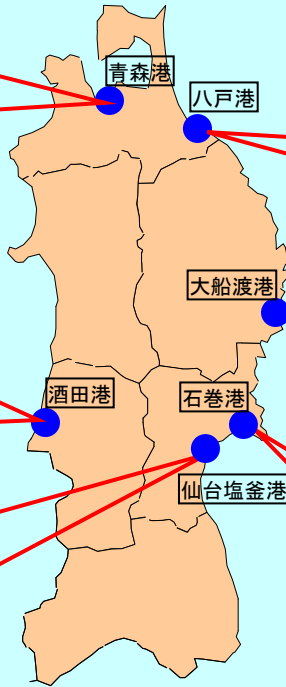
基幹事業：岩手県
提案事業：大船渡市
【平成20～24年度】

「仙台塩釜港塩釜港区 賑わいあふれるみなとオアシス支援事業」

基幹事業：宮城県
提案事業：塩竈市
【平成20～24年度】

「石巻港 離島航路フェリーの少子高齢化対策支援事業」

基幹事業：宮城県
提案事業：石巻市
【平成19～23年度】



酒田市 事例



■提案事業
道路標識設置等(酒田市)
情報提供施設整備(酒田市)
海洋センターリニューアル(山形県)
山居倉庫周辺整備等(酒田市)

■基幹事業
道路(山形県)
係留施設(山形県)
緑地(山形県)



凡例	
	基幹事業
	提案事業
	みなとオアシス

⑭ みなとオアシス

「みなとオアシス」の認定や登録港への各種支援を通して、みなとを核とした住民参加型の地域活性化の取り組みを支援することにより、みなとオアシスを活用した地域の賑わいの創出を図ります。

「みなとオアシス」制度とは、交流施設、旅客ターミナル、緑地、マリーナ等の「みなと」の施設や親水空間を活用した、住民参加による地域活性化の取り組みに対し、一定の要件を満たす施設を地方整備局長が認定・登録し、国がその広報活動を支援する制度。平成15年度に制度が創設されて以来、平成21年5月まで全国で46港が認定（登録）、9港が仮登録されています。

◆制度の流れ

住民・地域団体・市町村・県等

地域の声

「みなと中心のまちづくりをしたい！」

申請準備

コンセプトや事業内容の検討
運営・企画の検討
関係者との調整
住民参加の検討 等

申請

登録認定

継続的「みなとオアシス」運営

住民参加でみなとを活用
→地域振興
サービスの提供 等

地方整備局

審査

支援

◆認定要件

- ① 住民参加のもとで事業計画が策定され、かつ運営が継続できること。
- ② 港湾、海岸の施設や空間を有効活用し、ソフト重視の取り組みであること。
- ③ 情報提供機能、交流スペース、トイレ、駐車場が提供されていること。

◆登録主体

港湾所在市町村、港湾管理者、港湾所在市町村もしくは港湾管理者の推薦を受けた団体

◆主な支援内容

- ・ホームページや広報誌への掲載、各種イベントでの紹介によるPR
- ・みなとオアシスの商標及びシンボルマーク（標章）の無償使用許可

○お問い合わせ先

東北地方整備局

港湾空港部 海洋環境・技術課

TEL 022-716-0004

みなとオアシス<認定区域>

◆みなとオアシスキーワード

人々が憩い、集い、潤える空間を「みなとオアシス」として認定



◆認定（登録）状況【平成21年5月現在】

- 全国で46港が認定（登録）、9港が仮登録
- 東北地方では10港が認定（登録）

みなとオアシスあおもり



【平成18年7月認定】

みなとオアシスあきた



【平成17年7月認定】

みなとオアシスほんじょう



【平成18年7月認定】

みなとオアシス酒田



【平成17年7月認定】

みなとオアシス鼠ヶ関



【平成18年7月認定】

東北地方の みなとオアシス



みなとオアシス八戸



【平成17年7月認定】

もぐらんぴあ みなとオアシス



【平成17年7月認定】

みなとオアシスみやこ



【平成17年7月認定】

みなとオアシス マリンゲート塩釜



【平成17年7月認定】

いわき小名浜 みなとオアシス



【平成17年7月認定】

⑮ 港整備交付金

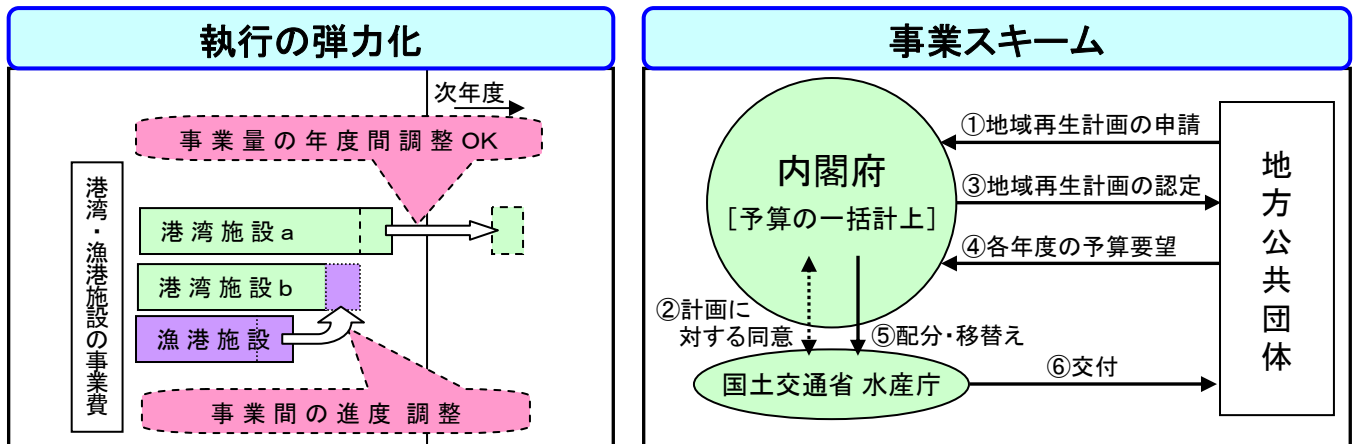
地域の交流促進や防災安全といった地域レベルで共通する課題に適切に対応するために必要となる地方港湾の港湾施設と第一種種漁港及び第二種種漁港の漁港施設の効率的な整備を支援します。

対象事業は、海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる地方港湾の港湾施設と第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設を総合的に整備する事業です。

事業スキームは次のとおりです。

- ・ 地方公共団体は地域再生を実現するため、対象となる事業を盛り込んだ計画を策定し、内閣府に提出
- ・ 国が認定した地域再生計画に基づき、所管省庁が毎年度毎に地方公共団体からの交付申請に対して交付金を交付
- ・ 当該計画の範囲内で、事業量の年度間調整や港湾施設と漁港施設の間での進捗調整が可能(執行の弾力化)

◆港整備交付金のスキーム



効果

- 地域での同一課題を、港湾事業と漁港事業とが連携して推進
- 地域の自主性や裁量性により、効率的な事業実施が可能

◆実施主体(交付先)

地方公共団体

◆交付金(国の負担割合)

- ・ 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設の建設または改良の工事……4/10以内
- ・ 港湾公害防止施設または港湾環境整備施設の建設または改良の工事……5/10以内
- ・ 廃棄物埋立護岸または海洋性廃棄物処理施設の建設または改良の工事……2.5/10以内
- ・ 上記に規定されている以外の工事……1/3以内
- ・ 離島については嵩上げ措置あり

○お問い合わせ先

東北地方整備局

港湾空港部 港湾計画課

TEL 022-716-0005

港整備交付金＜事例紹介＞

事例概要

◆事業（地域再生計画）の名称

「松島」を再発見する観光計画

◆実施主体（交付先）

宮城県及び松島町

◆交付対象

松島港（地方港湾）、名籠漁港（第一種漁港）

◆事業期間

平成17年度～平成21年度

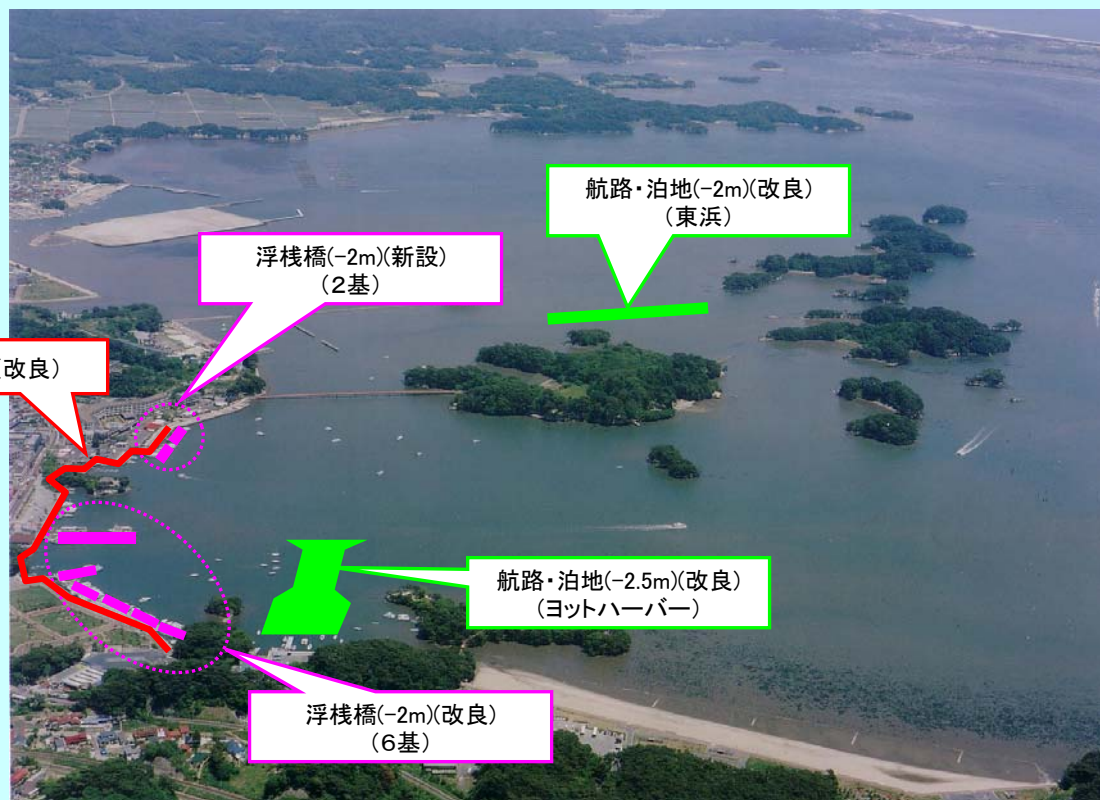
◆地域再生計画の概要

日本三景「松島」への観光客が減少傾向にあり、松島町では、今後、観光客を増加させ、活力ある地域再生を図ることが課題となっている。

このため、高齢者・身障者の観光客に対応した島巡り観光の基地港である松島港の施設のバリアフリー化、島巡りの寄港地であり地元水産品の出荷元である名籠漁港の静穏度確保による乗降客や作業の安全確保、航路等の増深による観光船やヨット等の大型化による航行の安全確保を図る。

これにより、宮城県管理の松島港及び松島町管理の名籠漁港が連携して、地域再生を推進する。

松島港 実施事例



⑩ かわまちづくり支援制度（総合水系環境整備事業）

地域の創意工夫等を尊重し、地域との連携を強化しつつ水辺空間とまち空間の融合を図り、良好な空間形成を目指すことを目的に、市町村等が作成した計画をハード・ソフト両面から支援します。

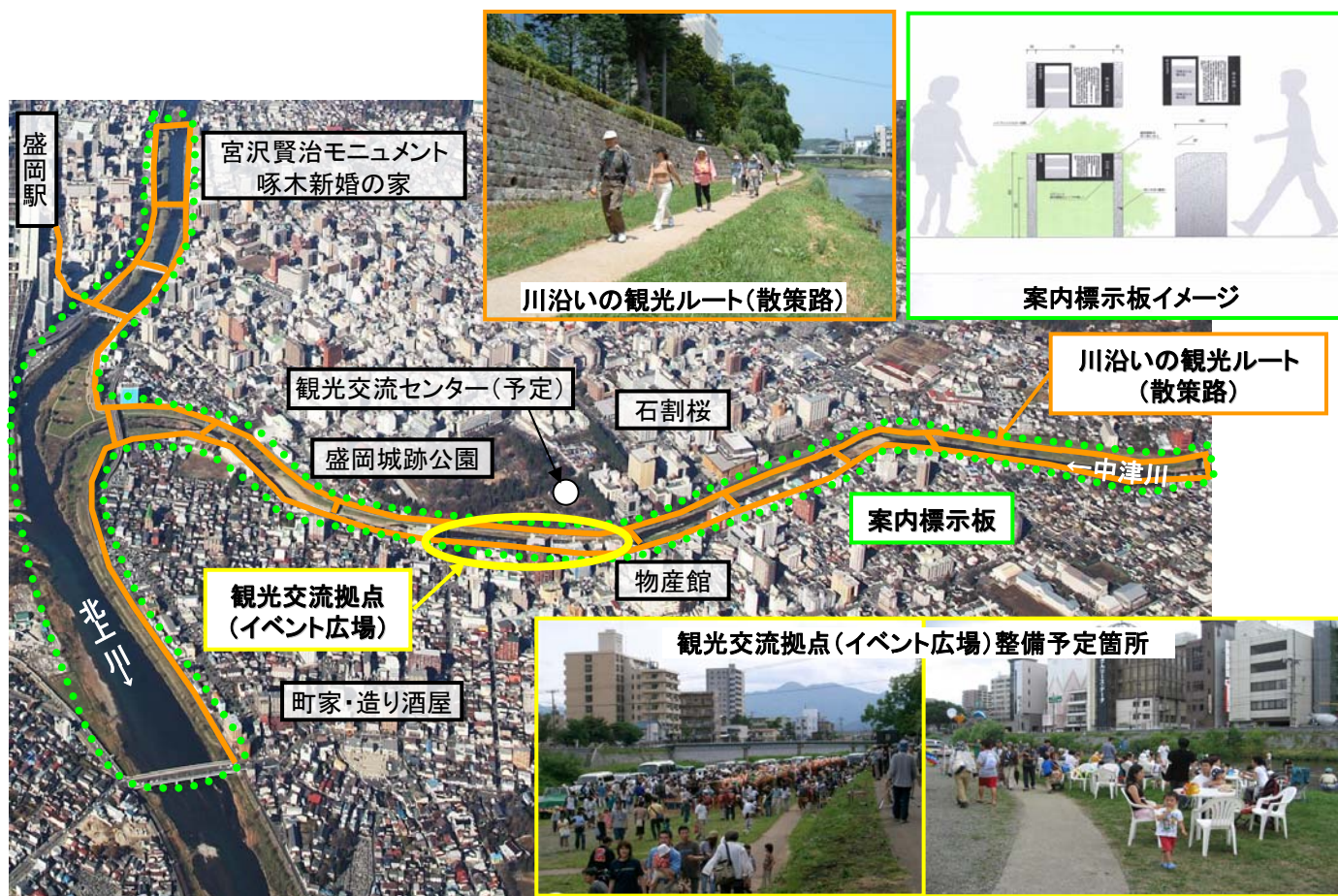
○ソフト面は、民間事業者が行う河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用（河川敷地占用許可準則の特例措置）を拡充する等により、地域づくりを積極的に支援します。

○ハード面は、まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援します。

「盛岡地区かわまちづくり(北上川)」の取り組み事例

盛岡市では、中心市街地活性化計画や観光推進計画等に基づき、北上川・中津川及び隣接する盛岡城跡を中心としたまちづくりを進めています。

北上川や中津川は、市街地の観光資源と接するように流れているため、盛岡駅からの観光ルートを通って川沿いに整備するとともに、観光交流拠点（イベント広場等）を整備することで、まちの魅力をより一層高め、盛岡市が進める「歩いて楽しむ観光」を支援します。



【総合水系環境整備事業】

- ◆事業主体
国
- ◆負担率
1/2

○お問い合わせ先
東北地方整備局
河川部 河川環境課
TEL 022-225-2171(代)

◆施策の詳細は次のURL参照

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/plaza/kasenkanyouseibi/index1.htm>

⑰ 港湾環境整備事業

港湾内の生活・労働環境の改善などを図るとともに、港湾空間において美しく風格のある海辺環境を形成するため、港湾緑地等の整備を行います。また、海域の生態系や自然環境の保全・回復・創造に資する港湾緑地等の整備を行います。
対象事業は、緑地、海浜等の整備です。

港湾環境整備事業<事例紹介>

◆小名浜港 [1・2号ふ頭地区] 港湾環境整備事業 (緑地等施設) 平成17年度～

○事業主体

福島県

○実施内容

緑地 (駐車場、広場、倉庫改修)



◆事業主体

港湾管理者

◆負担率(国の負担割合)

5/10 (用地費:1/3)

○お問い合わせ先

東北地方整備局

港湾空港部 海洋環境・技術課

TEL 022-716-0004

(3) 東北農政局

- ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- ② 農村コミュニティー再生活活性化・支援事業
- ③ 広域連携共生・対流等対策交付金
- ④ 地方の元気再生事業



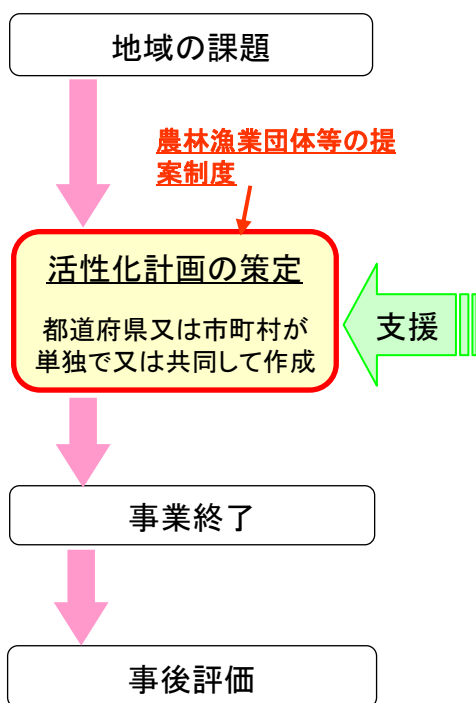
農作業体験
(グリーンツーリズム)

①農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

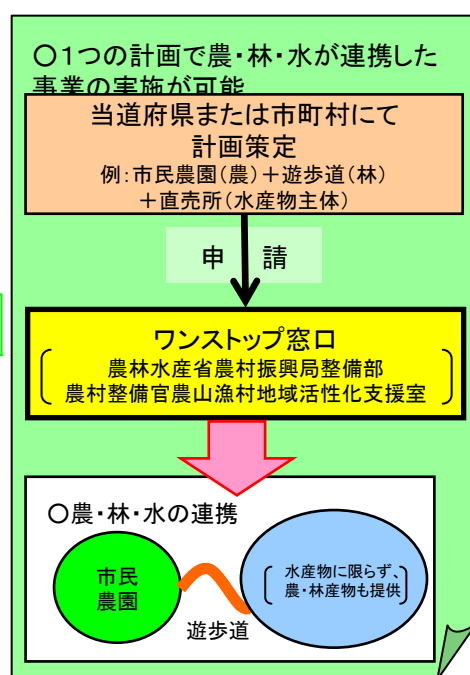
農山漁村地域への居住者及び滞在者の増加といった観点を踏まえ、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援します。

個別の対策や施設整備等に対する支援のみならず、地域の創意工夫を活かした「活性化計画」（地域の活性化のためのプロジェクト）を総合的に支援することによって、地域が掲げた目標を達成するための各種事業を有機的に連携させつつ、効率的かつ柔軟に事業を実施することができます。

制度の概要



支援の特徴



- 〇農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 〇窓口のワンストップ化 (大臣官房に体制整備)
- 〇対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能
- 〇地域が提案するメニューも支援
- 〇都道府県又は市町村への助成 (民間団体等へは間接助成)
- 〇法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化

◆事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体など

◆補助率等

1/2以下

◆事業開始年度

平成19年度

◆支援スケジュール

申請時期：前年度の1月～2月中旬

◆担当部局等（問い合わせ先）

◎東北農政局

農山漁村活性化支援窓口

（農村計画部農村振興課 内）

TEL 022-261-6734

e-mail: shiensodan@tohoku.maff.go.jp

交流



○短期の観光・農林漁業体験

直販施設
↓
農林漁家
所得の向上

直販施設や木材加工実習
施設の整備を支援します

二地域居住



○年に1～3ヶ月程度の滞在
○平日は都会、休日は農山漁村

クライנגルテン
(滞在型市民農園)
↓
自家製の収穫物栽培
による農業への関心

滞在型市民農園や森林浴
歩道の整備を支援します

定住



○移住・IJUターン
○既地域住民の安定

CATV等の整備
↓
都市と同様の社会基盤
の下で生活・仕事・都市
への情報アクセス

CATVや簡易排水施設の
整備を支援します

地域活性化に資する基礎づくり

農業生産施設や生産基盤の
整備を支援します



事例「山の内地区活性化計画」（村山市）

廃校となった山ノ内小学校を改修し、都市と農山漁村の交流施設として活用。

山の内地区にある豊かな自然環境や美しい景観、地元の産業、文化や伝統を生かした様々な体験作業を通し、訪れた人々への癒しの提供と地元居住者の誇りの回復を目指す。



施設全景



ピロティを活用した産直交流



農作業体験

活性化計画及び事業の概要

計画期間：平成20年度～平成22年度

計画目標：①交流人口の増加 54.8%

(H19 11,900人→H22 18,420人)

②滞在者及び宿泊者数の増加 皆増

(H19 0人→H20～H22迄累計 710人)

事業名：地域資源活用総合交流促進施設

(廃校・廃屋等改修交流施設)

整備内容：旧校舎改築 1棟(2,222m²)

実施期間：平成20年度

事業主体：村山市

今後の展開方向

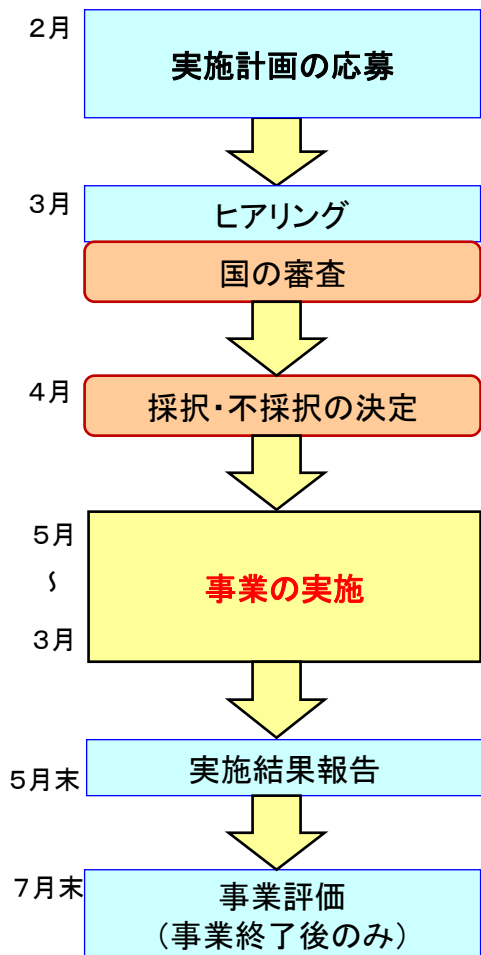
平成18年度から山ノ内小学校施設利活用プロジェクトチームを組織し、市と地元が一体となりながら具体的な利用計画、想定される利用人数、施設の管理方法、財政面等の検討を進めてきたところ。

廃校を利用した交流拠点施設の整備により、地域産業である「農」を軸とした交流や新たな産業の育成を目指し、誰もが地域に誇りを持てる暮らしやすい地域づくりを目指す。

②農村コミュニティ再生・活性化支援事業

NPO法人や団体等の多様な主体の参画による地域づくりを推進していくため、これらの団体が実施する都市から農山漁村への定住を促進するための活動や農村での地域産業の連携により農村経済を活性化させるための活動を支援します。

事業の流れ



事業の内容

都市から農村への定住等の促進

- ① 定住や長期滞在の促進方策策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討
- ② 支援体制の構築(住居、職業の生活情報などの一元的な情報提供や相談を行う体制の構築等)
- ③ PR活動の実施(意向調査・広報活動等)
- ④ 新規住民等による地域文化活動や農ある暮らしの実施のための体制整備
- ⑤ 定住者による農村起業が円滑に実施されるための体制整備
- ⑥ 企業等と連携したSOHO的取組に向けた体制整備

地域産業との連携の推進

- ① 異業種連携の促進
農村資源を活用した地元企業の事業拡大、新分野進出等に向けた気運の醸成、調査・検討等
- ② 多様な主体による地域連携活動の推進
 - ・ 多様な主体の連携体制の整備
 - ・ 地域共同活動の推進
 - ・ 試験的事業の実施 等
- ③ その他
 - ・ 人材バンクの設置・運営

◆事業主体

NPO法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等

◆補助率等

1/2以内

◆事業実施期間

平成18～22年度

◆支援スケジュール

公募期間：前年度2月頃

(21年度追加公募予定あり)

◆担当部局等(問い合わせ先)

◎東北農政局農村計画部
農村振興課農村整備計画係
代表TEL 022-263-1111
(内線4118)

平成21年度 実施団体の事例

No. 3 秋田県 三種町

NPO法人 一里塚 H19~H21

- <都市から農村への定住促進>
- ・ワークショップ等による回帰計画評価委員会
 - ・定住情報提供ホームページの運営
 - ・空き家情報バンクの整備・運用・更新
 - ・情報誌の作成し首都圏で配布
 - ・田舎暮らし体験・交流モニターツアーの実施
 - ・田舎暮らし拠点施設の運用
 - ・町内シンポジウムの開催
 - ・定住相談会の開催(東京・北海道ほか)
 - ・新規住民らと地域活動の企画検討会の開催
 - ・先進地調査(北海道)
 - ・「ふるさと回帰フェア2009」へ参加し特産品のPR

No. 1 岩手県 西和賀町

朝陽園秋香舎(ちょうようえんしゅうこうしゃ) H19~H21

- <地域産業との連携の推進>
- ・特産品開発のための企画運営会議の開催
 - ・特産品開発・販売等パイロット事業の実施(土づくり、ワラビ栽培、播種・管理・収穫・販売)

No. 6 山形県 飯豊町

飯豊町観光協会 H19~H21

- <都市から農村への定住促進>
- ・「いいでFun club」のホームページの運営、情報誌発行、交流会の実施
 - ・グリーンツーリズム推進協議会のホームページの運営、先進地視察、農村インストラクター育成講座の実施

No. 7 山形県 寒河江市

寒河江川土地改良区 H20~H22

- <地域産業との連携の推進>
- ・地域住民と一体となった土地改良施設保全活動及び啓発・普及イベントの開催(二の堰まつり、燈籠流し、高松堰まつり)

No. 8 福島県 西会津町

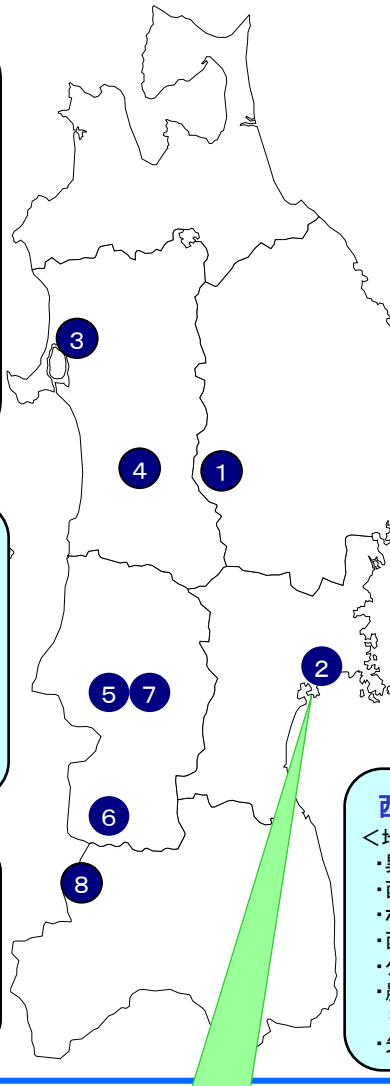
西会津ローカルフレンズ H20~H22

- <地域産業との連携の推進>
- ・異業種交流会の実施等
 - ・西会津地域づくりアクションプログラム勉強会の実施等
 - ・ホームページの作成・運営
 - ・西会津宅配便の試作・試験販売等
 - ・グリーン・ツーリズムインストラクターの養成・支援等
 - ・農商工連携マネージメントコーディネーター養成・支援等
 - ・先進地調査 など

No. 5 山形県 寒河江市

NPO法人 SAGAE郷 H19~H21

- <地域産業との連携の推進>
- ・土づくり研修会の実施
 - ・特産品のマーケティング調査
 - ・地域共同活動イベントの実施
 - ・ホームページ等を活用した広報活動



事例「奥松島体験ランド 海と自然の地域づくり」(奥松島体験ネットワーク)

取組の概要(H19~21)

ブルー・ツーリズムの体験者に対し、安全安心で魅力ある体験指導を一層充実させるため、体験メニューを提供する立場として、指導者(地域で民宿を営む漁師)の意識の醸成を図り、受け入れ体制の強化を図る。

また、県内外からの観光客に対する情報提供の充実や体験コースの充実、旅行会社などとの連携により奥松島を訪れる観光客を増やすことで、地域の活性化を目指す。



大高森からの眺望



地引き網体験

取組団体の概要

宮城県奥松島の有する農林漁業や観光資源と、伝統文化を有機的に組み合わせた複合型産業を創設し、都市等との交流人口の増大に努め、地域産業の振興を図ることを目的とした任意団体。

H20年4月時点の正会員は奥松島宮戸地区居住者で団体の趣旨への賛同者21名。その他、行政機関や寺社など4者。

今後の展開

奥松島での各種体験メニューの実施者数は、平成15年の本ネットワーク設立当初の317人から平成19年では1,420名に増加している。今後、さらに旅行者や小・中学生の体験者を増やすべく、モニターツアーの実施など、旅行者に満足していただけるための体制整備を行う。

③広域連携共生・対流等対策交付金

都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流に資する広域連携プロジェクト等や都市農業振興を国が直接支援します。

都市と農村の広域連携プロジェクト等の支援 (ソフト)

府省連携等促進事業

- ・都市部の商店街等と農山漁村の連携
- ・企業等と農山漁村の連携 等

都市農地活用・保全モデル事業

- ・都市農業振興、都市農地保全に資する取組

情報発信機能強化支援事業

- ・メディアを活用した農山漁村情報の提供
- ・ITにより利用者に情報提供を行う市民農園の開設

都市農村交流技術的支援事業

- ・ノウハウ習得のための取組



広域連携支援事業

- ・ボランティア活動、農作業体験 等

共生・対流の一層の推進と都市農業振興のための条件整備 (ハード)

都道府県域を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設

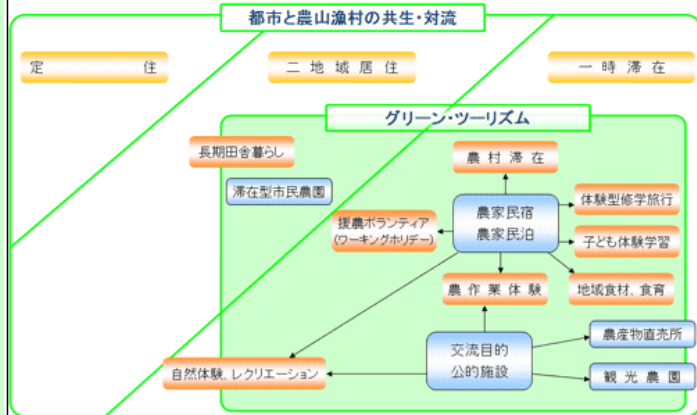


都市部での農業振興に必要な施設

- ・農産物直売所
- ・援農ボランティア養成施設 等

「都市と農山漁村の共生・対流」とは

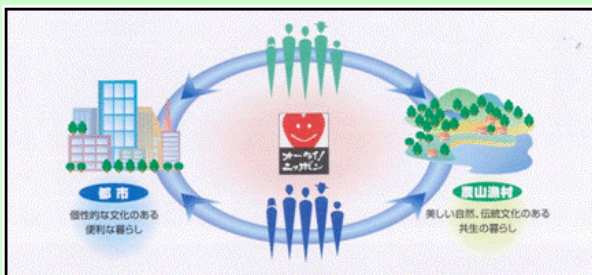
「都市と農山漁村の共生・対流」と「グリーン・ツーリズム」



共生・対流とグリーン・ツーリズムとの関係

都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広げ、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組です。

グリーン・ツーリズムのほか農山漁村における定住・半定住等も含む広い概念であり、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指すものです。



「都市と農山漁村の共生・対流」の概念図

◆事業主体
民間団体

◆補助率等
定額

◆事業実施期間
平成19～23年度

◆支援スケジュール
公募期間：当該年度4月

◆担当部局等（問い合わせ先）

◎東北農政局農村計画部
農村振興課都市農村交流係
代表TEL 022-263-1111
(内線4185)

以下の例のほか様々な取組に活用できます

農産物直売施設を核とした取組の例



A団体

- ・農産物直売施設の整備
- ・直売施設の管理、運営



B団体

- ・施設整備、運営に関するノウハウの提供
- ・消費者ニーズの把握、経営モデルの提供 等

農家A

農家B

農家C

農産物の出荷



C団体

- ・地域農産物に関するフェア等の開催

市民農園を核とした取組の例

A団体

農家A

〔JA、園主会、農業者等の組織する団体 等〕

農家B

農家C

- ・市民農園の整備の整備
- ・市民農園の管理、運営



B団体

- ・施設整備、運営に関するノウハウの提供
- ・栽培指導者の紹介、利用者への栽培指導講習会の開催 等

C団体

- ・食農教育の立場から農園の広報活動に関する協力
- ・収穫祭等のイベント企画



親水・景観保全施設整備の例



協議会

〔JA、農業者の組織する団体、NPO法人、地方公共団体 等〕

- ・親水、景観保全施設整備

構成員C

- ・都市農地における生態系調査の実施等

構成員A

- ・施設の管理・運営

構成員B

- ・施設の広報、都市住民の農業理解促進のためのイベント開催



④地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意によるプロジェクトについて、地域の実情に即した先導的な地域活動、地域産業振興、農林漁業振興、生活交通の確保など幅広い取組の立ち上がり段階から支援を行い、地域活性化への道筋をつけます。

地方の元気再生事業

立ち上がり段階における地域からの幅広い取組提案

地域産業振興

地元の資源を活かした観光振興

農林漁業振興

まちづくり・都市機能向上

大学と地域との連携

高齢者に対する福祉・介護サービス

生活交通の確保

立ち上がり段階に対する包括的支援
(地域活性化戦略チームの検討・助言を経て
プロジェクトを選定・評価)



大学と地場産業・生産農家等が連携した人材養成・起業支援



地場特産品の開発・販売支援

《プロジェクトの展開例》

※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。

◆事業概要

- 国が予め支援メニューを示すことをやめ、幅広い取組に関する提案を公募。
- 民間有識者からなる地域活性化戦略チームの検討・助言を経て、支援対象プロジェクトを選定。
- 選定されたプロジェクトに対し、国からの委託による調査を原則1年間実施。
地域づくりの専門家派遣や社会実験などを中心に、シンポジウム、説明会等ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的に支援。
- 支援プロジェクトの評価を地域活性化戦略チームの検討・助言を経て実施。

◆取組みの目指すべき方向性

- ① 複合的な取組、② 先導性・モデル性のある取組、③ 持続性ある取組
- ④ 相乗効果・波及効果の見込まれる取組、⑤ 主体的な取組、⑥ 計画性ある取組

◆事業主体

- ① 地域活性化に取り組む法人(NPO等)、
- ② 地方公共団体、③ 地方公共団体を構成員に含む法人格なき協議会

◆補助率等

全額国費による国からの委託調査

◆事業開始年度

平成20年度(3ヶ年度を予定)

◆支援スケジュール

公募期間：当該年3月下旬～4月上旬

◆担当部局等(問い合わせ先)

◎東北圏地方連絡室

兼 東北農政局

農山漁村活性化支援窓口

※東北農政局農村計画部農村振興課 内

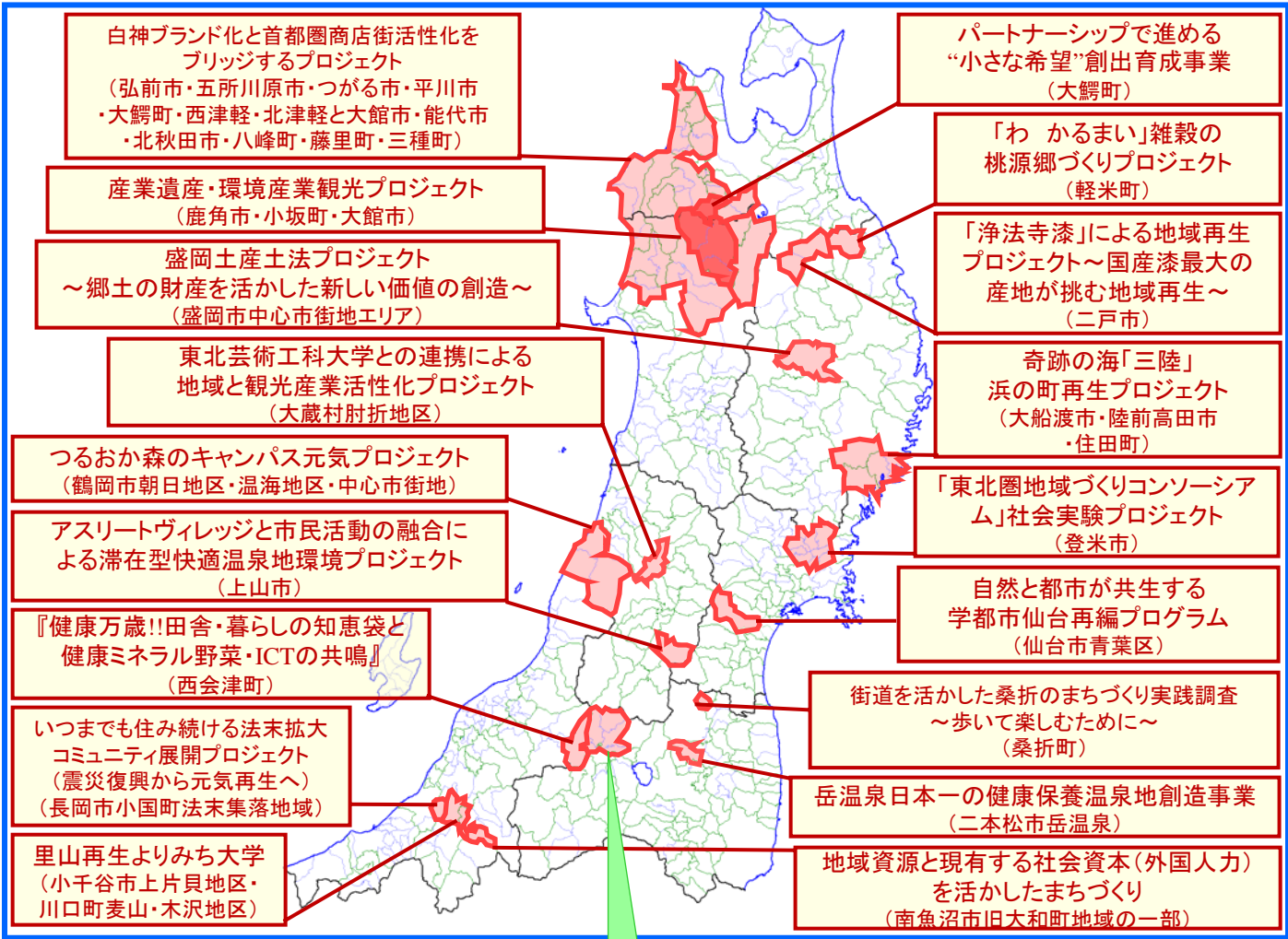
TEL 022-261-6734

e-mail: g.tohoku@cas.go.jp

地方の元気再生事業 <H20選定地域と事例紹介>

<東北圏>平成20年度選定地域

選定 19地域 / 応募 182地域



事例「日本一の蔵再生によるまちおこし」(喜多方市)

合併後の新喜多方市に共通する地域資源として、あらためて「蔵」を再認識し、市内中心部から農村部に至まで4200ある「蔵」をキーワードにした取組を、産・官・学、そして地域の住民団体等が総出で行い、合併後の地域一体となったまちづくり・観光交流人口の拡大へ結びつける。



平成20年度の主な取組

- ① 3,000棟を目標に、存在する蔵の実態把握調査、文化財登録の促進、蔵の巡回写真展・シンポジウム等により蔵文化を学び、人づくりを推進。
- ② 農村部の蔵を活用したグリーン・ツーリズムや農村部も含めた観光新ルートの開発等、市街地の蔵と周辺部の蔵をつなぐ仕組みの検討。

平成21年度以降の展開

蔵ガイドブック、蔵アドバイザー等による観光客の受入体制の確立、新観光ルートやレトロバスの試験運行の実施による市内中心部と農村部の観光交流人口の拡大等、「蔵」をテーマとした「豊かで元気な農山村と活力のある生活・観光都市」を実現する。

(3) 東北経済産業局

- ①近代化産業遺産群
- ②広域・総合観光集客サービス支援事業
- ③戦略的中心市街地商業等活性化支援事業
- ④中小商業活力向上事業
- ⑤中小企業地域資源活用プログラム
- ⑥農商工等連携の促進に関する支援
- ⑦地域資源∞全国展開プロジェクト

① 近代化産業遺産群

幕末から昭和初期にかけての産業近代化の過程は、今日の「モノづくり大国・日本」の礎として、また、各地域の今日の基幹産業のルーツとして、大きな意義を持っています。全国各地には、このような産業近代化の過程を物語る数多くの建造物、機械、文書などが継承されてきました。しかし、これらの近代化産業遺産が持つ価値は、単体のままでは伝わり難いものです。

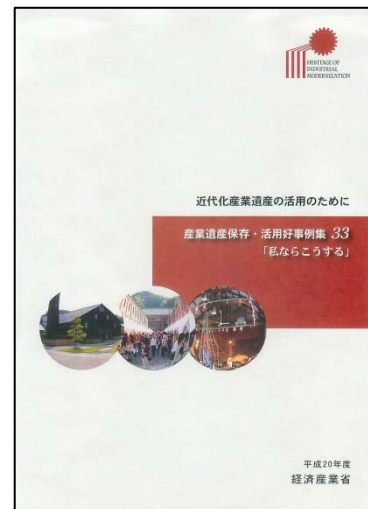
こうした近代化産業遺産が持つ価値をより顕在化させ、地域活性化に役立てるため、経済産業省では平成19年4月に産業遺産活用委員会を設置し、全国から近代化産業遺産を公募し、産業史や地域史の33のストーリーを軸に、相互に関連する複数の遺産により構成される「近代化産業遺産群33」としてとりまとめ、575件の近代化産業遺産を認定しました。また、平成20年度においては、「続33」として全国から540件の遺産を認定しました。

経済産業省では、認定された遺産を紹介する冊子のほか、産業遺産を活用した取組の参考となるよう、全国から産業遺産の保存・活用の取組を集めた事例集を作成しています。

近代化産業遺産群33、続33 冊子



産業遺産保存・活用事例集33



○お問い合わせ先

■ 経済産業省 地域経済産業グループ
地域経済産業政策課
TEL 03-3501-1697

■ 東北経済産業局 産業部 産業振興課
TEL 022-221-4906

東北管内の近代化産業遺産

:平成19年度認定遺産
 :平成20年度認定遺産



小坂鉱山関連遺産



大波ホテル関連遺産



青函航路関連遺産



山形の擬洋風建築等



釜石市・遠野市の製鉄関連遺産



細倉鉱山関連遺産



喜多方市の赤煉瓦製造関連遺産



安積疏水関連遺産

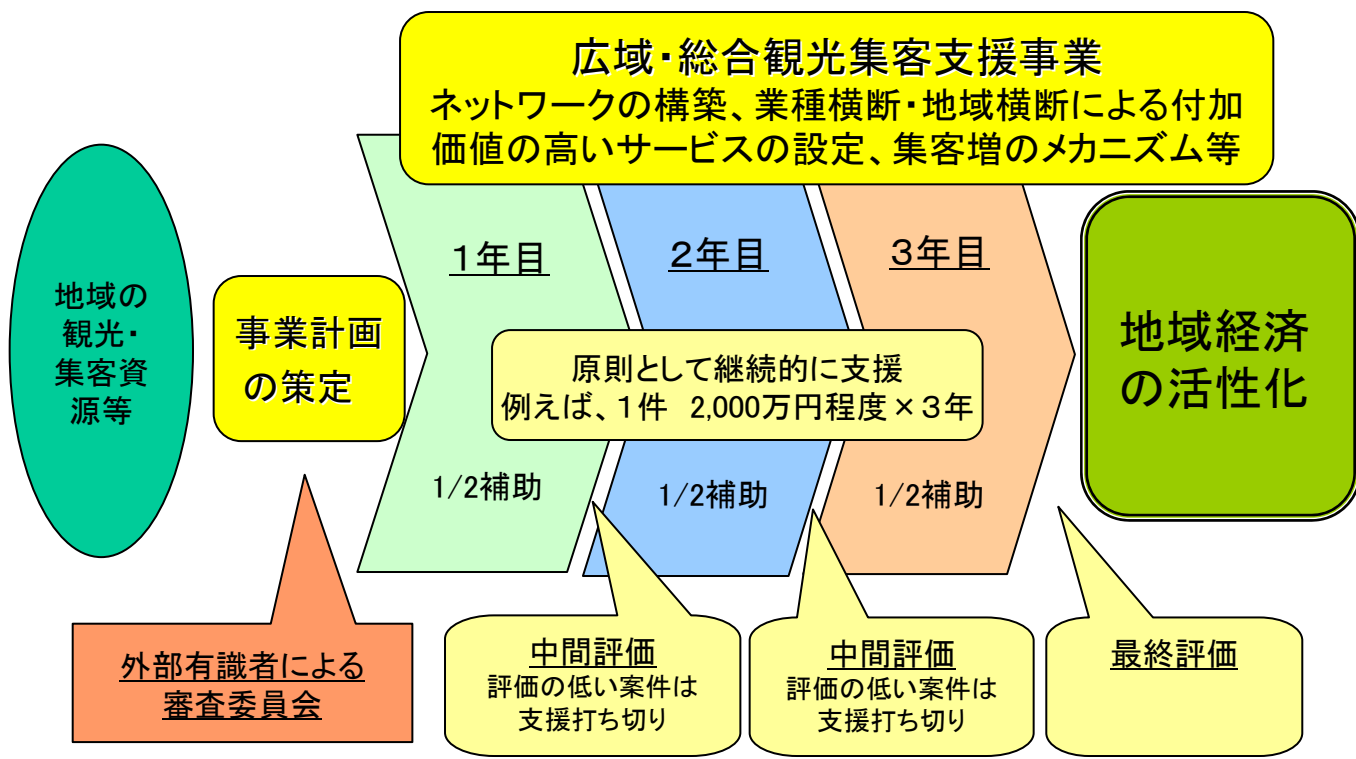


常磐炭田関連遺産



② 広域・総合観光集客サービス支援事業

特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援します。



◆事業主体

連携事業を行う連携体(企業、個人、大学、研究機関、NPO法人、組合等により形成されるコンソーシアム)の代表団体

◆補助率等

補助対象経費の1/2以内

◆支援スケジュール

募集:4月頃
決定:6月頃

○お問い合わせ先

■ 経済産業省

商務情報政策局サービス産業課
観光・集客サービス担当
TEL 03-3501-1790

■ 東北経済産業局

産業部 商業・流通サービス産業課
TEL 022-221-4914

全国の登録地域(20年度・東北:1地域)

「やまがた出羽の国」庄内」地域活性化コンソーシアム」 山形県鶴岡市周辺地域

～絹織物等の地場産業や地元商店街を巻き込んだ体験プログラムを創出し、情報発信や観光・集客プログラムの手配等を包括的にやり、集客を図る事業

「大雪(DAISETSU)アダプテッドツアー創造推進コンソーシアム」
実施地域:大雪圏域(旭川市・上川町・東川町)

「富山県西部産業開発協議会」
富山県西部地域

「越前伝統工芸連携協議会」
福井県丹南地域

「温故創新・隠岐観光義塾」
島根県隠岐諸島

「倉敷産業観光ユニオン」
岡山県倉敷市周辺

「四万十川流域観光育成コンソーシアム」
高知県四万十川流域

「くしろ圏広域観光推進コンソーシアム」
北海道釧路支庁管内
(釧路市、釧路町、厚岸町、
浜中町、標茶町、弟子屈町、
白糠町、鶴居村)

「登別白老観光戦略コンソーシアム」
北海道登別市、白老町周辺

「新潟・食と花の交流プログラム創造委員会」
新潟市、佐渡市、岩船地域

「江戸東京再発見コンソーシアム」
千代田区、港区、中央区、
江戸川区

「新観光・新事業創出コンソーシアム」
千葉県南房総地域

「歩きたくなるまち秩父コンソーシアム」
埼玉県秩父地域

「賑わいまちづくりコンソーシアム」
京都府隣接県

「しおのえ湯愛の郷づくりコンソーシアム」
高松市、東かがわ市、美馬市

「ジャック・マイヨールが愛した唐津・
玄海・杵岐シーフロントコンソーシアム」
佐賀県唐津市周辺

「九州型ロングステイ・サービス産業コンソーシアム」
実施地域:九州全域(朝倉、別府、竹田、阿蘇、山鹿、
綾、五ヶ瀬・高千穂)

③ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域（中心市街地）が、地権者等の様々な関係者と一体となって実施する商業活性化事業（集客核施設の設置や地域コミュニティとの連携事業等）等に対して支援します。

<地域要件>

- 都市機能の集約: 大規模集客施設等の中心市街地への集約
- まちのにぎわい回復: 居住促進事業、都市福利施設整備事業等と一体となった商業機能強化

これからの都市像
コンパクトシティ



認定中心市街地

商工会議所、商工会、第3セクター、民間事業者等の商業機能強化に資する事業に対し、重点的に直接支援
(補助率 2/3、1/2)



◆補助対象事業

ハード事業:

テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場、催事場、案内コーナー等の設置 等

ソフト事業:

- (1) 空き店舗を活用したチャレンジショップ事業や地域コミュニティとの連携事業(文化、教育、保育 等)、駐車サービス管理システムの構築 等
- (2) 商店街の環境向上に係る経費(老朽化したアーケード等の撤去)
- (3) 中心市街地活性化協議会事務局におけるタウンマネジャーの設置や調査研究に係る経費

◆事業主体

商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター、民間事業者 等

◆補助率等

商工会議所、商工会、商店街振興組合等
補助対象経費の2/3以内

民間事業者

補助対象経費の1/2以内

○お問い合わせ先

東北経済産業局

産業部 商業・流通サービス産業課

TEL 022-221-4914

○久慈市中心市街地活性化基本計画の概要

商業活性化事業

計画年度

・平成23年度までの5年間

基本方針

・山・里・海を丸ごと愉しめる 結い支える賑わい・安心の街

数値目標

・中心商店街の自転車、歩行者通行量を約1.29倍に
 ・中心市街地全体の商品販売額を約1.08倍に

○物産館等整備事業【H19戦略補助金】
 ・物産館「土の館」、「歴通路(れとろ)」の整備



○まつり、イベントによるにぎわいづくり
 ・中心市街地内のまつりやイベントの継続及び物産館との連携や企画・PRの充実

○街ぶら回遊ルート整備事業
 ・街なかに「飲食」「歴史」「琥珀」といったテーマに沿った回遊ルートを整備するとともにルートマップの作成を行う

まちなか居住推進事業

○街なか住み替え事業
 ・中心市街地外から中心市街地に住宅や店舗付住宅を新築する際の建設費の一部助成 など

都市福祉施設整備事業

○観光交流センター等整備事業
 ・大規模店舗跡地での観光交流センターの整備



○ユニバーサルロード整備事業
 ・歩道のバリアフリー化、案内表示の充実等 など

○ご近所介護ステーションの運営
 ・空き店舗を活用して高齢者サービス、高齢者サロン、育児支援施設を運営的な施設を運営



○青森市における事業例

AOMORI春フェスティバル事業

(平成19~20年度、青森商工会議所 (AOMORI春フェスティバル実行委員会事務局))

●ソフト事業： 青森市の春を代表する一大イベントとして定着を図ることを目的に、「ねぶた」、「よさこい」のコラボレーションを中心に、盛岡「さんさ踊り」を招聘する等の集客イベントを実施し、併せて地産・地消推進事業として、東青地域の地元の食材を活用した「(仮称)地産・地消レストラン」を実施する。

●先進性・モデル性

- (1) 他地域の祭りの融合によるイベント開催
- (2) 官民一体の取組



④ 中小商業活力向上事業

※平成20年度より少子高齢化等対応中小商業活性化事業から名称変更

原則として中心市街地以外の地域において、商店街等のにぎわいを創出し活性化を図るため、商店街振興組合等が一体となって行う、少子高齢化への対応や安全・安心なまちづくり、商店街の生産性向上等の全国的課題に対応する商業活性化の取組に対して支援します。



◆補助対象事業

施設整備事業：(例)バリアフリー型カラー舗装、採光性対応アーケード等

支援事業：

(例)防犯カメラや街路灯の設置、育児施設・高齢者交流施設等のコミュニティ施設の設置・運営、共通駐車券システムの構築、空き店舗を活用した地域活性化事業(チャレンジショップ事業、地域農産品を活用したアンテナショップ事業等)、AED(自動体外式除細動器)の設置、電子マネー・ポイントカードシステム導入促進、老朽化したアーケード撤去への支援 等

◆事業主体

商工会、商工会議所、
商店街振興組合、民間事業者 等

◆補助率等

補助対象経費の1/2以内

○お問い合わせ先

東北経済産業局

産業部 商業・流通サービス産業課

TEL 022-221-4914

◆施策の詳細は次のURL参照 <http://www.tohoku.meti.go.jp/shogyo/support-index.htm>

施設整備事業

「赤湯温泉通り街路灯整備」(山形県南陽市)

整備時期: 平成19年1月～3月

提案者: 赤湯温泉通り商店街振興組合

概要: 歩道拡幅及び電線地中化が行われる都市計画道路赤湯停車場線街路灯整備工事にあわせて街並み・商店街の景観に溶け込んだ新たなデザインの街路灯を設置。(街路灯(2灯式)11基)

温泉場という雰囲気的大事にし、赤湯温泉に訪れる高齢者を含む観光客の夜の安全性・利便性の向上を図り、ひいては商店街の賑わいの創出や来街者の増加を図ることを目的とする。

効果: 既存イベントの参加者が1.5万人増。
(赤湯温泉夏祭り、赤湯温泉ふるさと祭り等)
空き店舗率が、20.8%から18.3%に改善。

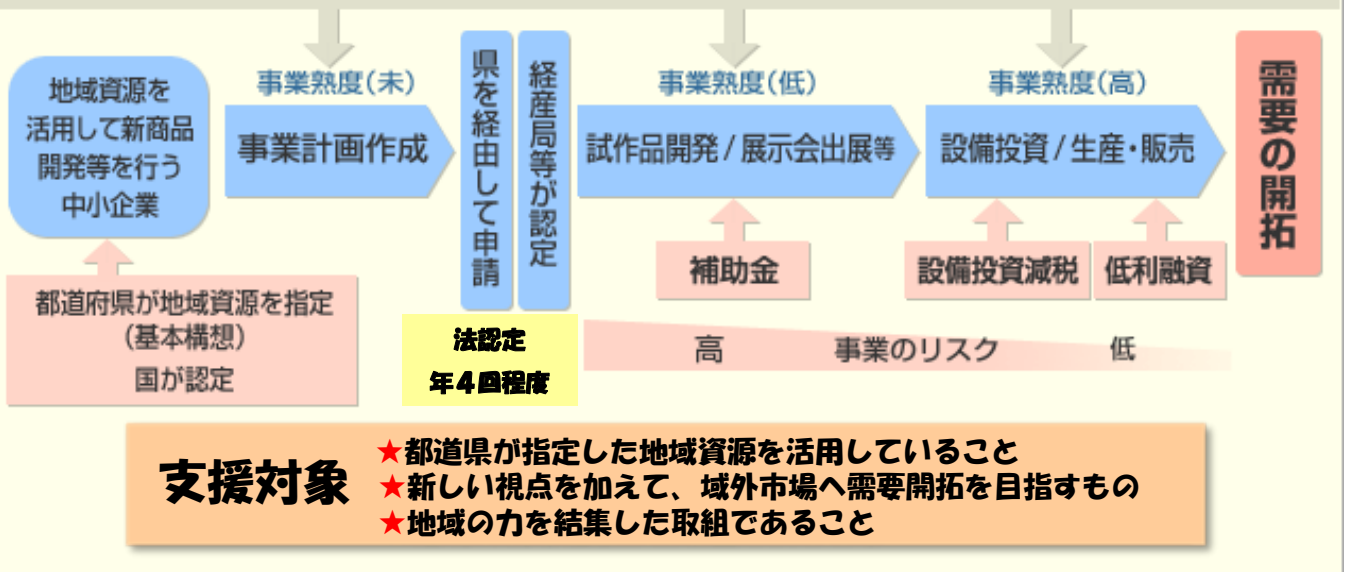


⑤ 中小企業地域資源活用プログラム

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した中小企業の新商品、新サービスの開発・市場化を総合的に支援します。

中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム

ハンズオン支援(専門家によるきめ細やかなアドバイス) [全国10箇所に支援事務局を設置]



◆ **事業主体**
民間企業、組合等

◆ **補助率等**
・売れる商品づくり支援事業
(補助率2/3:法認定必要)
・販路開拓等支援事業
(補助率1/2:法認定不要)

◆ **支援スケジュール**
・売れる商品づくり支援事業
募集:2月、7月
・販路開拓等支援事業
募集:4月頃

○お問い合わせ先

■ 東北経済産業局
産業部 中小企業課 新事業促進チーム
TEL 022-221-4923

■ 中小企業基盤整備機構 東北支部
地域資源活用支援課
TEL 022-302-8606

◆ 施策の詳細は次のURL参照

<http://www.tohoku.meti.go.jp/cyusyo/tiikisigen/index.html>

<http://www.smrj.go.jp/chiikishigen/jimukyoku/tohoku/index.html>

東北の認定事業計画

秋田県にかほ市

「天然記念物・獅子ヶ鼻湿原」を活用した「癒しと学びのトレッキングプログラム」



福島県いわき市

健康と癒しの温泉地創設事業



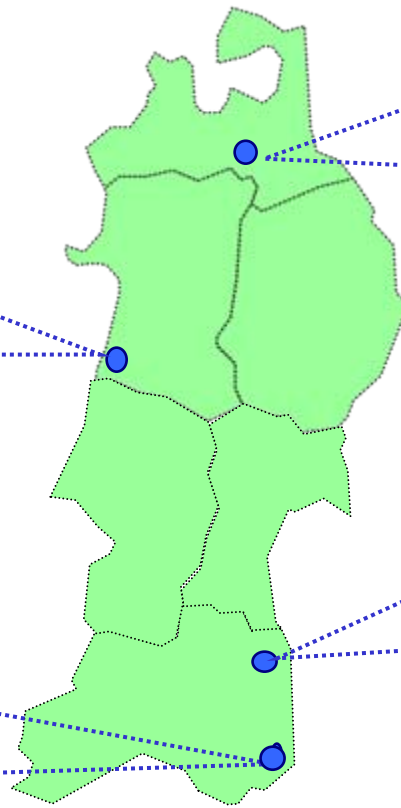
青森県十和田市

世界唯一となる改良馬「新南部馬」を活用した、レジャーホース乗馬プログラムの開発による、観光乗馬ランド事業の展開とブランド確立



福島県相馬市

相馬野馬追と新田川温泉を中心とした体験型、滞在型の観光システム構築事業



秋田県にかほ市

～「天然記念物・獅子ヶ鼻湿原」を活用した「癒しと学びのトレッキングプログラム」の開発とブランド確立～

健康＋学習＋交流

ガイド付きトレッキング



鳥海まりも



獅子ヶ鼻湿原



ブナの巨樹 あがりこ大王



岩ガキをはじめとする旬の地元料理

癒し
学び



日本海を望む温泉施設

市場性・販路

- ・観光ツアー商品の非日常型から異日常型へシフト
- ・農業・田舎等体験型需要の拡大、東アジア圏の需要の増大
- ・修学旅行、セカンドスクールもターゲット

観光客の増加による地域の活性化

【市民フォーラム】開催による市、市民一体型事業への巻き込み

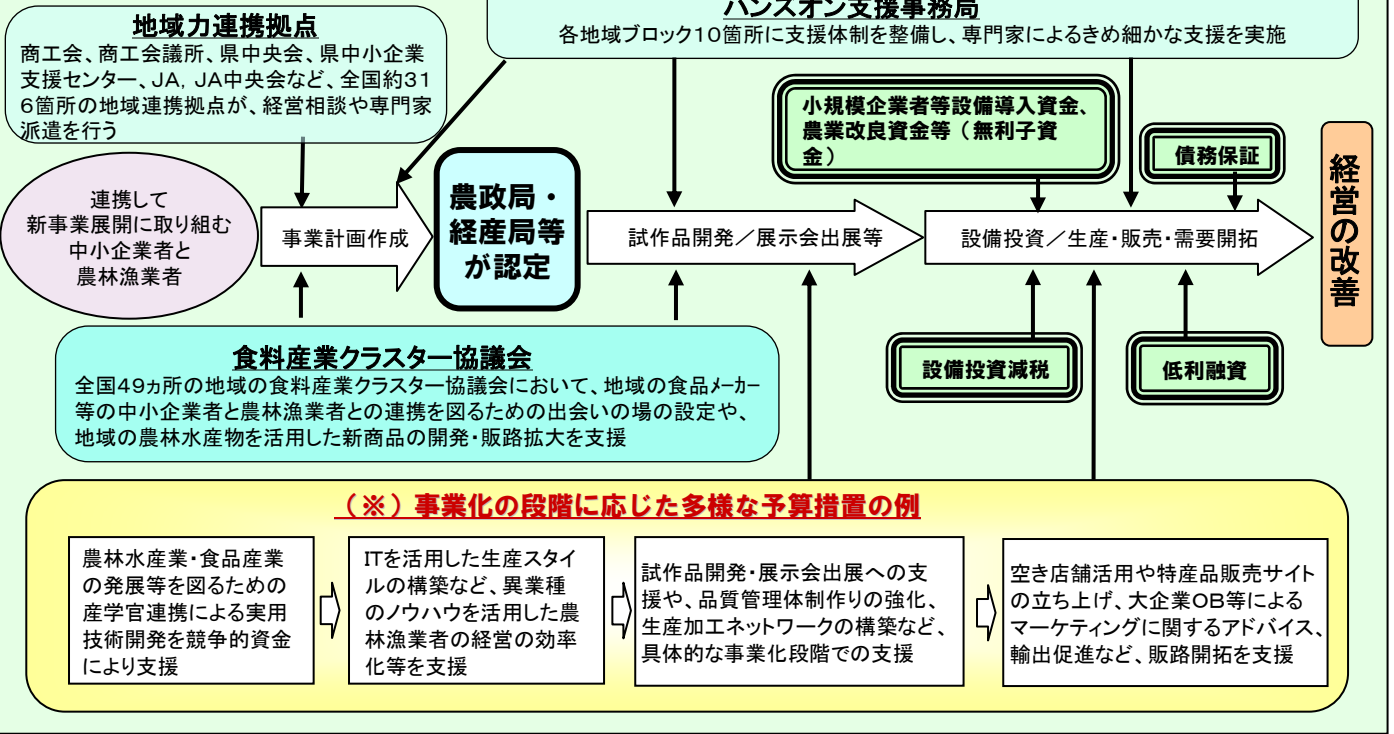
天然記念物である獅子ヶ鼻湿原をはじめとする自然保護

⑥ 農商工等連携の促進に関する支援

地域経済の基幹産業である農林漁業者と中小企業者（商業、工業等）が産業間の壁を越えて連携して行う、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等に対して、法律に基づき認定し、総合的に支援します。

農商工等連携促進法における支援の流れ

【事業者への支援】



◆事業主体

- (1) 連携して新事業展開に取り組む
中小企業者と農林漁業者
- (2) 農商工連携に対し指導・助言等支援を行うNPO、公益法人

◆補助率等

- (1) 事業化・市場化支援事業
(補助率2/3・法認定必要)
連携体構築支援事業（連携事業者型）
(補助率2/3・法認定不要)
- (2) 連携体構築支援事業（支援機関型）
(補助率2/3)

◆支援スケジュール

- 事業化・市場化支援事業 募集：2月、7月
連携体構築支援事業 募集：7月

○お問い合わせ先

- 東北経済産業局
産業部 中小企業課 新事業促進チーム
TEL 022-221-4923
- 東北農政局
生産経営流通部食品課
TEL 022-221-6146
- 中小企業基盤整備機構 東北支部
農商工連携支援課
TEL 022-302-8606

「川の駅」と「森の駅」から地域資源を発信

～農産物の生産・加工・販売と体験を演出～

(株)大場組

山形県最上町 16

連携団体

産直団体 四季の香、(株)最上あゆセンター、NPO法人あにまるにーず

連携の経緯

- 清流小国川と背後の森林が美しい景観を呈する最上町は、きのこ、天然鉱など自然の恵みの宝庫。また、温泉・スキーなどの観光資源も豊かであり、これらの地域資源を総合的に融合させることが産業振興の課題。
- 「明日の郷土を拓く」を社とする大場組が、これら資源の活用による雇用の場の確保、地域産業の活性化をめざし、地元産直団体・NPO法人などに活動の連携を呼びかけスタート。
- 「森の駅」にアニマルセラピーを行うための動物を収容する小屋の建設にあたっては、山形県の指導・助言により、許可認可手続きを解決。



取組概要

- 小国川に並行する国道47号線沿いに平成15年に「川の駅」、平成17年に対岸に「森の駅」を整備。その両駅を吊り橋で連結。
- 「川の駅」は、食事処、土産店、産直施設、資料館で構成。名産の鮎、新鮮野菜をオンタイムで提供。
- 「森の駅」は、しいたけ・ナメコなどの積菌・収穫ができる体験きのこ園、果樹もぎとり園、アニマルセラピーで構成。周辺森林を活用した体験の場を提供。
- 大場組・産直団体・NPOなど地域の“人”のノウハウと、“資源”の活用により、農林水産業を一体化したこれまでにないサービスを生み出し、県内外から注目。



地域経済への効果等

取組効果等

【売上】

3,100万円
(平成15年度)

約2億875万円
(平成18年度)

【利用者】

19万人
(平成16年度)

30万人
(平成19年度見込み)

【雇用者】

107人
(平成15年度)

156人
(平成18年度)

今後の展開

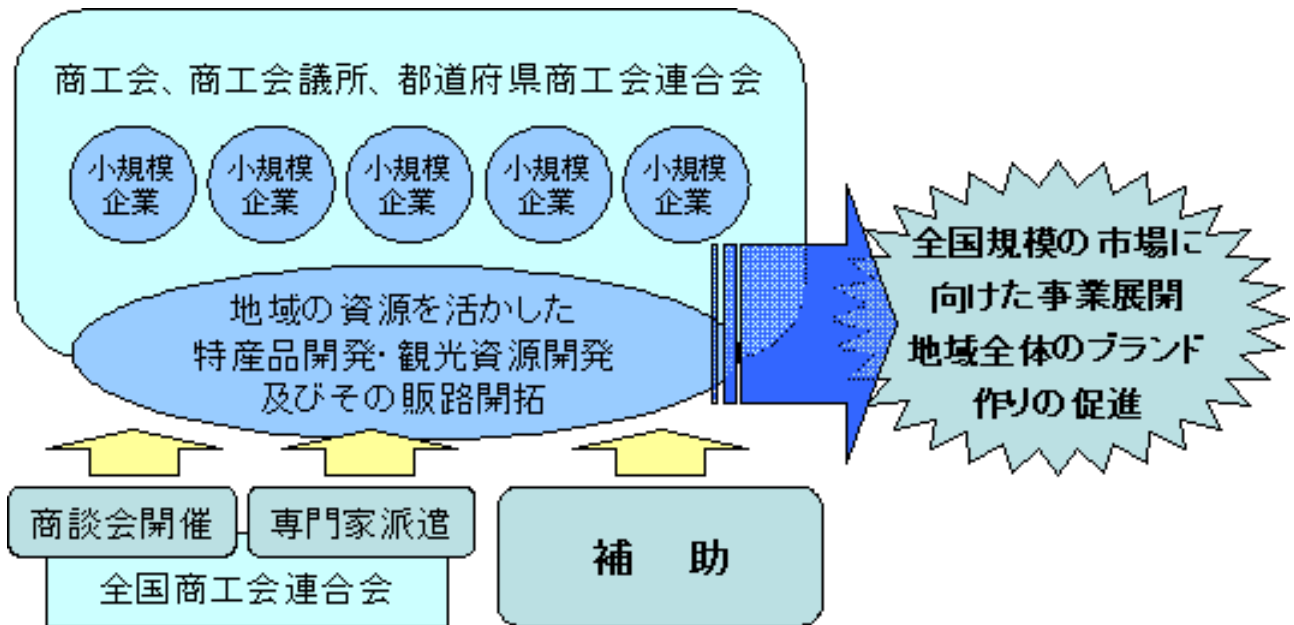
現在の施設・サービスの充実。

首都圏にアンテナショップを開設し地域特産品を広く発信。

⑦ 地域資源の全国展開プロジェクト

(小規模事業者新事業全国展開支援事業)

地域の資源を活用した特産品開発や観光資源開発など、地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新規事業展開を支援するため、各地の商工会議所等が小規模事業者と協力して進める特産品開発や観光資源開発及びその販路開拓について、幅広く支援します。



◆事業主体

- 1) 商工会議所
- 2) 商工会・商工会連合会

◆補助率等

- 1) 300万円～900万円／件＜定額補助＞
- 2) 100万円～800万円／件＜定額補助＞

◆支援スケジュール

募集：2月 決定：5月

○お問い合わせ先

- 東北経済産業局
産業部中小企業課新事業促進チーム
TEL 022-221-4923
- 全国商工会連合会
企業支援部市場開拓支援課
TEL 03-3503-1256
- 日本商工会議所流通・地域振興部
TEL 03-3283-7874

◆施策の詳細は次のURL参照 <http://www.tohoku.meti.go.jp/cyusyo/tiikisigen/04.htm>

東北の採択プロジェクト

H20年度 観光開発事業関係 16件

◎ニツ井町商工会(秋田)
『きみまちの里「恋文街道」観光
開発、特産品開発プロジェクト』

◎大間町商工会(青森)
『マグロを超える100億円観光実現への挑戦』

◎男鹿市商工会(秋田)
『来てけれ！見てけれ！おが西
海岸「夕陽と絶景」全国発信』

◎南三陸商工会(宮城)
『「おっ！カキ」で歩こう 魚(ウオー)キン
グストリート』

◎大仙市商工会(秋田)
『「花火のまち秋田県大仙
市」復興プロジェクト』

◎仙台商工会議所(宮城)
『仙台のおもてなしゾーン
「国分町」を活用した都市
型観光促進事業』

◎増田十文字商工会
(秋田)
『みちのくの蔵史、味わ
いませんか』



◎横手商工会議所(秋田)
『サマースクールinよこて
(親子で参加！自然塾)』



◎丸森町商工会(宮城)
『「食と匠のテーマパーク」丸森町に
おける「農商工連携」による「丸森ブ
ランディング・ツーリズム」創出事業』

◎福島商工会議所(福島)
『“ふくしま荒川ミュージアム”地域再
発見・プロモーション事業』

◎出羽商工会(山形)
『出羽の古道「六十里越
街道」歴史資源観光振興
事業』

◎北塩原村商工会(福島)
『太古よりよみがえる「会津山塩」再生プロ
ジェクト』

◎南陽市商工会(山形)
『温泉旅館と地域飲食店と
の連携(泊食分離型)による
赤湯温泉活性化事業』

◎須賀川商工会議所(福島)
『ニューツーリズム開発と伝統行事の融合』

◎只見町商工会(福島)
『水源のエコミュージアム「雪と緑と紅の
オアシスリゾート只見』



◎下郷町商工会(福島)
『「茅葺屋根のある駅舎in下郷」田園オー
ナーズ推進型観光開発プロジェクト』

(5) 東北地方環境事務所

- ①エコツーリズム総合推進事業
- ②自然環境整備交付金
- ③長距離自然歩道



白神山地・自然学校
(エコツーリズム)

① エコツーリズム総合推進事業

◆目的・概要

エコツーリズム推進法の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。

◆事業概要

- ①エコツーリズム啓発事業 …シンポジウムの開催等
- ②エコツーリズムのノウハウ確立事業 …エコツーリズム大賞等
- ③エコインストラクター人材育成事業 …エコツアーガイド等の育成
- ④国立公園等におけるエコツーリズム支援事業 …エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等
(※平成21年度東北ブロック実施地域 白神山地)



◆対象者 地方公共団体・エコツーリズム推進協議会

◆交付要件 当事業は補助金でないため、自治体等への直接交付はない。

○お問い合わせ先

東北地方環境事務所
国立公園・保全整備課
TEL 022-722-2874

エコツーリズム推進法の概要

1. 国の役割



政府が策定する
「基本方針」



地域協議会への参加、
技術的助言、情報の
収集、広報活動
e.t.c



地域が定める
「全体構想」の基礎となるもの

2. 地域ごとに協議会を組織し、 全体構想の作成と組織運営 を行います

エコツーリズム推進協議会

地域の貴重な資源を
次の世代に残していこう。

どういった魅力的な自然や歴史文化があるんだろう？
活用しながらまもっていくにはどんなルールがいいんだろう？
どんなツアーにして、お客さんに来てもらおう？
自然が壊れていないか調べて調査しながら守っていこう？



基本方針
に即して
作成

全体構想

- ・速やかに公表
- ・主務大臣へ報告

※このほか、エコツーリズム推進に係る連絡調整を担当。

3. 作成した全体構想について 国による認定を申請することができます



市町村長 主務大臣

審査

◇要件
・基本方針に適合
・確実に効果的
に実施される見込み



文部科学大臣 環境大臣 市町村長 国土交通大臣 農林水産大臣

4. 全体構想が認定されると できるようになること

- 1 地域資源の保護 これまで法的に保護措置が担保されてこなかった自然観光資源についても「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。
- 2 立入りの制限 必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入り人数の制限を行うことができます。
- 3 広報 国が、認定地域の取り組みを全国にPRします。



② 自然環境整備交付金

① 採択基準

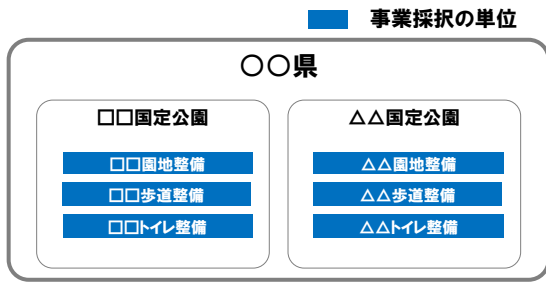
個々の事業に係る採択基準(最低事業費)は設定せず、計画期間(3~5年)における事業費の規模についてのみ下限を設定

小規模な施設整備も交付対象に含めることができるため、よりきめの細かい整備に対応することが可能

従来の補助金と自然環境整備交付金の採択基準の比較

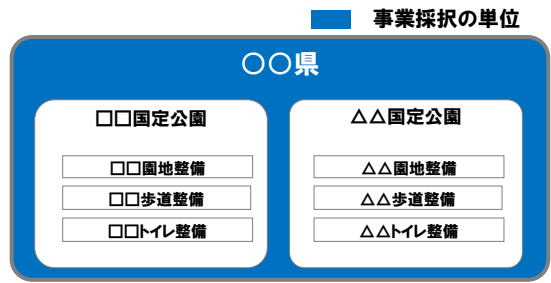
従来の補助金

個々の事業ごとに単年度あたりの採択基準を設定(1事業が2千万円~3千万円以上)



自然環境整備交付金

計画期間(3年~5年)における総事業費について採択基準を設定(計画期間全体で6千万円以上)



② 市町村事業の拡大

- 交付対象事業の全てについて市町村事業として実施可能
- 市町村事業における都道府県と市町村の負担割合は、各地域・事業の実情を踏まえ、独自に設定が可能

都道府県が関係市町村と十分調整することにより、地域の実情に応じた役割分担による柔軟な事業展開が可能

③ 地方の自主性・裁量性の拡大

- 交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能
- 都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能
- 個々の施設の設計にかかる技術的な審査を廃止したことにより、事前審査にかかる事務を軽減

地方の創意工夫を活かした自由度の高い事業展開と地域状況に応じた柔軟な予算配分が可能

自然環境整備交付金の流れ



○お問い合わせ先

- 東北地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL 022-722-2874 FAX 022-722-2872
- 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 TEL 03-5521-8281 FAX 03-3595-0029

自然環境整備交付金の制度概要

1 自然環境整備計画

自然環境整備交付金を活用して実施する、地域における自然とのふれあいの推進等の目標、及び目標を達成するために必要な事業等を記載した整備計画

- 作成主体 : 都道府県
(関係市町村と調整のうえ作成)
- 計画期間 : 3～5年

2 交付対象事業

交付金の交付対象となる事業は整備計画に位置づけられた次の事業

●国定公園整備

道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

●長距離自然歩道整備

(国立公園及び国定公園区域外)

歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等

※平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業は、自然環境整備交付金の対象としています。

3 事業主体

整備計画に位置づけられた交付対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主となって実施することが可能

→ 【参照 : 自然環境整備交付金の特徴 ② 市町村事業の拡大】

4 交付金の交付限度額

- 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業の事業費の45%を限度に都道府県に交付
- 交付された交付金は都道府県の裁量において、各々の交付対象事業に自由に配分可能

→ 【参照 : 自然環境整備交付金の特徴 ③ 地方の自主性・裁量性の拡大】

自然環境整備交付金対象マップ

国定公園 55公園 1,344,453ha (国土面積の3.56%)

長距離自然歩道 ※国立公園内の長距離自然歩道は自然環境整備交付金の対象外です。

名称	整備年度	路線延長(km)	関係都道府県
北海道自然歩道	H15~H24(計)	4,585.0	北海道
東北自然歩道(新英の細道)	H2~H8	4,374.4	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
首都圏自然歩道(関東の山あいのみち)	S57~S63	1,799.6	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
東海自然歩道	S45~S49	1,697.2	東京、神奈川、山梨、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、大阪
中部北陸自然歩道	H7~H12	4,028.8	群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀
近畿自然歩道	H9~H15	3,257.8	福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取
中国自然歩道	S52~S57	2,210.8	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国自然歩道(四国のみち)	S56~H1	1,636.5	徳島、香川、愛媛、高知
九州自然歩道(やまびこさん)	S50~S55	2,586.9	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
合計		26,177.0	

国指定鳥獣保護区 森古山、仙台海浜、伊豆沼、小佐渡東部
 ※平成18年度までに着手している自然再生事業は、自然環境整備交付金の対象としています。



③ 長距離自然歩道

1 目的

長距離自然歩道は、国土を縦断、横断又は循環し、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的としている。

これまで昭和45年度の東海自然歩道以降、九州、中国、四国、首都圏、東北、中部北陸、近畿と順次整備を進めてきており、現在整備を進めている北海道自然歩道を加えると、全国の長距離自然歩道の計画総延長距離は約2万6千kmに及ぶことになる。

2 事業概要

計画主体：環境省

整備主体：国立公園内 環境省(直轄事業)

国立公園外 都道府県及び市町村(交付金:45/100)

管理運営：国立公園内 環境省

国立公園外 都道府県及び市町村

事業内容：主な施設…歩道、橋、園地、休憩所、駐車場、公衆トイレ、標識など



東海自然歩道(静岡県)



首都圏自然歩道・関東ふれあいの道(東京都・日の出山)



「公衆トイレ」

3 交付金制度(自然環境整備交付金)

(1) 交付率

対象事業の45%を都道府県に一括交付

(2) 交付対象事業

国立公園内は、歩道及び橋、園地、休憩所等の国立公園事業として実施するもの。

国立、国立公園外は、環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備事業(平成15年3月31日以前に環境大臣が定めたものを含む。)に基づき行う事業。

○お問い合わせ先

■ 東北地方環境事務所 国立公園・保全整備課

TEL 022-722-2874 FAX 022-722-2872

■ 環境省自然環境局自然環境計画課(路線計画)

TEL 03-5521-8274 FAX 03-3591-3228

■ 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室(交付金)

TEL 03-5521-8281 FAX 03-3595-0029

(6) 東北総合通信局

- ① 地域ICT利活用モデル構築事業
- ② ユビキタスタウン構想推進事業(地域ICT利活用推進交付金)



地域ICT利活用モデル構築事業
「太宰治生誕100年」ICT利活用による観光振興
(青森県五所川原市:斜陽館)

① 地域ICT利活用モデル構築事業

施策の目的

地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安心・安全の確保等、地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化とその成果を踏まえたICT利活用の普及促進を図る。

施策の概要

(1) 「地域ICT利活用モデル」の構築

① 実施主体及び選定方法

地方公共団体からの提案を外部有識者からなる地域情報化評価会において評価し委託先を決定。

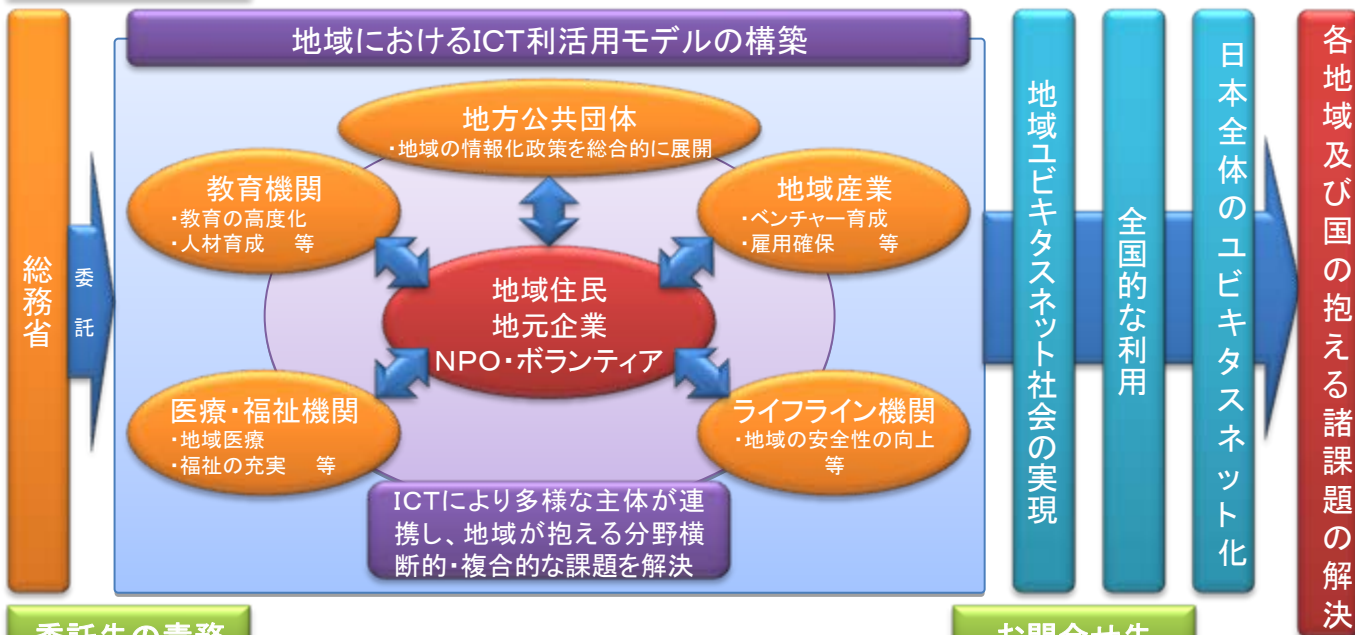
② 委託業務の内容

地域が抱える諸課題の解決に資する情報通信システムの企画・設計・開発、継続的運用及びそれに必要な体制づくり等を実施し成果物として(a)成果報告書、(b)システム設計書、(c)成果検証データ等を提出

(2) 「地域ICT利活用モデルの普及」

(1)で構築した「地域ICT利活用モデル」についてデータベースの構築やセミナー・シンポジウムの実施等により全国に展開し、ICTの利活用の促進と、地域課題の解決を図る。

事業イメージ



委託先の責務

- ◆ 事業企画書に沿った委託事業の遂行
- ◆ 成果報告書、実績報告書の提出
- ◆ 普及展開事業への積極的参加
※事業成果普及展開のためのセミナー、シンポジウム等を想定
- ◆ 委託期間終了後の事業の継続的運営及び事後報告書の提出

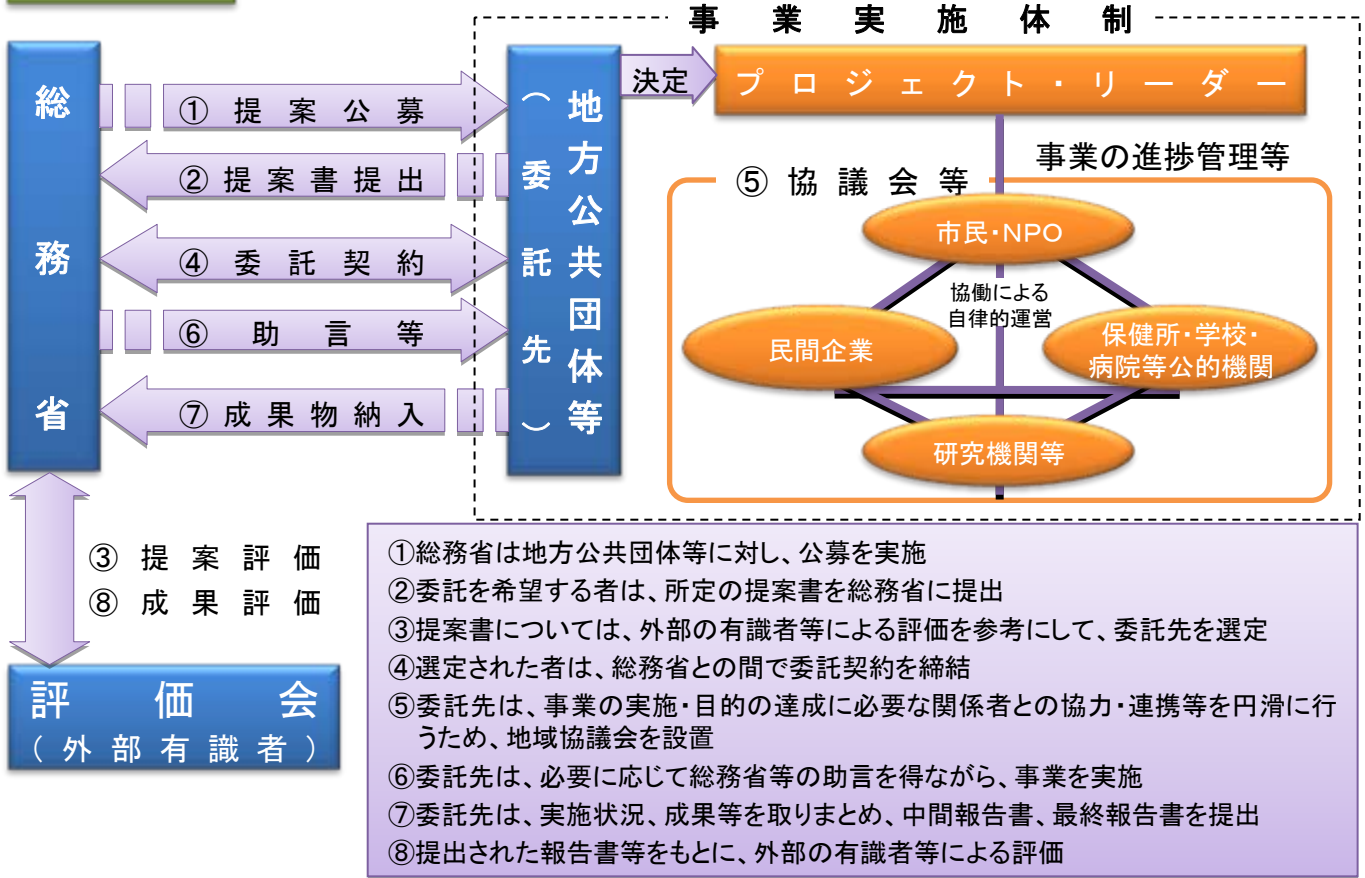
お問合せ先

- 東北総合通信局
情報通信部
情報通信振興課
Tel 022-221-7432

施策の詳細は次のURL参照 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/joho/index.html>

地域ICT利活用モデル構築事業(事業スキーム)

事業スキーム



- ◆ 委託先: 市町村、特別区、都道府県及びこれらの連携主体(広域連合、一部事務組合を含む)
- ◆ 事業規模: 1件当たり委託額: 1千万円~1億円
- ◆ 実施状況(全国): 平成19年度 29件 平成20年度 50件(平成19年度からの継続を含む)
- ◆ 募集時期: 例年4月上旬(予算執行状況に応じて2次募集等を行う場合がある)

評価のポイント

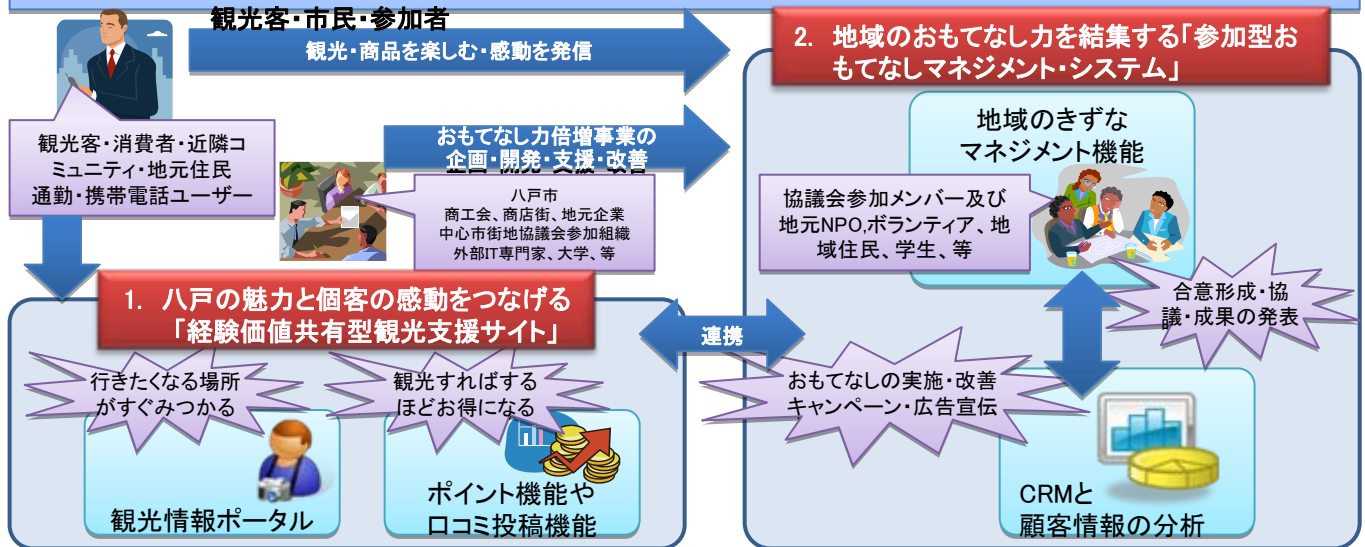
項目	小項目	内容
モデル性	ICT利活用による問題解決	ICTを活用して地域の問題解決を図るものであること。
	先進性・汎用性	全国展開にふさわしい先進性・汎用性を備えていること。
計画の熟度	資金計画	委託期間終了後の自律的・継続的運営を可能とするような資金計画となっていること。
	実施体制	多様な地域主体の参画が見込まれること。 委託期間終了後の自律的・継続的運営を可能となるような実施体制となっていること。
	達成指標	事業の定量的な達成指標が明示されていること。 例) 出生率の向上、医療費の節減、住民満足度向上 等
	政策体系との整合性	計画の内容が地方公共団体等の政策体系と整合したものであること。 特に、当該計画が「頑張る地方応援プログラム」のプロジェクトとして登録されていること、あるいは、当該計画が地域再生法に基づく「地域再生計画」の認定を受けていること。
費用対効果	既存の施設を有効に活用し、費用対効果の高い計画が策定されていること。	

地域ICT活用モデル構築事業(取組事例:観光関連)

(1) 青森県八戸市

八戸おもてなし力倍增！中心市街地活性化支援事業

「経験価値共有型観光支援サイト」及び、「参加型おもてなしマネジメント・システム」の構築により、地域ぐるみで、観光客のニーズに合った商品・サービス・イベントを企画、開発、提供し、地域と観光客のきずなを創造、維持、拡大することを可能にする仕組みを実現する。



■経験価値共有型観光支援サイト

観光ポータルサイトの構築および運用を行う。観光スポットへの訪問、情報の閲覧、口コミ情報の投稿・閲覧等のアクションに対してポイントを付与し、市内の回遊性向上やリピート訪問率の向上を狙う。

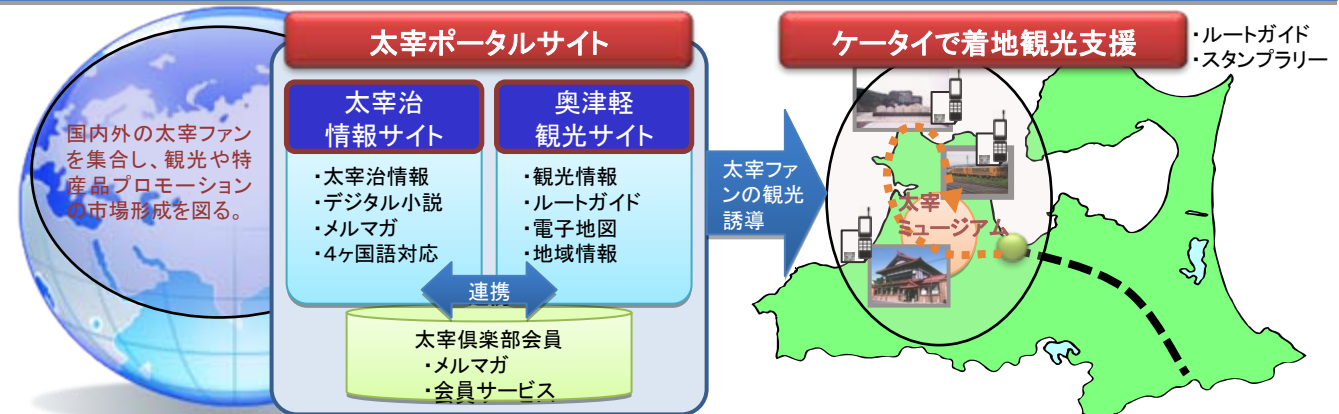
■参加型おもてなしマネジメント・システム

一般ユーザーに満足してもらえるように商品・イベント・サービス・施設等のおもてなし力(=魅力)を向上させる施策の企画立案・改善を行うためのマネジメント・システムを構築し運用する。

(2) 青森県五所川原市

「2010年東北新幹線新青森駅開業」と「太宰治生誕100年」ICTを活用した観光振興

- ①太宰治の公式情報サイトを構築し、国内外の太宰ファンの注目と会員化(太宰倶楽部)により太宰市場を形成する。
- ②散在する奥津軽の観光情報を集積し、太宰ポータルとの連動により太宰ファンの注目と津軽観光誘導を図る。
- ③着地での観光者を支援するケータイによる観光ガイドとスタンプ・ラリーで、地域資源の露出・接触機会を促す。



①太宰治情報サイト

- ・太宰治の情報庫構築
- ・太宰ファン「太宰倶楽部」の会員サービス機能
- ・4ヶ国語対応(海外観光者への情報提供)
- 国内外の太宰ファンを集合し、観光者の潜在市場や地域産品のプロモーション市場を形成

②奥津軽観光情報サイト

- ・奥津軽の観光情報提供
- ・電子地図で奥津軽周遊ルートガイド
- ・地域イベントなど地域情報発信
- 太宰ファンの津軽観光への誘導と地域ブランド「太宰ミュージアム」の認知

③ケータイ支援システム

- ・ケータイによる奥津軽スタンプラリー
- ・ケータイによる観光案内
- 着地での観光者への支援
- 主要観光地+地域の埋もれた資源の発見

② ユビキタスタウン構想推進事業(地域ICT利活用推進交付金)

施策の目的

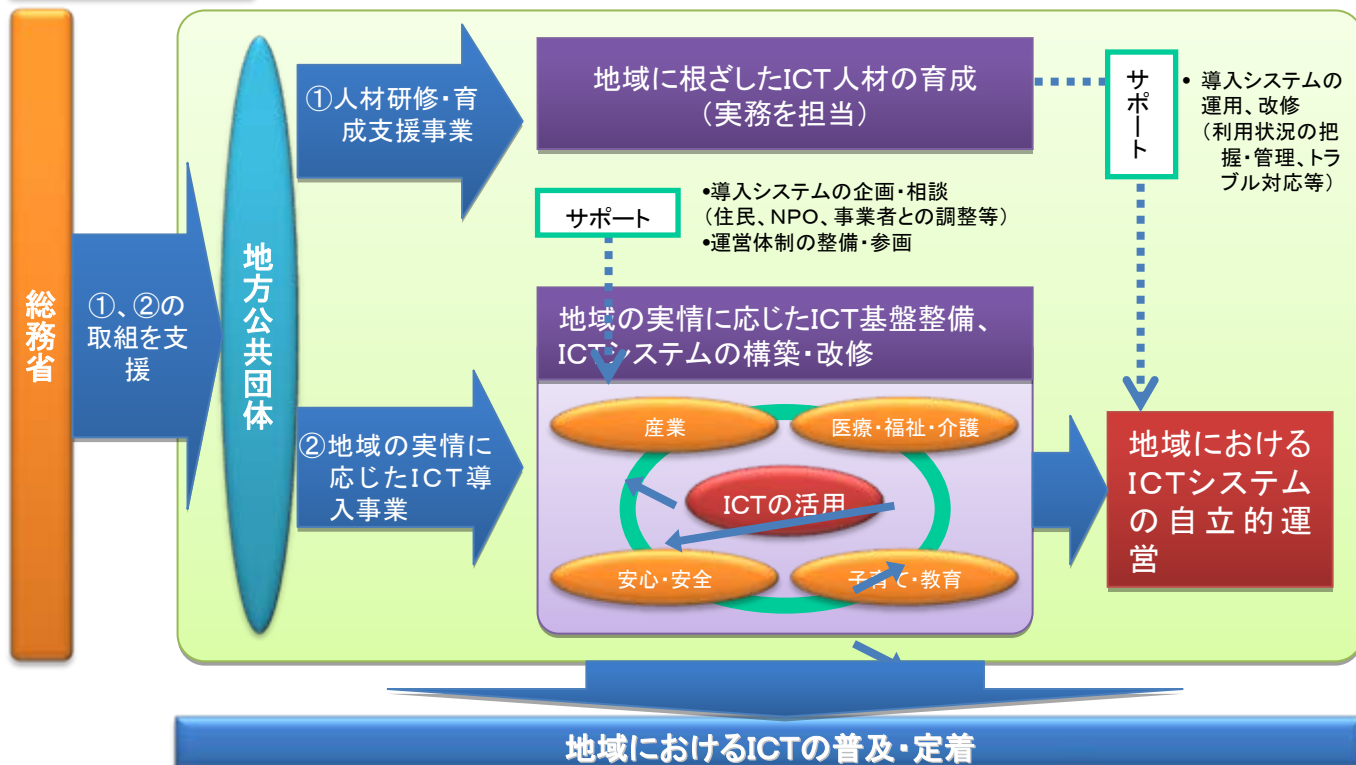
ICT関連技術を集中的、効果的に活用して、地域住民が生活利便の向上、安心・安全を実感できる街づくり「ユビキタスタウン」の全国展開を推進するため、各地域におけるICTの導入を支援することを目的とする。

- ◆ 「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)において、「ICTを活用した地域の活性化等(ユビキタスタウンの構築等)」が明記されている。
- ◆ デジタル新時代に向けた新たな戦略(三か年緊急プラン)」(平成21年4月9日 IT戦略本部)においても、「地域活性化に大きな効果が期待されるユビキタス技術の実用化に向けた取組(ユビキタスタウン構想の推進)を集中的に実施する」こととされている。

施策の概要

地域の医療、福祉、防災、行政、産業、農業、観光などの様々な分野において、ICTの利活用により、地域の諸課題の解決、地域経済社会の活性化を実現するため、「地域ICT利活用モデル構築事業」によって構築されたモデルや他地域のICT導入事例等を基にした、地方公共団体(NPOなどとのコンソーシアム等も含む)におけるICTの導入に係る一連の取り組み(基盤整備、システム構築・運営、人材研修・育成等)を幅広く支援するため、定額の補助金を交付する。

事業イメージ

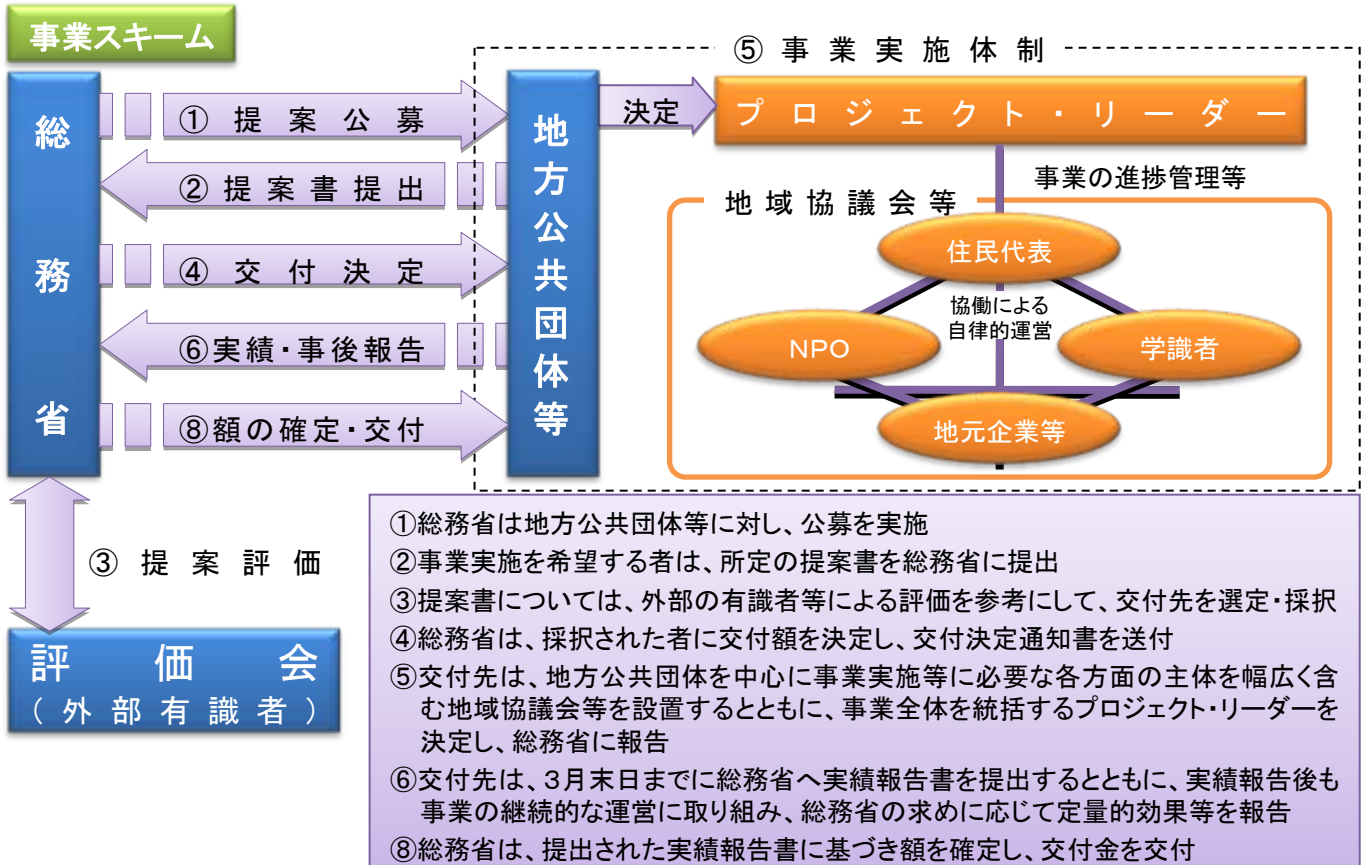


お問合せ先

■ 東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課 Tel 022-221-7432

施策の詳細は次のURL参照 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/joho/index.html>

地域ICT利活用推進交付金(事業スキーム)



- ◆ 交付先: 都道府県、特別区、市町村(広域連合、一部事務組合を含む)及びこれらを含む連携主体、第三セクター
- ◆ 交付額: 1事業につき、4つの交付枠(1億円、5千万円、3千万円、1千5千万円)のうち、希望するいずれか1つの枠から、事業規模・内容に応じて交付(交付下限額: 1千万円)
- ◆ 募集時期: 平成21年6月30日～7月29日(平成21年度補正予算のため次年度以降は未定)

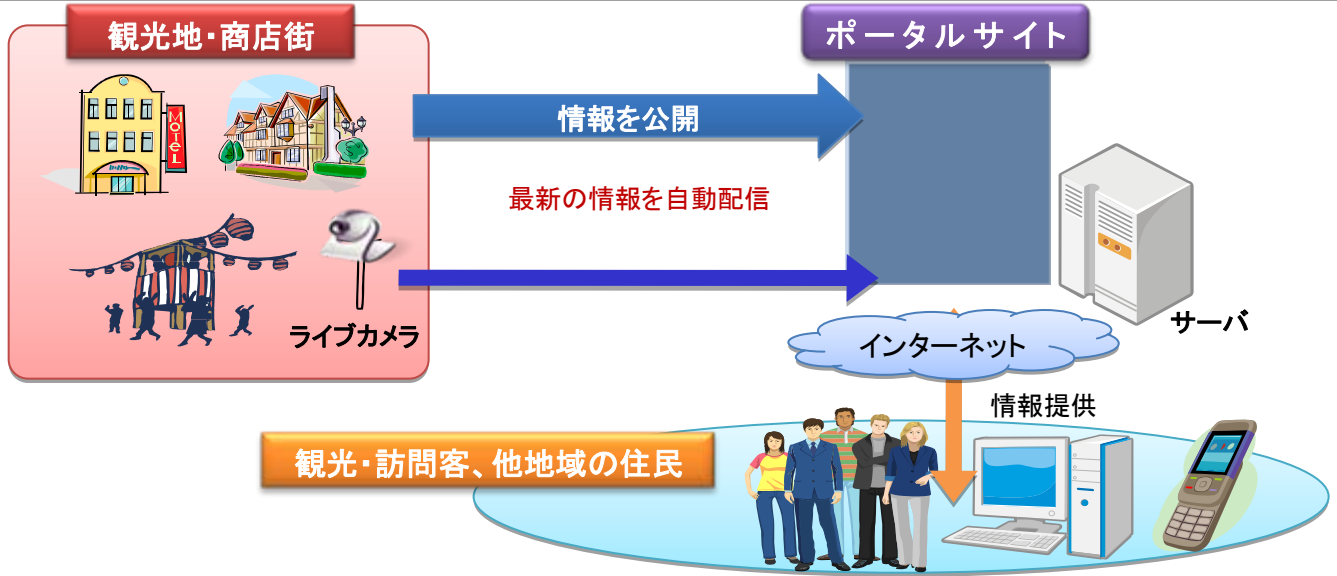
評価のポイント

項目	小項目	内容
評価基準項目	地域性・独創性	住民ニーズや地域固有の実情を的確に反映し、地域ならではの創意工夫に基づいた事業であること
	技術性・先進性	①複数のICTシステムを連携させる、②ICTモデル等を発展的に応用する、③複数の市町村間でシステム連携させるなど、機能性、効果性の高いICT利活用に資する事業であること
	汎用性	ICTシステムの低廉化・共通化(オープンソース化)を図るなど、他地域においても円滑かつ容易に導入・展開できる汎用性の高い事業であること
	安心・安全等の期待される効果	ICTを活用した事業展開により、地域住民が早期に安心・安全、利便向上などを実感でき、また、定量的な指標によりそれを評価できる事業であること
	地域経済への波及効果	ICTシステム・機器等の調達などを通して、地域経済への高い波及効果をもたらす事業であること
	ICT人材の参画	地域に密着して事業の実施(ICTシステムの導入)をサポート等するICT人材(育成等を含む)を参画させた事業であること
	事業計画の熟度	資金計画、実施体制などを含めて事業計画の熟度が高いものとなっており、財政面、運営体制面から、確実な事業の実施、自律的運営が見込まれ、かつ、費用対効果が高い事業であること
	事業の継続性	事業開始以降、将来にわたって、事業を継続・運営できる事業であること
評価加点要素	複数プロジェクトの実施	複数のICTプロジェクトの実施・連携により、相乗効果を発揮させて、地域の安心・安全などの飛躍的な向上を図る事業
	定住自立圏構想等の実施	複数の市町村が連携・機能分担する定住自立圏構想を実施(予定含む)等することにより、ICTのメリットが、広域(多くの住民)に及ぶ事業
	地域独力でのブロードバンド整備	利活用の前提となるブロードバンドの整備について、自治体負担の生じない民間整備ではなく、ICT交付金の国庫補助(交付金を除く)を受けながら、地域独力で整備を実施(今後の予定を含む)

地域ICT利活用推進交付金 (ICT利活用イメージ: 観光関連)

(1) 観光情報の発信

機能：観光・訪問客等への観光情報発信
効果：観光情報配信ポータルサイトを構築して、観光・訪問客や他地域の住民に、リアルタイムでの地域の観光地、名産品、クーポンなどの情報を提供し、観光・訪問客等の流入・増加を実現
システム構成：ライブカメラ、サーバ、パソコンなど



(2) 携帯電話を活用した観光案内サービス

機能：携帯電話を活用した観光ナビ(移動案内など)
効果：GPS機能付携帯を活用して、観光・訪問客の現在地から最寄の観光地情報や観光施設までの電子地図による道案内や公共交通の乗換案内を行い、観光・訪問客の利便の向上を実現
システム構成：GPS機能付携帯電話、サーバ、パソコン



◆お問い合わせ・相談窓口◆

観光立国推進東北地方連絡会議
(とうほく観光推進会議)

連絡先

☆観光立国推進東北地区省庁連絡会議 総合事務局

国土交通省 東北運輸局 企画観光部 観光地域振興課

〒980-0011 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
TEL 022-380-1001 FAX 022-791-7538 <http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/>

<担当県>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

国土交通省 東北地方整備局 企画部 企画課

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15
TEL 022-225-2171 FAX 022-221-9890 <http://www.thr.mlit.go.jp/>

<担当県>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

農林水産省 東北農政局 農村計画部 農村振興課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
TEL 022-261-6734 FAX 022-715-8217 <http://www.maff.go.jp/tohoku/index.html>

<担当県>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

経済産業省 東北経済産業局 産業部 商業・流通サービス産業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
TEL 022-221-4914 FAX 022-215-9463 <http://www.tohoku.meti.go.jp/>

<担当県>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

環境省 東北地方環境事務所 国立公園・保全整備課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎
TEL 022-722-2874 FAX 022-722-2872 <http://tohoku.env.go.jp>

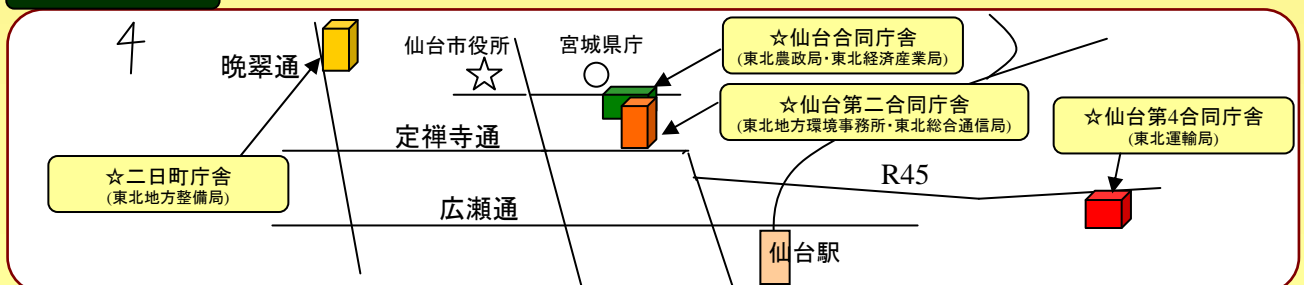
<担当県>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

総務省 東北総合通信局 総務課 企画広報室

〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎
TEL 022-221-0605 FAX 022-221-0612 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>

<担当県>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

案内図



本書を活用し、地域を盛り上げよう!



<http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/ks/guidebook.htm>